

第2期
甘楽町子ども・子育て支援事業計画



令和2年（2020年）3月

甘 楽 町

はじめに



少子高齢化が進行する中で、就労環境の変化をはじめ、地域社会の希薄化、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等が変化しつつあります。本町においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子育て支援施策とともに、地域で子育てしやすい社会の構築にむけて総合的な施策の推進を図ってきました。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなり、本町においても、「甘楽町次世代育成支援行動計画」を包含した「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育について必要な量を定め、子どもの健全な育成や子育て支援策を進めてきたところです。

こうした中、第1期計画が令和元年度をもってその期間が終了することから、引き続きすべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、これまでの取り組みに対する、評価・検証を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とした「第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画の策定にあたりご尽力いただきました、「甘楽町子ども・子育て審議会」の皆様をはじめ、「ニーズ調査」や「パブリックコメント」などにご協力いただきました町民の皆様には心から感謝申し上げます。本町といたしましては、本計画の遂行を通して子どもにより良い環境を提供するとともに、子育てしやすいまちを目指してまいります。町民の皆様におかれましては、子どもは家庭の宝はもちろんのこと、町の宝ですからみんなで育てていくようご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年（2020年）3月

甘楽町長 茂原 莊一

【目次】

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
(1) 計画の法的根拠	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	2
(5) 計画の策定体制と経緯	2

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口動態等の状況	3
(1) 総人口・世帯数・年齢区分別人口の推移	3
(2) 子育て世帯の推移	4
(3) 地域別人口・世帯数	5
(4) 社会動態（転入数・転出数）の状況	6
(5) 結婚・離婚の状況	6
2 出生・女性の就労の状況	9
(1) 出生数と出生率の推移	9
(2) 合計特殊出生率の推移	9
(3) 女性の就労状況	10
3 教育・保育施設の状況	11
(1) 就学前の子どもの居場所の状況	11
(2) 保育所・幼稚園の利用児童数と定員の状況等	11
(3) 保育所と幼稚園の利用状況	12
(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況	13
4 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果と分析	14
(1) 調査の概要	14
(2) 調査結果の概要	15
(3) ニーズ調査から抽出された課題への対応方針	19
5 第1期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の評価	20
(1) 第1期計画の概要	20
(2) 第1期計画の達成状況と具体的取組み	20

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念	21
2 計画の目標	22
3 計画の全体像	23

第4章 施策の展開

基本目標1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち	24
1 親と子のこころとからだの健康支援	24
(1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援	24
(2) 子どもの成長と発達への支援	25
(3) 食育の推進	26
(4) 小児保健医療体制の充実	27
2 生きる力を育む教育の充実	27
(1) 家庭教育の支援	27
(2) 乳幼児教育の充実	27
(3) とともに子育てを担う意識の醸成	28
基本目標2 にこにここと 子どもを育てるまち	28
1 地域で支えあう子育ての推進	28
(1) 総合的な子育て情報の提供	28
(2) 地域力の活用による子育て支援	29
(3) ボランティア活動の活性化	29
2 子育て家庭全般への子育て支援の充実	30
(1) 働く家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの実施	30
(2) 子育ての精神的・身体的負担の軽減	31
(3) 交流機会の提供	31
(4) 多様な働き方の実現	32
基本目標3 みんなで 子どもを育むまち	32
1 安心・安全な生活環境の整備	32
(1) 子育てにやさしい生活環境の整備	32
(2) 子どもの安全の確保	33
(3) 自然災害対策の推進	34
2 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	35
(1) 子どもの権利の尊重	35
(2) 児童虐待の防止と対応	35

第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 教育・保育提供区域の設定	37
(1) 未就学児童（0歳～5歳）の分布	37
(2) 就学児童（6歳～11歳）の分布	37
(3) 教育・保育・子育て支援施設の分布	38
(4) 教育・保育提供区域の設定	38
2 教育・保育施設の充実	39
(1) 保育の必要性の事由	39
(2) 認定区分等	40

(3) 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期	4 1
(4) 確保の方策	4 4
3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	4 7
(1) 基本的な方針	4 7
(2) 一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	4 7
4 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	4 9
(1) ニーズ調査にみる職場復帰の状況	4 9
(2) 基本的な方針	5 1
(3) 円滑な利用の確保方策	5 1

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 相談・支援を行う事業	5 2
(1) 利用者支援事業（母子保健型）	5 2
(2) 地域子育て支援拠点事業	5 2
2 訪問による事業	5 3
(1) 乳児家庭全戸訪問事業	5 3
(2) 養育支援訪問事業	5 3
3 通所による事業	5 4
(1) 子育て短期支援事業	5 4
(2) 一時預かり事業	5 5
(3) 延長保育事業	5 6
(4) 病児・病後児保育事業	5 6
(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	5 7
4 その他の事業	5 8
(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	5 8

第7章 計画の推進

1 分野別の役割	5 9
2 推進体制等の整備	6 0

資料編

1 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果（詳細版）	6 1
2 第1期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の達成状況と具体的取組み	9 6
3 甘楽町子ども・子育て審議会	1 0 7

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展や、子ども・子育て家庭を取り巻く厳しい環境の変化の中で、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立した趣旨に則り、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」の方針を引き継ぎ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指して、第2期計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画により、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、甘楽町の独自性を踏まえながら、甘楽町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

なお、本計画は少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としても位置付けるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「甘楽町第5次総合計画 KANRA プラン輝き」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、すべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭や保育・幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「甘楽町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康かんら21（第3次計画）」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。計画最終年度である令和6年度（2024年度）には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



(4) 計画の対象

子ども・子育て支援新制度では、地域及び社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を保障するという社会全体の目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

(5) 計画の策定体制と経緯

① ニーズ調査の実施

計画の策定に先立ち、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）、小学生1～6年生の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

② 審議会の設置

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、甘楽町における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による住民、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「甘楽町子ども・子育て審議会」を設置し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

また、計画素案の段階で住民から広く意見を募集するために、令和2年（2020年）1月15日から令和2年（2020年）2月7日までパブリックコメントを実施しました。

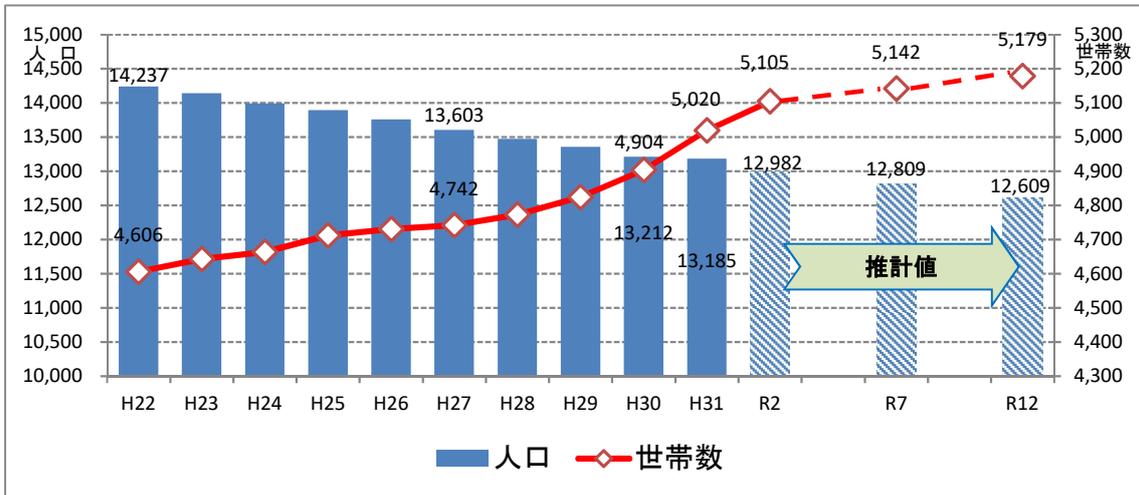
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口動態等の状況

(1) 総人口・世帯数・年齢区分別人口の推移

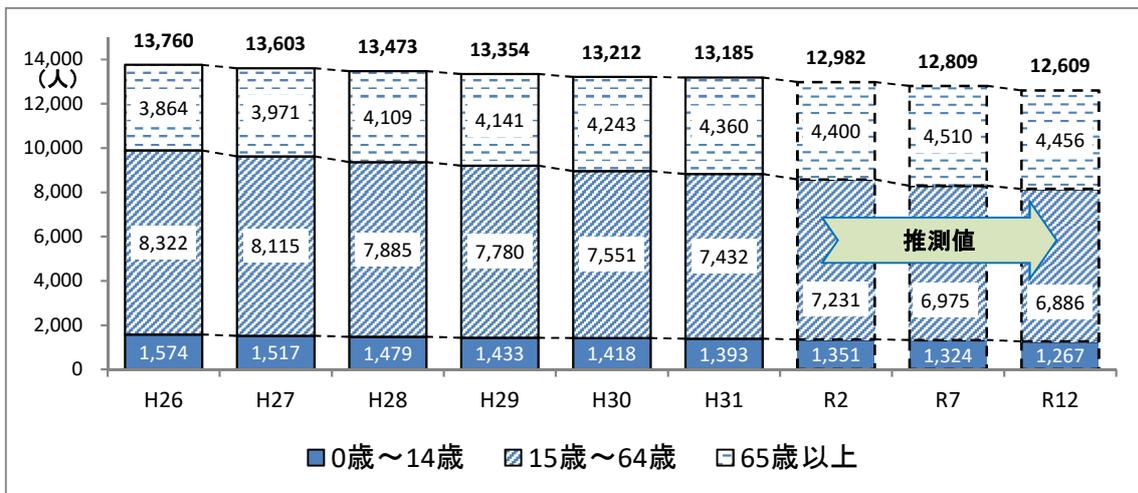
- 本町の総人口は、年々減少し、平成31年で13,185人となっています。一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員数は減少しています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口の減少と65歳以上の老年人口の増加の傾向が続いています。なお、令和7年（2025年）以降は老年人口も減少に転じることが予測されます。
- 令和7年（2025年）には高齢化率が35%を超えることが予測されます。

【総人口の推移】



(実績：住民基本台帳[各年4月1日現在] 推計：住民基本台帳を元に計算)

【年齢3区分別人口の推移】

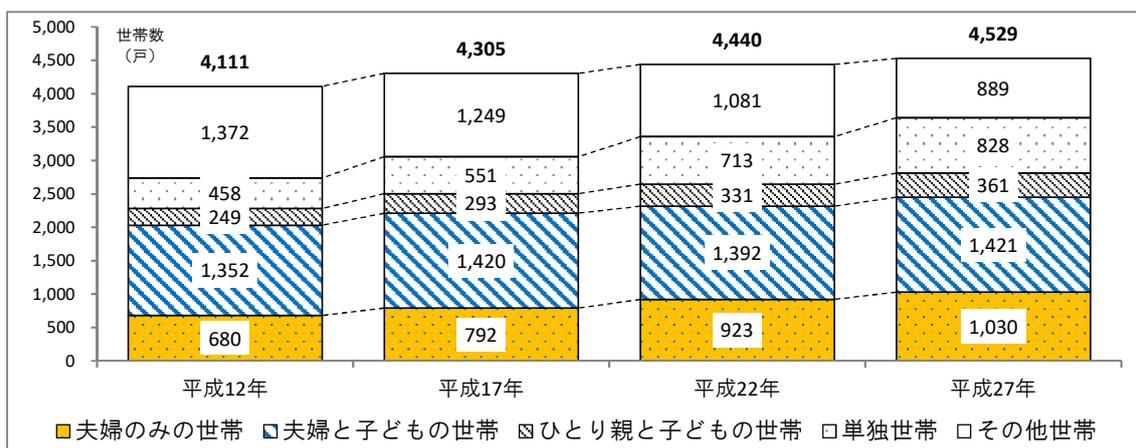


(実績：住民基本台帳[各年4月1日現在] 推計：住民基本台帳を元に計算)

(2) 子育て世帯の推移

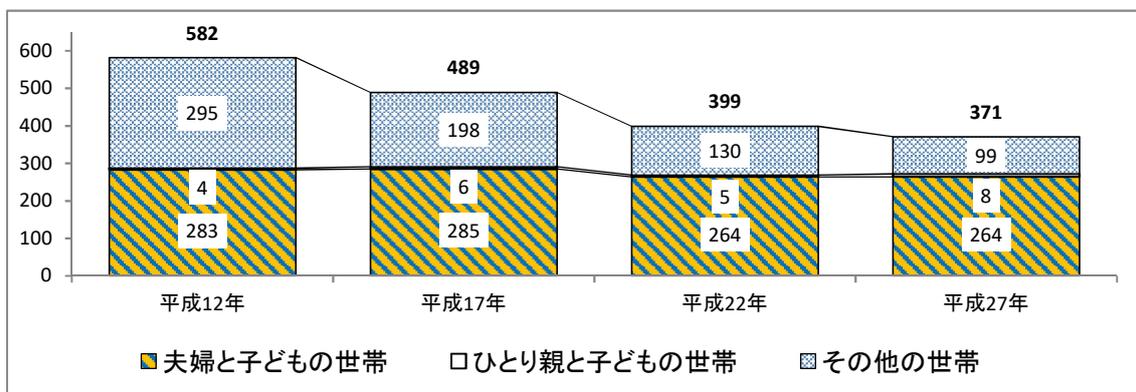
- 子育て世帯が減少している中、ひとり親世帯は増加しています。
- 子育て世帯（6歳未満の子どものいる世帯）は、平成12年（2000年）から平成27年（2015年）で211世帯（約36%）減少しています。また、3世代同居世帯のうち6歳未満の子どものいる世帯は、217世帯（約74%）減少しています。

【世帯の動向（全体）】



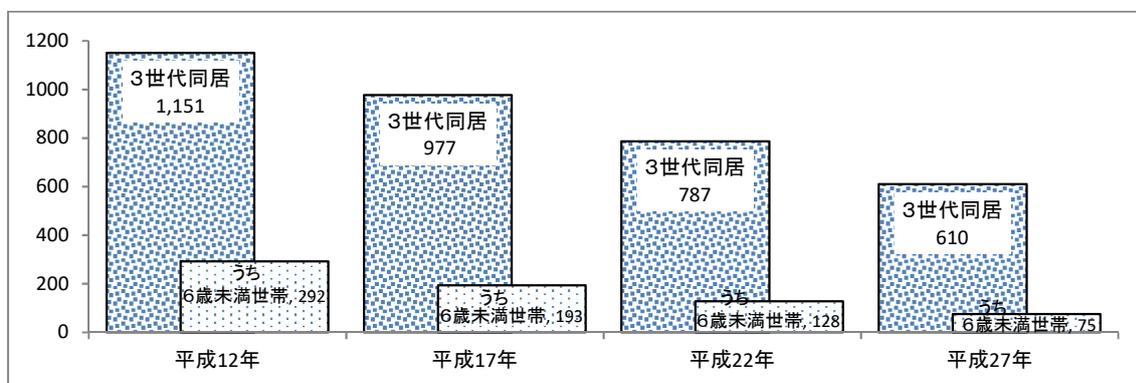
(資料：国勢調査)

【子育て世帯の動向（6歳未満の子どものいる世帯）】



(資料：国勢調査)

【3世代同居世帯の動向】



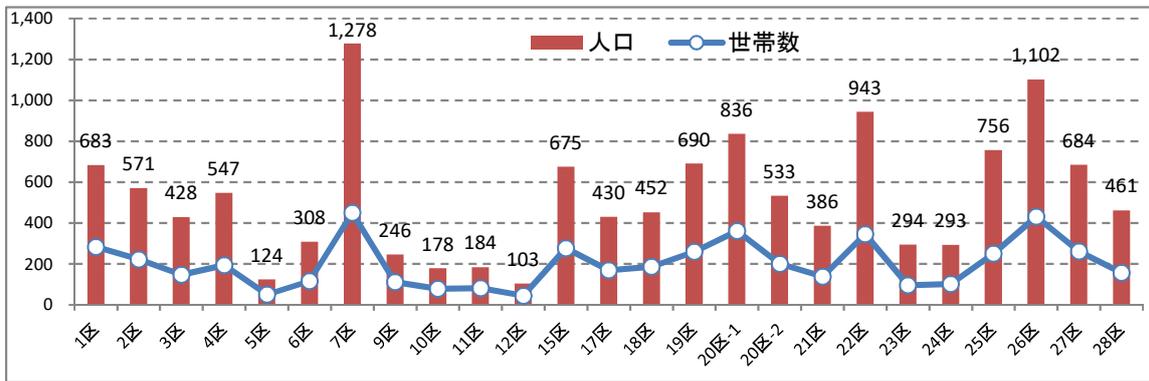
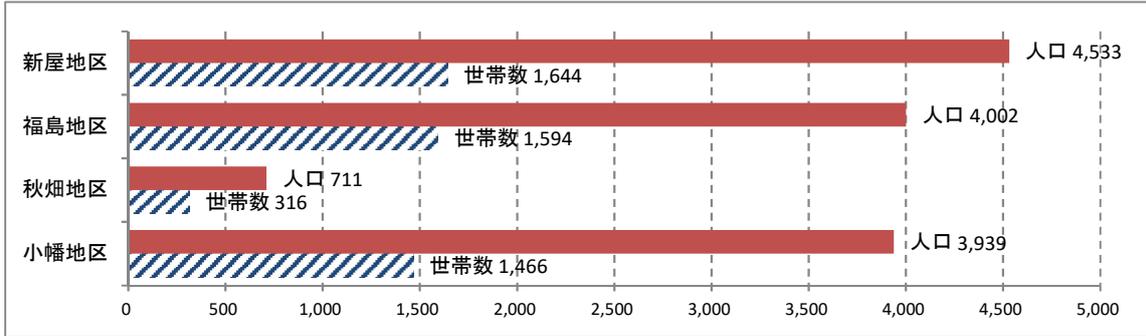
(資料：国勢調査)

(3) 地域別人口・世帯数

- 地域別人口は、新屋地区が4,533人で最も多く全体の34%、続く福島地区は4,002人で全体の30%、小幡地区も3,939人で全体の30%を占めています。
- 6歳未満の子どものいる世帯の割合でも、新屋地区が最も高くなっています。

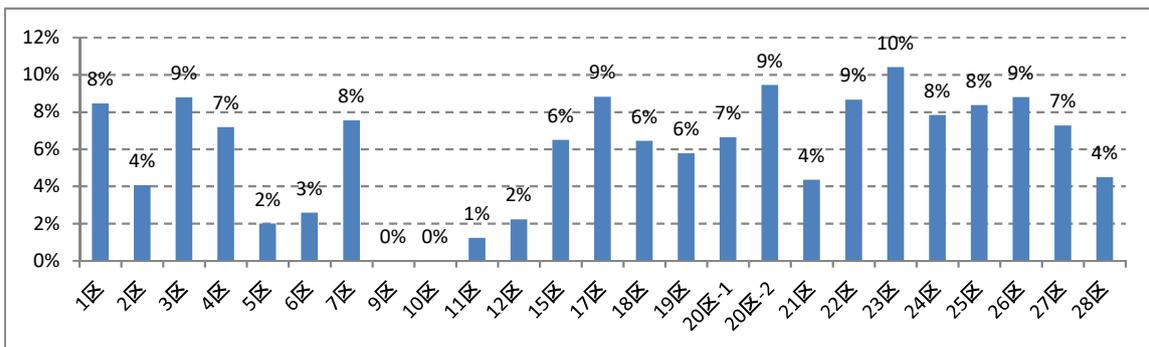
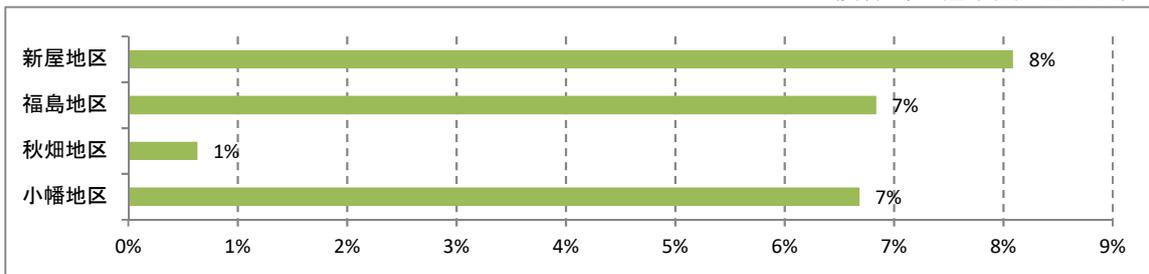
【地域別人口・世帯数】

(資料：住民基本台帳 H31.4.1)



【6歳未満の子どものいる世帯の割合】

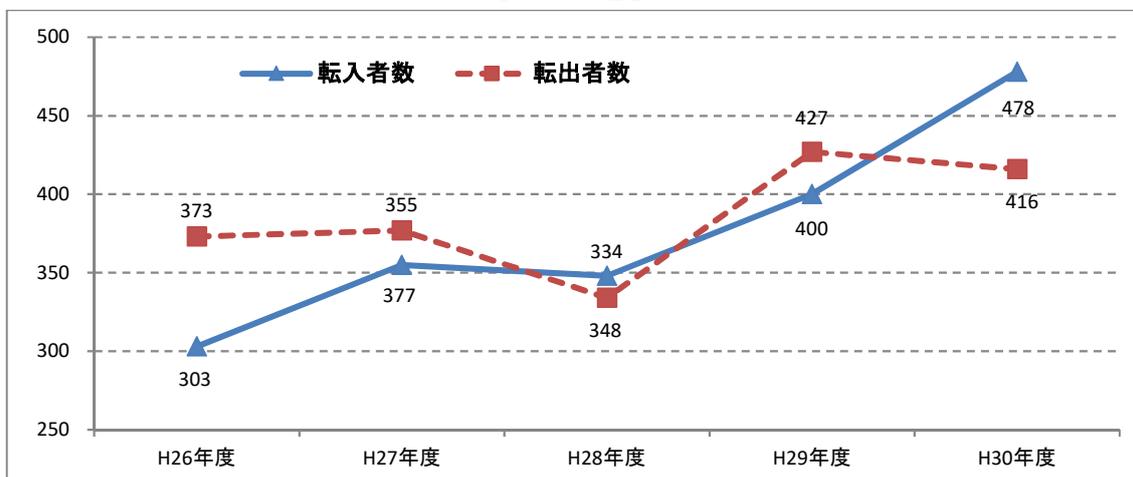
(資料：住民基本台帳 H31.4.1)



(4) 社会動態（転入数・転出数）の状況

- 平成30年度（2018年度）の転入数は478人、転出数は416人で転入数が転出数を上回っています。
- 経年でみると、転入・転出数とも増加傾向にあります。

【社会動態】



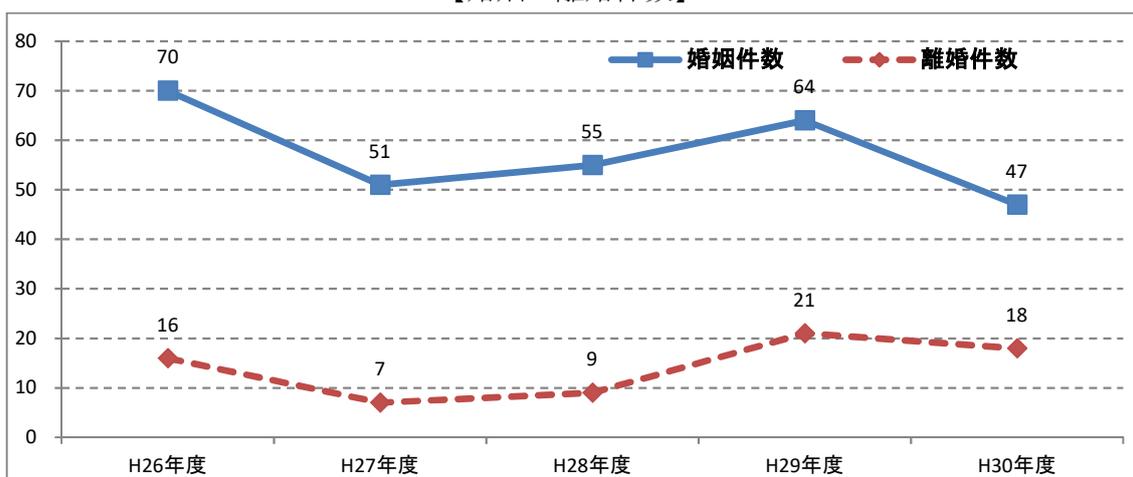
(資料：住民基本台帳)

(5) 結婚・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数

- 平成30年度（2018年度）の婚姻件数は47件となっており、減少傾向にあります。
- 離婚件数は近年増加傾向でしたが、平成30年度（2018年度）は減少しています。

【婚姻・離婚件数】

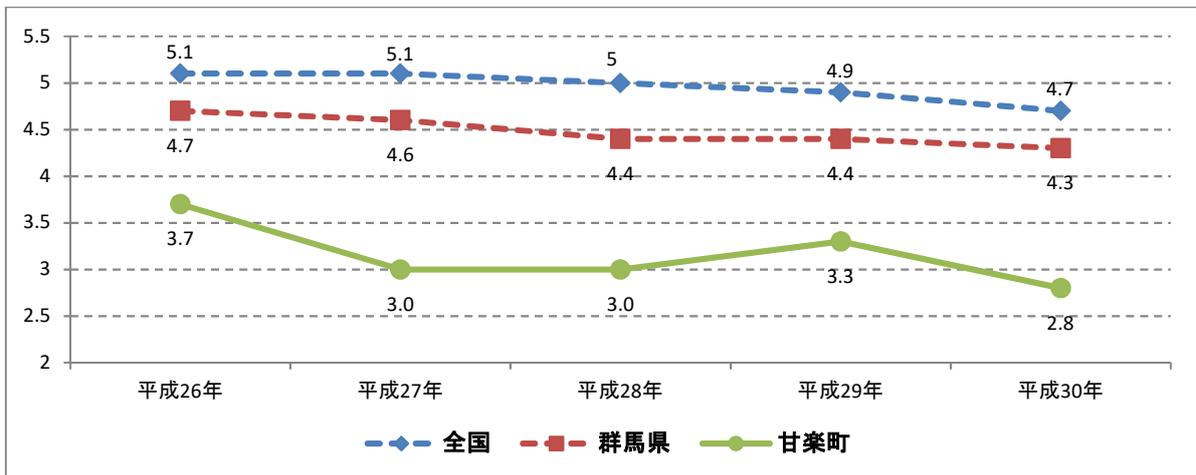


(資料：住民基本台帳)

② 婚姻率

- 平成26年（2014年）以降、全国平均・群馬県平均とも緩やかな減少傾向で推移しています。本町においても緩やかな減少傾向にあります。
- 本町の平成30年（2018年度）数値は、県平均に比べ1.5ポイント下回っています。

【婚姻率（人口千人対）】

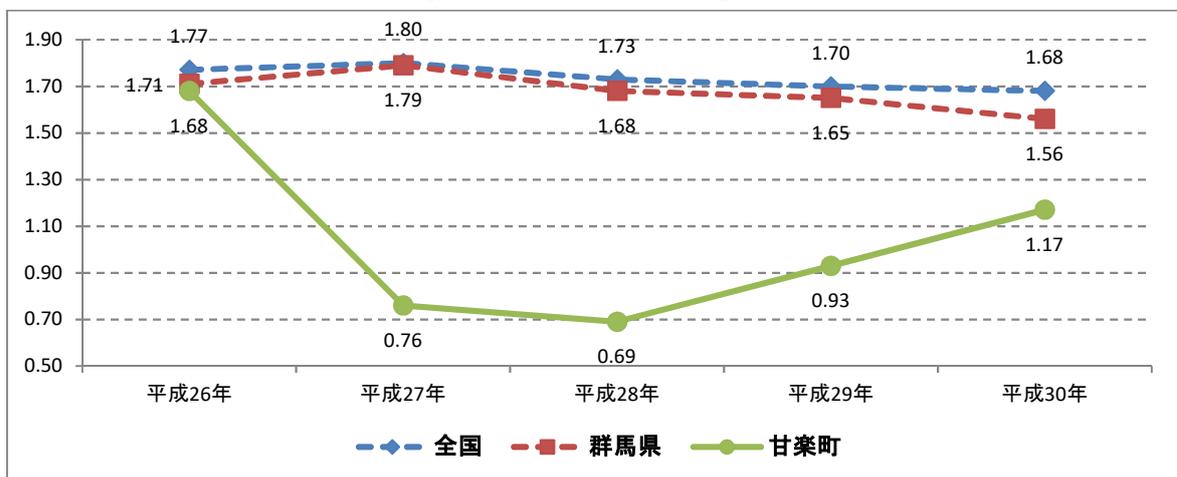


(資料：群馬県健康福祉課)

③ 離婚率

- 本町の離婚率は、全国・群馬県平均に比べ低く推移しています。

【離婚率（人口千人対）】



(資料：群馬県健康福祉課)

④ 未婚率

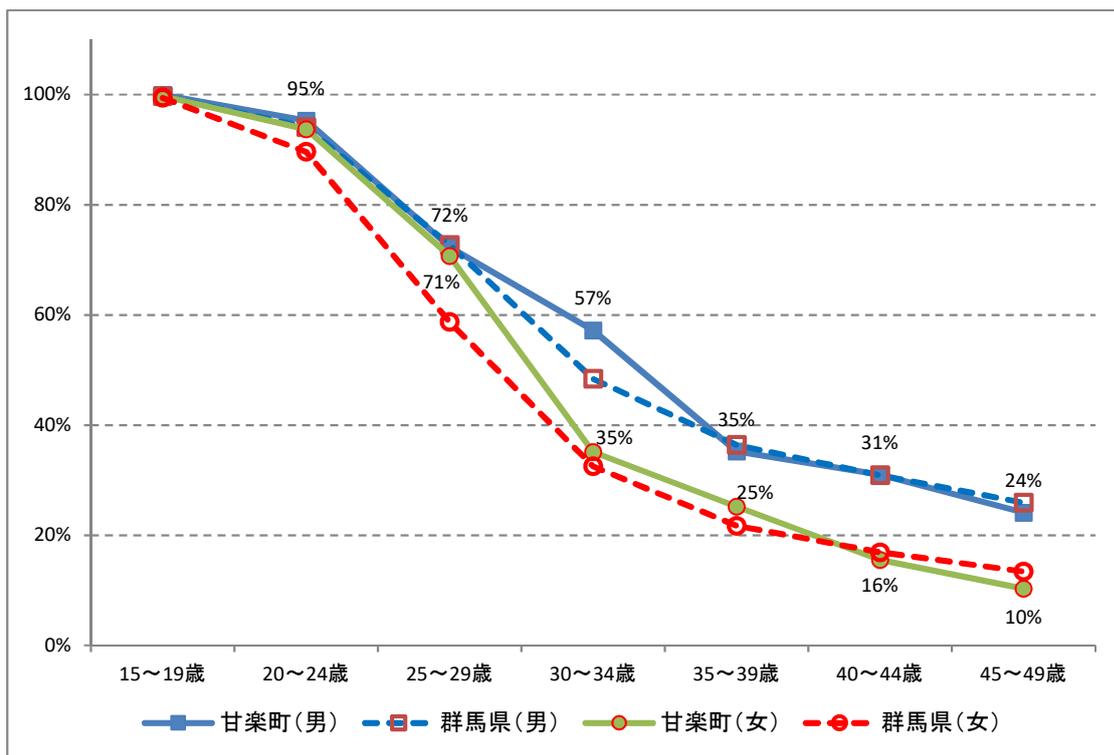
- 女性の未婚率は、25～29歳が71%、30～34歳が35%、35～39歳が25%で、いずれも群馬県の未婚率を上回っています。
- 男性の未婚率は、30～34歳が57%で、群馬県の未婚率を上回っています。

【未婚率】

	男性			女性		
	甘楽町(a)	群馬県(b)	(a)-(b)	甘楽町(a)	群馬県(b)	(a)-(b)
15～19歳	100%	100%	0%	100%	99%	1%
20～24歳	95%	94%	1%	94%	90%	4%
25～29歳	72%	73%	▲1%	71%	59%	12%
30～34歳	57%	48%	9%	35%	33%	2%
35～39歳	35%	36%	▲1%	25%	22%	3%
40～44歳	31%	31%	0%	16%	17%	▲1%
45～49歳	24%	26%	▲2%	10%	13%	▲3%

(資料：国勢調査 H27)

【未婚率】



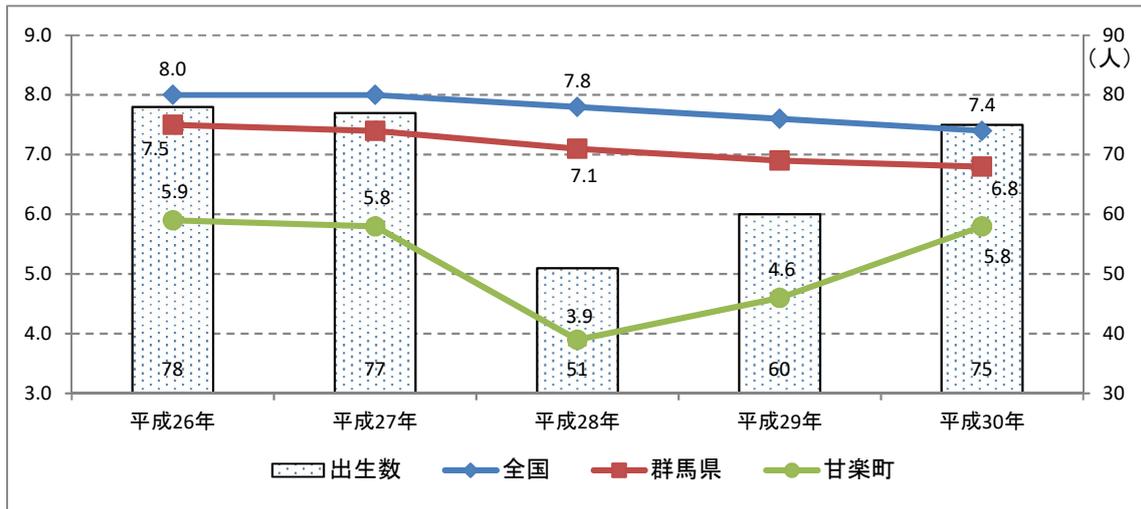
(資料：国勢調査 H27)

2 出生・女性の就労の状況

(1) 出生数と出生率の推移

- 本町の出生数は、近年70人前後で推移しています。
- 出生率については、各年とも全国・群馬県の値を下回っています。

【出生数と出生率の推移】

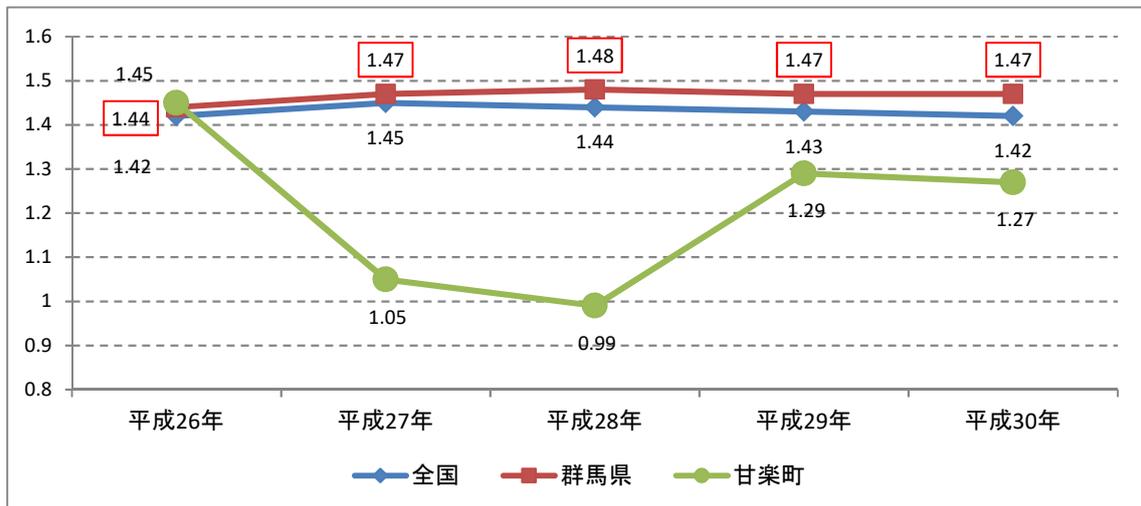


(資料：住民基本台帳)

(2) 合計特殊出生率の推移

- 本町の合計特殊出生率^{※1}は、全国・群馬県と比べると、平成27年(2015年)以降は、各年とも低く推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



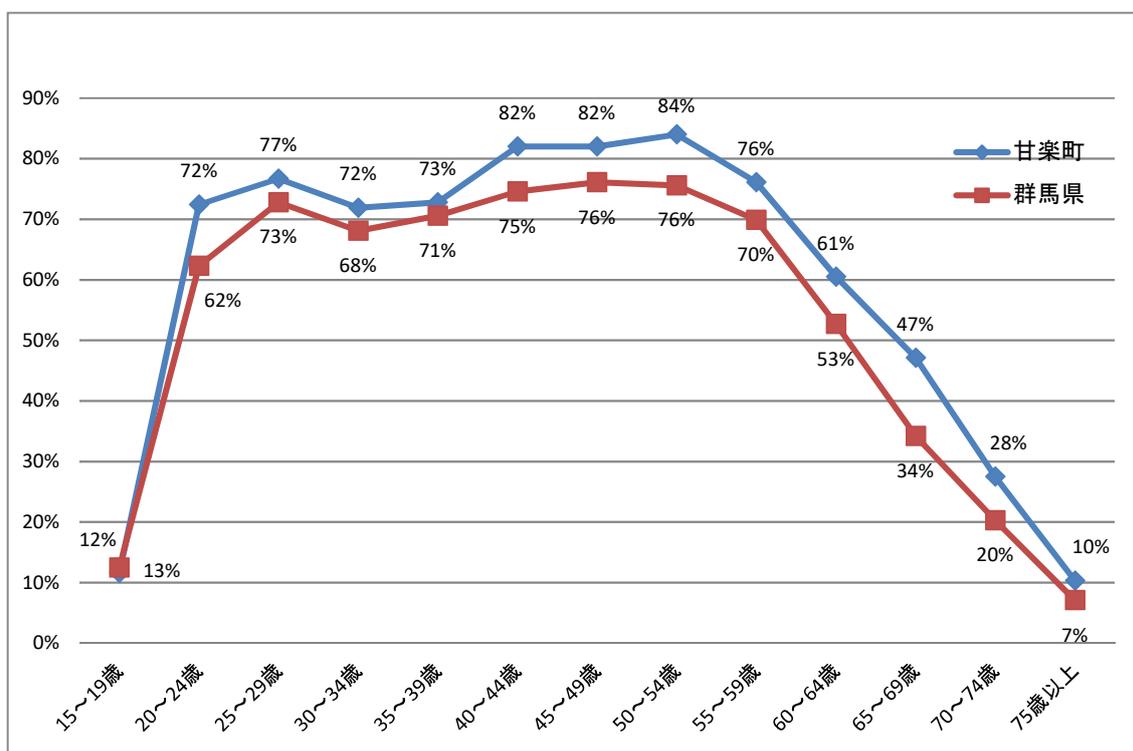
(資料：群馬県健康福祉課)

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を推計したものです。

(3) 女性の就労状況

- 女性全体の年齢階層別就業率は、出産育児期と思われる30代に落ち込み、40代で再び増加しています。
- 本町の女性全体の年齢階層別就業率は、15～19歳以外の階層においてすべて、県平均を上回っています。

【女性の年齢階層別就業率】



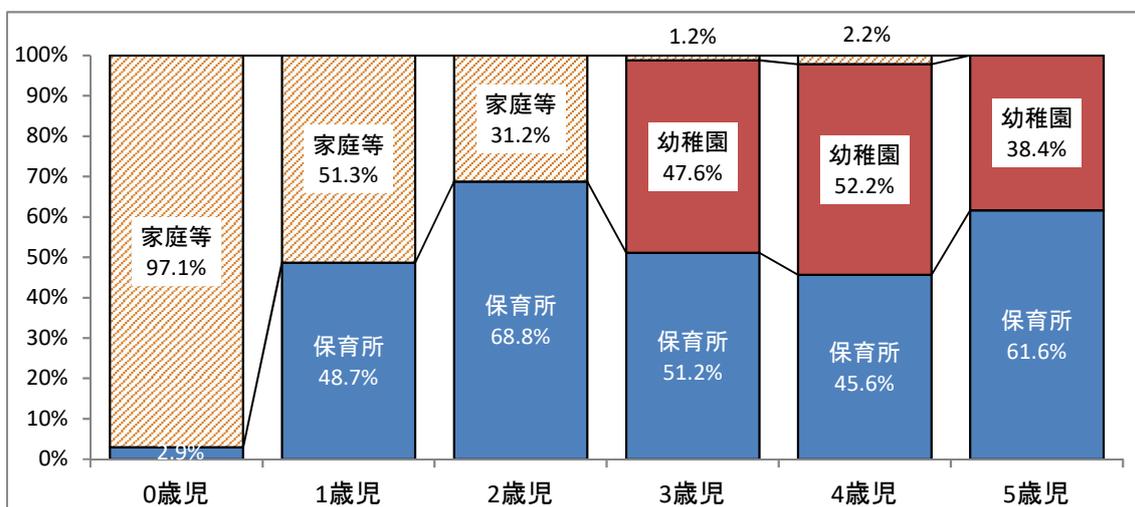
(資料：国勢調査 H27)

3 教育・保育施設の状況

(1) 就学前の子どもの居場所の状況

- 3歳以上児の大部分が幼稚園又は保育所に入所しています。
- 幼稚園を利用できる3歳以上児でも、保育所を利用する児童が多くなっています。

【就学前の子どもの居場所】

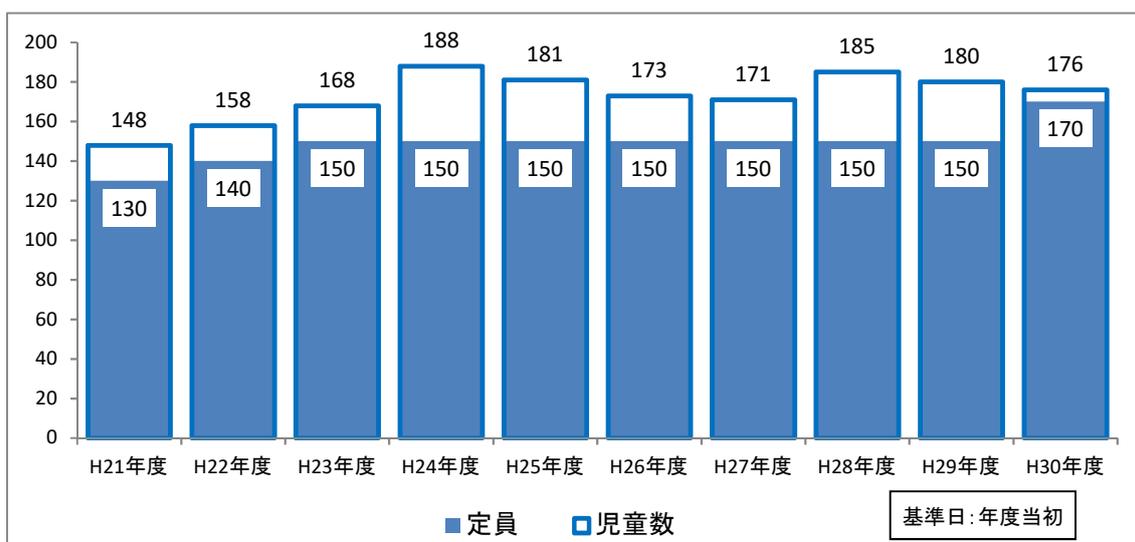


(資料：健康課資料、教育委員会資料)

(2) 保育所・幼稚園の利用児童数と定員の状況等

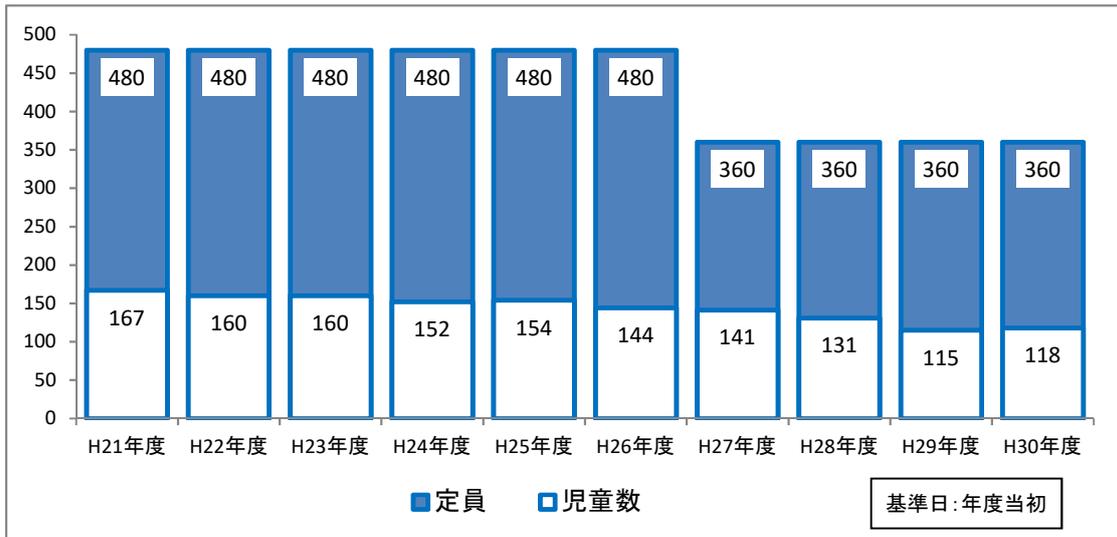
- 保育所の利用は、定員を上回る状況が続いております。なお、本町においては、待機児童は発生していません。
- 幼稚園の利用児童数は、定員より約240人少なくなっています。

【保育所：利用児童数と定員の推移】



(資料：健康課資料)

【幼稚園：利用児童数と定員の推移】

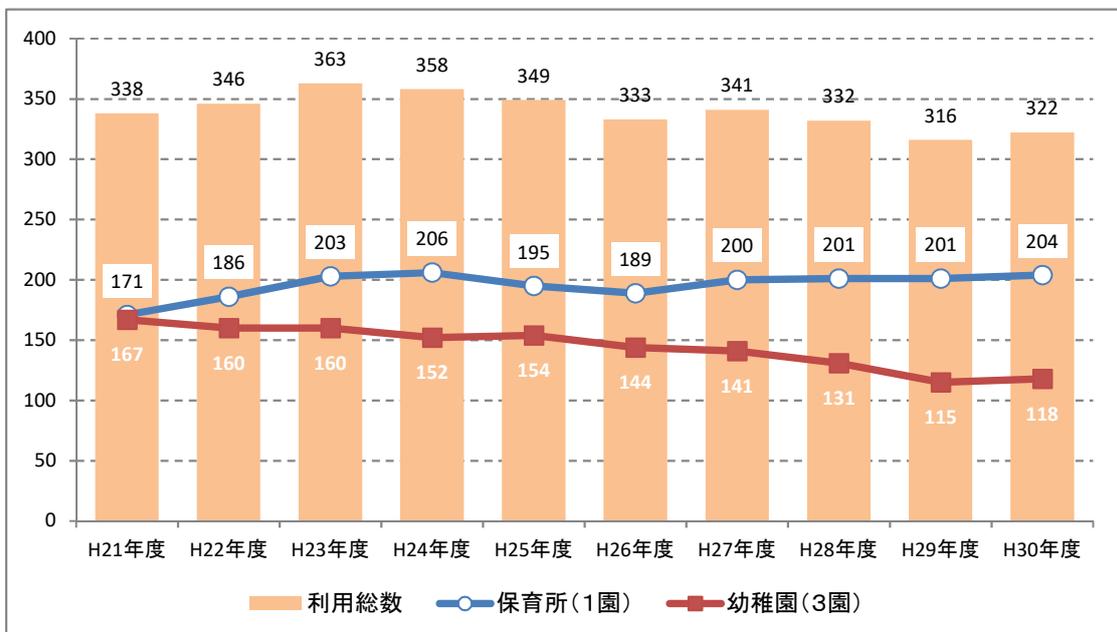


(資料：教育委員会資料)

(3) 保育所と幼稚園の利用状況

- 児童数で見ると、平成21年度(2009年度)を境に幼稚園より保育所の方が多く利用されています。
- 本町の幼稚園(3園)及び保育所(1園)は、すべて公立です。
- 本町には待機児童はありません。

【保育所・幼稚園の利用状況】



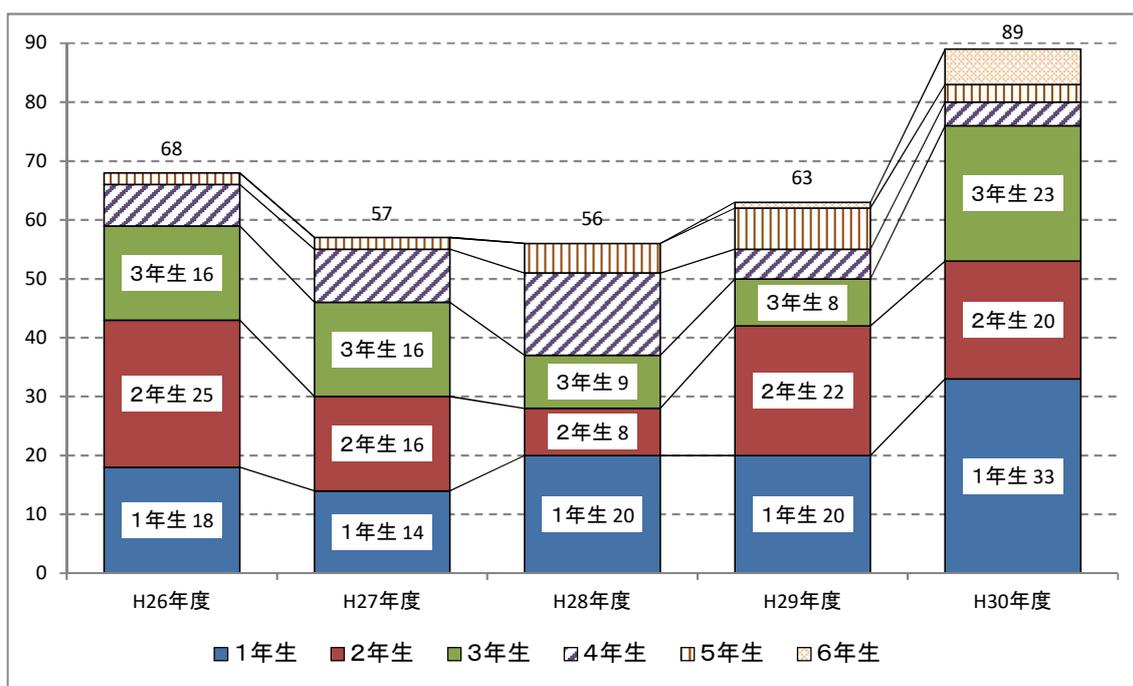
基準日：幼稚園は、年度当初
保育所は、年度末

(資料：健康課資料、教育委員会資料)

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況

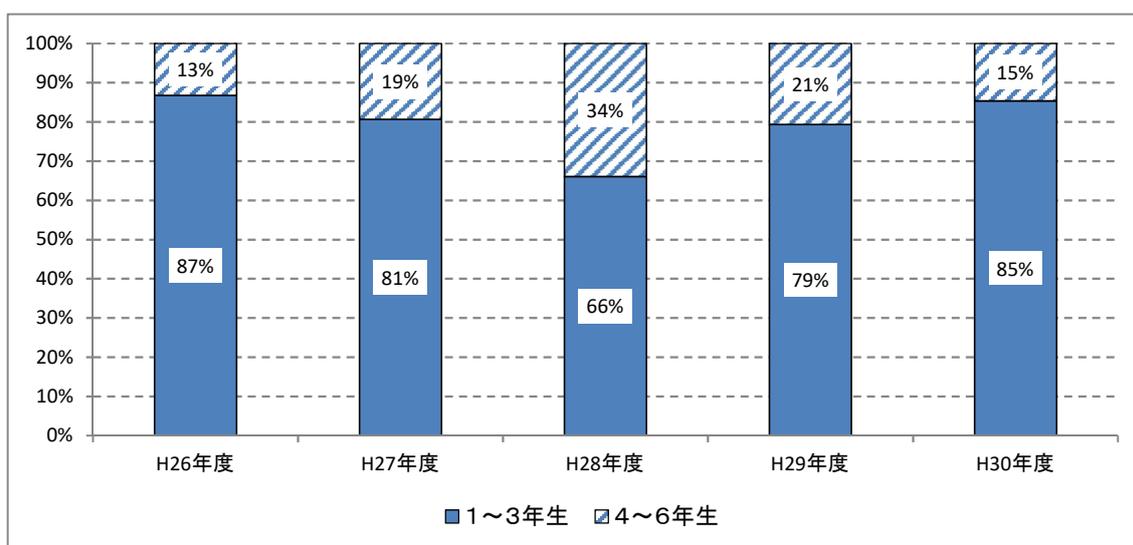
- 本町には3つの小学校区がありますが、学童保育所は1か所となっています。
- 平成30年度（2018年度）は、前年度に比べて26人増加しており、その主な要因としては保育所から移行した、1年生の利用増加があげられます。
- 低学年（1～3年生）の利用は80%前後で推移しています。

【学童保育所の利用状況】



(資料：健康課資料)

【学年区分別の利用状況】



(資料：健康課資料)

4 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握や住民の子育て支援に関する意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2) 調査の対象

甘楽町在住の未就学児童及び小学生児童

① 未就学児童：悉皆調査 約 352 世帯 476 人（世帯ごとの調査）

（ア） 保育園児のいる世帯： 137 世帯 223 人

（イ） 幼稚園児のいる世帯： 104 世帯 119 人

（ウ） 上記（ア）（イ）に属さない世帯： 111 世帯 134 人

※対象年齢：平成 25 年(2013 年)4 月 2 日～調査時点生まれ

② 小学生児童：悉皆調査 約 458 世帯 596 人（世帯ごとの調査）

※対象年齢：平成 19 年(2007 年)4 月 2 日～平成 25 年(2013 年)4 月 1 日生まれ

3) 調査の方法

① 調査期間 令和元年(2019 年)7 月 8 日～7 月 26 日

② 送付方法 就園児および小学生： 手渡し（学校等に依頼）
その他未就学児： 郵送

③ 回答方法 郵送による回答

4) 回収の状況

① 未就学児童 送付数：352 件 回収数：229 件 有効回答率：65.0%

② 小学生児童 送付数：458 件 回収数：266 件 有効回答率：58.0%

(2) 調査結果の概要

【就学前児童】

回答者等の基本情報

- お子さんの数は、2人が最も多く38.5%、1人の方も26%と、2人以下が回答者の約65%を占めています。
- 甘楽町に住んでいる年数では、「5年未満」が38%、「5年以上10年未満」が25%と居住年数の比較的短い方が63%を占めています。

子どもの育ちをめぐる環境

- 多くの方が、祖父母等の親族や友人・知人など身近な人に頼り、相談できる環境にあることが伺えます。
- ・日常的あるいは緊急時には、ほとんどの方（96.5%）が何らかの方法でお子さんを預かってもらえる環境に（人の存在が）ある
- ・約98%の方が、子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いる（ある）」
- ・相談相手で最も多かったのは「親や家族」で96%、次いで「知人や友人」で75%

母親の就労状況

- 母親の71%が現在就労しています。
- ・就労者のうち「パート・アルバイト等」が39%、「フルタイム」が32%
- ・「パート・アルバイト等」で就労している約39%の方は、フルタイムへの転換希望

平日の定期的な教育・保育の利用状況

- 79%の子どもが、平日に定期的な教育・保育を利用しています。
- ・「利用していない」と答えた方は48人（21%）
- ・利用していると答えた中では「保育所」の利用が最も多く50%、「幼稚園」は約40%
- 現状の利用時間では「5時間」と答える方が最も多かったが、希望利用時間では「7時間」と答えた方が最も多く、現状より長く利用を希望する傾向が伺えます。

幼稚園の統合について

- 統合後の運営主体については、「どちらでもよい、わからない」が最も多く42%、次いで「町の運営がよい」と答えた方が39%となっています。
- 統合後の形態については、約半数の方が「認定こども園の方がよい」と答えています。

病気の際の対応について

- 定期的に保育の事業を利用している方の中で、病気やけがのために特別な対応をとる必要があったと答えた方が73%いました。
- ・そのうち、「病児・病後児保育施設に預けたい」と答えた方が31%

子育て支援策全般について

- 子育て環境や支援への満足度は、5段階評価で「3（どちらともいえない）」が40%と最も多く、次いで「4（どちらかといえば満足度が高い）」が26%となっています。
- ・満足度が低いと答えた方（評価の1と2）の割合は25%
- ・満足度が高いと答えた方（評価の4と5）の割合は31%

【小学生児童】

回答者等の基本情報

- 小学生のお子さんの数は、1人が最も多く73%、2人の方も25%と、2人以下が回答者の98%を占めています。
- 甘楽町に住んでいる年数では、「10年以上20年未満」が33%、「20年以上」が32%と居住年数の比較的長い方が65%を占めています。

母親の就労状況

- 母親の約8割（81%）が現在就労しています。
- ・就労者のうち「パート・アルバイト等」が51%、「フルタイム」が30%
- ・未就労者の77%が就労希望

幼稚園の統合について

- 統合後の運営主体については「町の運営がいい」と答えた方が最も多く46%、次いで「分からない」が34%となっています。
- 統合後の形態については「認定こども園（幼保連携）の方がよい」と答えた方が最も多く40%となっています。

病気の際の対応について

- 病気やけがで学校を休まなければならなかったことがあったと答えた方が63%いました。

・その際の対応では「母親が仕事を休んだ」が最も多く 71%

○父母のどちらかが仕事を休んだと答えた方の中で、「病児・病後児保育施設に預けたい」と答えた方は 20%となっています。

放課後の過ごし方

○放課後は「自宅」、「習い事」で過ごす子どもが多く、放課後子ども教室、学童保育の利用は、約 17%です。

・「自宅」が最も多く 41%、次いで「習い事」が 27%

・「放課後子ども教室」が 11%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 6%

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

○平日の利用希望が最も多く、低学年の間は学童保育を利用したいことが伺えます。

・「平日」が 44%、「長期休暇中（春・夏・冬休み）」が 37%、「土曜日」が 14%

子育て支援策全般について

○子育て環境や支援への満足度は、5段階評価で「3（どちらともいえない）」が 42%と最も多く、次いで「4（どちらかといえば満足度が高い）」が 30%となっています。

・満足度が低いと答えた方（評価の 1 と 2）の割合は 22%

・満足度が高いと答えた方（評価の 4 と 5）の割合は 33%

主な自由意見

【未就学児童調査から】

◇保育園に関すること：40 件

◇幼稚園に関すること：17 件

◇幼稚園統合（幼保連携型認定こども園）に関すること：29 件

◇学童保育所に関すること：10 件

◇公園や児童館、支援センターなど、子どもの遊び場に関すること：35 件

◇病児、病後児保育に関すること：4 件

◇教育に関すること：3 件

◇経済的支援に関すること：5 件

◇通学路や交通安全に関すること：2 件

◇相談窓口（職員の対応を含む）、子育て情報に関すること：8 件

◇町の子育て支援対策全般に関すること：21 件

【小学生児童調査から】

- ◇幼稚園統合（幼保連携型認定こども園）に関すること：11件
- ◇学童保育所、放課後の過ごし方に関すること：38件
- ◇公園や児童館、支援センターなど、子どもの遊び場に関すること：33件
- ◇放課後子ども教室に関すること：15件
- ◇保育園に関すること：22件
- ◇幼稚園に関すること：3件
- ◇病児、病後児保育に関すること：2件
- ◇教育に関すること：14件
- ◇経済的支援に関すること：7件
- ◇通学路や交通安全に関すること：4件
- ◇相談窓口（職員の対応を含む）に関すること：3件
- ◇町の子育て支援対策全般に関すること：16件
- ◇その他：13件

調査結果の詳細については、巻末の資料編（61ページ）をご覧ください。

(3) ニーズ調査から抽出された課題への対応方針

子ども・子育て支援ニーズ調査から抽出された各課題への対応の方針は、以下のとおりです。

【課題1】 働く母親とその子どもへの支援（未就学児童・小学生児童）

就労（を希望）する母親の増加に対応するため、教育・保育施設の充実を図ります。

【課題2】 保育時間の延長ニーズへの対応（未就学児童）

母親の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズに柔軟に対応します。

【課題3】 子どもの居場所づくりへの対応（小学生児童）

放課後子どもの居場所の充実のため、学童保育所、放課後子ども教室の拡充や児童館、子ども食堂の支援について検討します。

【課題4】 病児・病後児保育ニーズへの対応（未就学児童）

高まるニーズに対応するため、医療機関とも協議し広域圏での実施を検討します。

【課題5】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応（未就学児童）

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

【課題6】 学童保育等の就学児向け保育事業の充実（小学生児童）

小学校、関係機関と協議・検討し、学童保育所を小学校区ごとに1か所設置します。

【課題7】 安全の確保や公園の整備（未就学児童・小学生児童）

庁内関連部署や関係機関との連携を深めて、子どもが元気な町を目指します。

5 第1期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 第1期計画の概要

急速に進む少子・高齢化の中、国では平成15年(2003年)7月に10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」、平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。

甘楽町でもこれらの法を踏まえ平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)に「甘楽町次世代育成支援後期行動計画(前期・後期)」を、平成27年度(2015年)からはその後継となる第1期目の「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「やさしさと活力にあふれ子育ての楽しさを実感できるまち」を基本理念に掲げ、目標の実現に取り組んできました。

(2) 第1期計画の達成状況と具体的取組み

第1期計画に掲げた事業内容と目標事業量については、計画の趣旨を踏まえて推進してきました。

なお、施策の取組み状況は、巻末資料(96ページ)にある「第1期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の達成状況と具体的取組み」のとおりです。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町では、『甘楽町第5次総合計画 KANRAプラン・輝き』（平成24年度（2012年度）～令和3年度（2021年度））で、

キラッとかんら安心のまち

を将来像として掲げています。

基本計画では、人口減少社会を迎える中で、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、6つのまちづくりの目標（主要施策）を示し、このまちに住んでよかった、これからもこのまちに住み続けたい、また、このまちに住んでみたいと思われるような、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりを目指しています。

第5次総合計画のまちづくりの目標（主要施策）のひとつは、子育て支援の施策です。

安心して子育てできるまち

を目標に、家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本に、安心して子どもを育てることができるよう、子育てにかかる親の経済的、精神的負担の軽減を図り、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう、多様な保育サービスや子どもの居場所の拡充を図ります。

これまで本町では、子どもたちを「家庭や地域におけるかけがえのない存在」として、また、子どもたちを「町の宝」として位置づけ、子どもたちが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなが、子どもや子育て家庭を支える子育て支援施策を進めてきました。

本計画では、世代や立場を超えたすべての町民が、子どもの最善の利益のため、さまざまな事業に取り組み、子育てを支える地域をつくり

やさしさと 活力にあふれ 子育ての楽しさを 実感できるまち

の実現を目指します。

2 計画の目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。

そのため、次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことが出来るよう、すべての子どもたちがいきいきと輝いて成長できるまちづくりを目指します。

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

核家族化の進展に伴い、昔ながらの三世同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。

そのため、子どもを安心して生み育てることができるよう、きめ細かな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減や子育てに関する学習機会を設け、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てできるまちづくりを目指します。

基本目標3 みんなで子どもを育むまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加や生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く環境は、安全・安心とはいえない状況になりつつあります。

そのため、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進し、地域みんながやさしく子どもを育み、社会全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。

3 計画の全体像

【基本理念】

やさしさと 活力にあふれ
子育ての楽しさを 実感できるまち

基本目標1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち

- 1. 親と子のこころとからだの健康支援
 - (1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援
 - (2) 子どもの成長と発達の支援
 - (3) 食育の推進
 - (4) 小児保健医療体制の充実
- 2. 生きる力を育む教育の充実
 - (1) 家庭教育の支援
 - (2) 乳幼児教育の充実
 - (3) とともに子育てを担う意識の醸成

基本目標2 にこにこと 子どもを育てるまち

- 1. 地域で支えあう子育ての推進
 - (1) 総合的な子育て情報の提供
 - (2) 地域力の活用による子育て支援
 - (3) ボランティア活動の活性化
- 2. 子育て家庭全般への子育て支援の充実
 - (1) 働く家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの実施
 - (2) 子育ての精神的・身体的負担の軽減
 - (3) 交流機会の提供
 - (4) 多様な働き方の実現

基本目標3 みんなで 子どもを育むまち

- 1. 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 子育てにやさしい生活環境の整備
 - (2) 子どもの安全の確保
 - (3) 自然災害対策の推進
- 2. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進
 - (1) 子どもの権利の尊重
 - (2) 児童虐待の防止と対応

第4章 施策の展開

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

1 親と子のこころとからだの健康支援

(1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援

安心して妊娠期を過ごせるよう、母子保健事業や相談支援を通じた情報提供等の支援体制の充実を図るとともに、企業等に対しては、健康診査受診時や体調不良時における配慮の必要性などについて県と連携して啓発を行います。

不妊に関する情報や様々な悩みを相談することができ、精神的ストレスの緩和を図ることができるよう相談体制の整備とともに経済的支援の充実を図ります。

ひとり親や若年親、障がいのある親が安心して妊娠・出産ができるよう支援を行うため、関係機関相互の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

①子育て世代包括支援センターにおける切れ目ない支援

助産師・保健師がコーディネーターとなり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を行います。また、妊娠早期から関わられるように、妊娠11週以下の届出を推進します。

【妊娠届出時健康相談】

プライバシーの確保された安心できるスペースで、母子健康手帳や各種受診券の交付を行うと共に、アンケートをもとに妊婦の課題を見つけ子育て支援プランを策定します。

【母親学級】

保護者の共通する悩みをテーマに教室を開催することにより不安を軽減し、自信を持って育児ができるよう支援します。

また、妊婦同士の交流や情報交換の場を通して不安の解消を図るほか、父親の育児参加を促します。

【産婦健診・産後ケア】

出産医療機関と連携し、産婦健診を行い産後うつへの早期対応を行います。支援が必要なケースについては産後ケア等で対応します。なお、産後ケア利用時に医療機関までの運転ができない場合は、タクシー料金の補助を行います。

②不妊治療・不育症治療対策の充実

県と連携して「群馬県特定不妊治療費助成事業」や「甘楽町不妊治療費助成事業」「甘楽町不育症治療費助成事業」の紹介、PRに努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。

(2) 子どもの成長と発達への支援

子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待などの現状を踏まえ、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう、訪問指導や健康相談の充実に努めるとともに、育児教室など集団の場での仲間づくりを推進し、育児不安の軽減に努めます。

【主な取り組み】

①乳幼児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児の健全育成を図ります。また、支援の必要な乳児や幼児、家庭に対しても随時家庭訪問を行い、支援を行います。

②乳幼児健康診査

医師の診察により疾患の早期発見を行うほか、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が子どもの健康状態・発育・成長に応じた助言・指導・支援を行います。また、健康診査未受診者がいた場合は、電話や家庭訪問で必ず状況を把握し、必要な指導を行います。

【健康診査の種類】

股関節脱臼健診・3～4ヶ月児健診・9～10ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診

③健康相談

保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が、発育・発達・育児・母乳・栄養・歯科等の相談に応じます。また、24時間年中無休の電話相談「かんら健康ダイヤル24」にて、休日夜間の相談にも対応します。

子育て支援センターの利用者も気軽に相談できるよう、子育て支援センター（保育士）とも連携していきます。

【保健センターでの健康相談の種類】

乳児相談・幼児相談・一般健康相談 歯科相談 その他 随時、予約、電話、メールでの相談にも対応

④産後サポート事業（赤ちゃん教室）

月齢の近い児（0～11ヶ月児）を持つ母親や家族を集め、助産師・保健師が母親からの不安や悩みを傾聴し、相談に乗ります。また、仲間づくりを支援し、母親の孤立化を防ぎます。

⑤乳幼児発育・発達支援

子どもに疾病や障がいがある場合、または、発育・発達の遅れが疑われた場合には、保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児や療育ができるよう支援します。

また、適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行います。

⑥歯科保健事業の実施

乳幼児期から虫歯予防を生活習慣化できるよう支援します。

むしば予防教室や歯科保健指導等を通して歯科保健の大切さを理解してもらい、意識の向上を図るとともに、希望者へのフッ素塗布・集団洗口や洗口剤の無料配布等、年代や生活環境に応じたフッ素利用で虫歯予防に努めます。

⑦予防接種事業

定期予防接種を確実に接種できる体制整備を行い、疾病の発生・まん延を予防し、子どもの健康の維持・増進を図ります。また、有効な任意接種についても接種費用を助成することで接種率を向上させ疾病予防につなげます。

⑧ブックスタート事業

絵本を介して心ふれあう時間を提供するために、3・4ヶ月児健診時に、ボランティア（すくすく子育て協力隊）のメンバーが絵本の読み聞かせを行います。

また、家庭でもこれをきっかけに親子のコミュニケーションが深まるよう、読んだ絵本をプレゼントします。

（3）食育の推進

子どもの食生活は心と体の健康に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食への興味や知識、技術を育むよう食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。

【主な取り組み】

①乳幼児期の食育の推進

乳幼児の健康診査や健康相談において、管理栄養士が保護者に対して食に対する正しい知識や望ましい食習慣を伝え、食生活の基礎づくりを行います。

また、園児においては、保育所や幼稚園といった集団の場を活用して、楽しく食育を身につける活動を行います。

②栄養相談

保健センターを中心として、栄養相談（離乳食・幼児食相談等）を行い、保護者の食事に関する悩みに対応します。

また、管理栄養士によるおやつと食事のあり方についての指導・相談を行います。

(4) 小児保健医療体制の充実

広域的な医療体制の整備・充実に向けての取り組みを進めるとともに、日ごろからのかかりつけ医確保への普及・啓発に努めます。

【主な取り組み】

①かかりつけ医の普及

子どもの日ごろからの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医づくり」を促進していきます。

②養育医療

早産児・低出生体重児を対象に、助産師や保健師による家庭訪問を実施し、医療機関と連携しながら発育や発達、育児に関する指導に努めます。

2 生きる力を育む教育の充実

(1) 家庭教育の支援

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を支援するとともに、保護者の不安解消に向けた相談体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

①相談窓口の充実

子育て世代包括支援センター（保健センター）が子育ての相談窓口となり、ワンストップで相談に対応します。

②子育て不安への対応

子育て世代包括支援センターが中心となり、関係機関と連携調整しながら保護者の子育てに対する不安に対応します。

③子育て講座

子どもの健康の確保や親子関係の円滑化を目的に、ニーズに合った情報・知識・技術の提供を行います。

(2) 乳幼児教育の充実

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、保育所と幼稚園、保育所と小学校、幼稚園と小学校などが、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、さらなる連携強化を図ります。

【主な取り組み】

①保育士・幼稚園教諭の研修会

子育て環境が変化するなか、保育士、幼稚園教諭にも一層の資質向上が求められています。研修へ積極的に参加しやすい環境を整え、より専門的で実践的な知識の習得に努めます。

②保育園・幼稚園・小学校の連携強化

多様な保育・教育のニーズに応えるため、協議や交流イベントなどを通じた情報交換により、園と学校の連携を強化し、子どもの成長過程を踏まえた切れ目のない支援を行います。

(3) とともに子育てを担う意識の醸成

夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

①親となるための意識啓発

家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めます。

②出前講座「いのちの誕生のお話」

小学校2年生と中学校2年生を対象に保健師と助産師が学校に出向き、生命の誕生する過程や生命の誕生に寄せる家族の思いを伝えることで、自分の存在の大切さや親になるということ、互いを思いやる気持ちの大切さを知ってもらいます。

基本目標2 にこにこと 子どもを育てるまち

1 地域で支えあう子育ての推進

(1) 総合的な子育て情報の提供

子育てについて、各種情報の円滑な提供に努めます。

【主な取り組み】

①情報提供の充実

健康課・子育て包括支援センターを中心に、各課と連携して子育て支援についての情報を共有し、各種サービスや制度についてのさまざまな情報を提供します。

②広報紙・ホームページの活用

子育てをしている保護者やこれから子どもを持ちたいと考えている人が、子育てや教育に関する必要な情報を得られるように、「広報かんら」や「町ホームページ」の充実を図ります。

③パンフレット等の作成・配布

町の子育て支援サービスや子育て関連施設などをまとめたパンフレット等の作成・配布を進めます。

(2) 地域力の活用による子育て支援

子ども会やスポーツ少年団の活動を支援するなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

【主な取り組み】

①子ども会活動の支援

子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地域の子ども会が行うボランティアや地区活動を支援します。

②スポーツ少年団活動の促進

青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を進めます。

③交流イベントの開催

各地区の活動団体が、年間を通して活発に活動できるよう、補助事業の活用を促進します。

また、町内4地区の生涯学習推進協議会の活動を支援します。

④子ども食堂の開催

地域やボランティアの人たちと一緒に食事をする機会を作り、子どもの孤食解消、居場所作りに努めます。

(3) ボランティア活動の活性化

子育てに協力するボランティアの育成に努めるとともに、本の読み聞かせ活動など、地域ぐるみの交流・子育て支援活動を展開していきます。

また、甘楽町社会福祉協議会と協働し、ボランティア活動の活性化を図ります。

【主な取り組み】

①ボランティアについて学べる機会の提供

ボランティア活動への参加を促進するため、各種講座の開設等によりボランティアの育成に努めます。

②読書ボランティア養成講座、読み聞かせ活動

読書ボランティア養成講座を開催し、受講者が読書ボランティアとして、読み聞かせの活動など子どもと本を結ぶ様々な環境づくりに取り組みます。

また、受講したボランティアが子どもたちに読書の喜びや楽しさを伝えることができるように、それぞれの学校・施設等で活動を行います。

2 子育て家庭全般への子育て支援の充実

(1) 働く家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの実施

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育の充実を図ります。

延長保育や休日の保育、障がい児保育、子どもの病気の回復期における保育など、様々なニーズに対応した保育の充実については、保育園の民営化を含め検討していきます。

また、小学生児童の放課後支援として、学童保育所での異年齢集団の中での遊びや活動を通して、自主性や社会性の育成を図ります。

【主な取り組み】

①延長保育

保護者の勤務形態に対応し、保育所において、通常の保育時間を超えた保育の実施を検討します。

②障がい児保育

医師や看護師・保健師・理学療法士等の専門家の指導を受けながら、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を検討します。

③一時保育・一時預かり事業

保育園の入所要件に満たないが、断続的に保育が必要となる児の一時保育のほか、保護者のリフレッシュなどにも利用できる子育て支援センターでの一時預かり事業を実施し、保護者の心理的・身体的な負担の軽減を図ります。

④病後児保育

子どもの病気のため、仕事を持つ親が職場を長期的に休まなければならなくなったケースに対応し、回復期における子どもの保育の実施について、医療機関、広域圏での対応も含めて検討します。

⑤学童保育（放課後児童クラブ）

小学生児童の放課後支援として、学童保育所（放課後児童クラブ）を小学校区に1か所設置します。放課後、就労などにより保護者が自宅にいない小学校児童の家庭を対象に、遊びや活動を通じて安定した生活を保障し、その健全な育成を図ります。

（2）子育ての精神的・身体的負担の軽減

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の解消を図るため、各種相談事業を継続して実施するとともに、気軽に相談できる体制づくりや、相談員の質の向上に取り組みます。

【主な取り組み】

①子育て世代包括支援センターでの支援

相談や家庭訪問、産後ケアや産後サポート事業などを通して、母親の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、必要なサービスや情報を提供します。

②地域子育て支援センター事業

主に乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場所（施設）を常設し、子育て関連の情報提供や相談・講習等を実施します。

また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や団体等と連携して、地域での子育て支援活動を実施します。

③子育てサポーターの養成と活用

子育て経験のある方などを対象に研修等を開催し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う「子育てサポーター」を養成します。養成後は、子育て支援センターの支援員として活用するなど、子育て支援を担う人材としての育成に努めます。

（3）交流機会の提供

児童が安心して集える居場所づくり、健全育成の拠点として、児童館の開設を検討します。

また、子育て支援センターの事業や、保育所・幼稚園の開放を実施し、子育てを担う親同士や子どもの異年齢交流、子育て相談ができるよう、様々な交流機会を提供します。

【主な取り組み】

①児童館の開設

児童に健全な遊びと豊かな情操を与え、健康増進を図る拠点施設として、児童館の開設を検討します。

②子育てサークル活動の支援

子育てサークルの自主的な活動を支援するため、活動場所の提供や各種相談の提供を行うとともに、引き続きサークルリーダーの育成に努めます。

(4) 多様な働き方の実現

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現、及び育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。

また、産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

①育児休業制度の定着促進

共働き世帯が増加しているなか、男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築けるよう、育児休業制度の定着促進や、男女がともに育児休業を取得しやすい職場、復職時の勤務環境への配慮など、企業に対して理解と協力を求めます。

②労働時間短縮等の促進

関係機関と連携しながら、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。

③就労支援事業

ハローワークと連携し、就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身につける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。

基本目標 3 みんなで 子どもを育むまち

1 安心・安全な生活環境の整備

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。

また、公共施設の開放を進め、親子や子育てサークルが気軽に利用できる場の提供を進めます。

さらに、子どもたちが参加しやすいイベントや講座を開催し、放課後や休日などに子どもたちが安心して集い、遊びや学習、スポーツを通して様々な交流ができる機会の提供を図ります。

【主な取り組み】

①公園等の適切な維持・管理

公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、利用者の意見を取り入れ安全に利用できる公園の維持を進めます。

②既存施設の開放と利用促進

体育館など学校施設の開放を地域において積極的に進めます。保育所・幼稚園の園庭開放等については、利便性と安全性に配慮して進めます。

また、子育て支援センターについては、効果的な活用が図れるよう、親子が気軽に集える事業を充実させます。

③放課後子ども教室

放課後に子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊び、学習等いきいきと活動できる居場所や機会を提供します。

④子どもを対象とした各種講座の開催

子どもの健全な社会性や親子のふれあいを育むため、公民館やコミュニティセンター「ら・ら・かんら」での各種講座や研修・遊び場の提供等を進めます。

また、地域文化・芸能の伝承の継続を重視した取り組みを充実していきます。

⑤スポーツを通じた世代間交流の促進

誰もが気軽に楽しむことができ、また世代間交流を図ることを目的として、新しいスポーツの導入も視野に、スポーツ教室・大会を開催します。

(2) 子どもの安全の確保

関係機関と連携し、交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。

また、乳幼児の事故防止に向け、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪情報等の迅速な共有体制を整備するとともに、犯罪等の抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の防犯ボランティアの活動を支援します。

【主な取り組み】

①通学路の安全確保

ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図るとともに、歩道が設置されていない道路においては、グリーンベルトの設置や歩きやすい側溝の設置などを含め安全な道路環境の整備を推進します。

また、通学路の安全点検を定期的に行い児童生徒の安全確保に取り組みます。

②交通安全教室

自らの生命を交通事故から守る技能及び知識を身につけるため、発達段階に応じた指導・内容等に配慮した交通安全教室を保育所・幼稚園・地域等と連携を図りながら、計画的かつ継続的に開催します。

③交通安全施設の整備

安全で快適な交通環境の確保を図るため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の維持・整備を行います。

④誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策

乳幼児健診で防止対策を確認する他、パンフレットの配布や集団指導、個別相談などを開催し、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行います。

⑤地域パトロール活動等の促進

子どもの安全確保及び地域の防犯強化を図るため、自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロールや啓発活動を促進します。

また、甘楽町安全安心メール等を活用した犯罪情報等の迅速な提供を行い、関係者の情報共有に努めます。

⑥防犯教室等の開催

防犯意識の高揚を図るため、防犯教室等を実施し、子どもが犯罪被害の危険から、自らの身を守る能力を培います。

(3) 自然災害対策の推進

地震や台風などへの防災対策として、子育て家庭における非常用持ち出し品・備蓄品の準備や避難場所の周知、避難時の心得などを啓発すると共に、避難場所や公共施設の整備などに努めます。保育所・幼稚園・学校においては、地域や保護者と連携し、避難場所の周知や緊急連絡網の効率的な体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

①防災訓練

地震や大雨による土砂災害などの自然災害に対し、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練を実施します。

②総合的な防災学習

子ども自身が自分の身を守れるよう、防災基礎知識を学習するとともに、子ども自身で地域を歩き、防災上の危険な場所や安全な場所を探すタウンウォッチングを実施し、防災マップを作成するなど、総合的な防災学習を実施します。

2 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

(1) 子どもの権利の尊重

町民一人ひとりが子どもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、教育・保育の場や地域において、実情に応じた人権教育や啓発活動を進めます。

【主な取り組み】

①子どもの人権尊重

学校での人権教育の推進はもとより、ノーマライゼーションの理念にのっとり、障がいのある子ども、障がいのない子どもが同じように地域のなかで交流し、生活できるように障がいのある子どもに対する理解の促進と権利の尊重を図り、啓発に努めます。

②人権啓発活動

人権意識の高揚を目的とし、あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動を推進するとともに、効果的な啓発のあり方の研究に努めます。学校・幼稚園・保育所においては、様々な機会を通じて家庭における人権教育の大切さを啓発します。

(2) 児童虐待の防止と対応

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、児童相談所等の行政機関をはじめ、関係機関の代表者がそれぞれの機能を十分に発揮するため、「甘楽町要保護児童対策地域協議会」の参加機関との連携を強化し、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

【主な取り組み】

①甘楽町要保護児童対策地域協議会

「甘楽町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。

②児童虐待を予防するための支援

各事業を通して母親等の話を傾聴し、一人で問題を抱え込まないように、地域全体で子育てをしていく大切さを伝え、親子関係をよりよく育ていけるよう支援します。

さらに、児童虐待に関わる関係機関との連携を強化し、それぞれの役割と機能を果たしながら支援できる体制を充実させていきます。

③虐待の早期発見とその対応

乳幼児健診等において虐待予防の視点を持ち、育児不安などからくる児童虐待等の予防のため、早期発見、早期支援に努めます。

また、訪問活動（保健師、民生・児童委員、保健推進員、保育士・教諭等）による早期対応を図ります。

さらに、その後の地域でのケアや見守りが円滑に図れるよう、関係機関との連携を強化するなど、個別事例の対処に努めます。



第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 未就学児童（0歳～5歳）の分布

新屋地区が最も多く40.5%、次いで小幡地区が29.5%、福島地区が29.3%と、この3地区で町全体の99.3%を占めています。



	未就学児童数	
	児童数	構成比
小幡地区	135	29.5%
秋畑地区	3	0.7%
福島地区	134	29.3%
新屋地区	185	40.5%
合計	457	100.0%

資料：住民基本台帳（H31.4.1）

(2) 就学児童（6歳～11歳）の分布

新屋地区が最も多く42.1%、次いで福島地区が29.9%、小幡地区が27.0%と、この3地区で町全体の99.0%を占めています。



	就学児童数	
	児童数	構成比
小幡地区	162	27.0%
秋畑地区	6	1.0%
福島地区	179	29.9%
新屋地区	252	42.1%
合計	599	100.0%

資料：住民基本台帳（H31.4.1）

(3) 教育・保育・子育て支援施設の分布

町内には、1つの保育所と3つの幼稚園があります。

子育て支援施設として、学童保育所が1か所と子育て支援センターが1か所あります。



保育所	受入年齢	定員
かんら保育園	満1歳～	170

幼稚園	対象児童	定員
小幡幼稚園	3～5歳児	120
福島幼稚園	3～5歳児	120
新屋幼稚園	3～5歳児	120

学童保育所	対象学年	定員
かんら学童保育所	1～6年生	80

子育て支援センター	対象年齢	定員
にこにこキッズかんら	0歳～小学生	—

(4) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

本計画では、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として捉え、基盤整備を推進します。

【教育・保育提供区域の設定根拠】

人口、児童数の規模と分布状況を考慮すると、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として基盤整備を行うことが効率的であり、利用者の利便性にも支障をきたさないものと考えます。

2 教育・保育施設の充実

(1) 保育の必要性の事由

子ども・子育て支援新制度では、町が保育の必要性の認定をした上で、給付を行うこととなります。保育の必要性の認定では、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける」事由に追加や緩和がされ、「保育の必要性」が事由となります。

子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障がい

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動（起業準備を含む）

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 認定区分等

認定区分は、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、国が定める3つの区分（1・2・3号）で認定します。

なお、本町の小学校就学前の子どもについては、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で認定します。

また、2号認定と3号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分で保育必要量を認定します。

■認定区分

区分 / 対象			提供施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園の利用希望が強い家庭	幼稚園、認定こども園
		共働き家庭等	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所、認定こども園 地域型保育施設

■保育必要量

	保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

- ・標準時間認定：主にフルタイムの就労（1か月120時間以上）を想定
- ・短時間認定：主にパートタイムの就労（1か月48時間以上120時間未満）を想定

(3) 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期

①年齢別児童数の推計

第2期子ども・子育て支援事業計画の対象期間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））における将来児童数を、住民基本台帳を元に推計しました。

甘楽町の児童数は年々減少する傾向をたどっており、令和2年（2020年）以降も減少が続くと予想されます。各年の年齢別児童数の推計値は下表のとおりです。

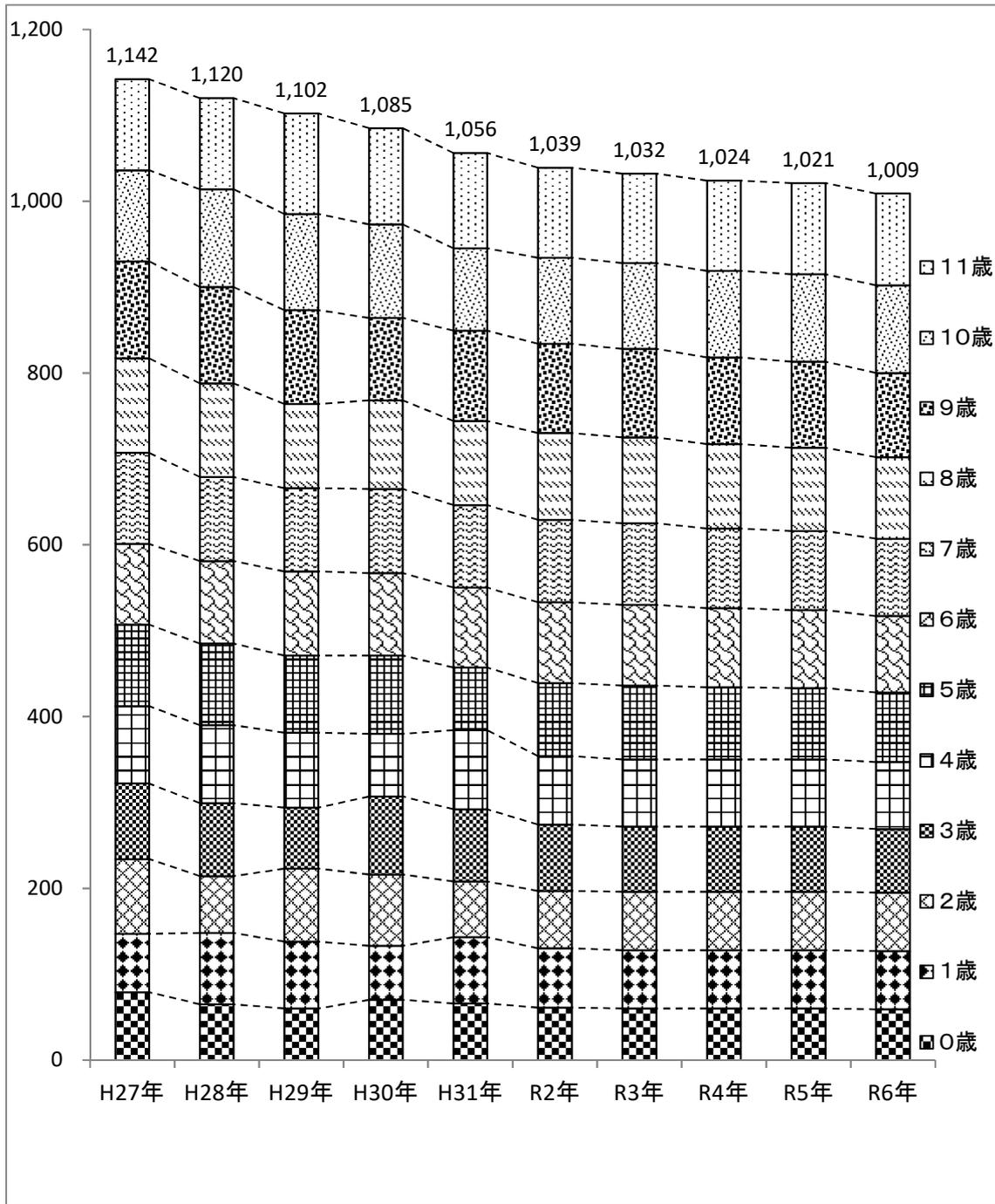
令和6年（2024年）の未就学児童数を428人、就学児童数を581人、あわせて11歳以下の児童数を1,009人と推計しました。

■甘楽町の児童数の推移（実績と推計） （単位：人）

	実績					推計				
	27年 (2015年)	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	31年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)
0歳	79	65	60	70	66	61	60	60	60	59
1歳	68	83	78	63	77	69	68	68	68	68
2歳	87	66	85	83	65	67	68	68	68	68
3歳	88	85	71	91	84	77	76	76	76	74
4歳	90	91	87	73	92	80	78	78	78	78
5歳	95	95	90	91	73	85	86	84	83	81
小計	507	485	471	471	457	439	436	434	433	428
6歳	94	96	98	96	93	94	94	92	91	89
7歳	106	98	97	98	96	96	95	93	92	90
8歳	110	109	98	103	98	101	100	98	97	95
9歳	113	112	109	96	105	104	103	101	100	98
10歳	106	114	112	109	96	100	100	101	102	102
11歳	106	106	117	112	111	105	104	105	106	107
小計	635	635	631	614	599	600	596	590	588	581
合計	1,142	1,120	1,102	1,085	1,056	1,039	1,032	1,024	1,021	1,009

※実績は各年4月1日現在 （実績：住民基本台帳 推計：住民基本台帳を元に計算）

【甘楽町の児童数の推移（実績と推計）】



※実績は各年4月1日現在

(実績：住民基本台帳 推計：住民基本台帳を元に計算)

① 教育・保育の量の見込み

児童数の推計値と「子ども・子育て支援ニーズ調査」（令和元年7月）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要となる利用定員総数）を推計しました。

各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み (単位：人)

	実績		量の見込み				
	29年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定	124	123	55	55	55	55	54
2号認定	134	131	184	183	181	181	178
	幼稚園利用		64	64	63	63	62
	保育所利用	134	131	120	119	118	116
3号認定	0歳	18	23	25	25	25	25
	1・2歳	82	83	83	83	83	83

※実績欄の各年度の数値は利用施設及び年齢で区分（年度末現在）

■施設別の想定利用人数 (単位：人)

	実績		量の見込み				
	29年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
幼稚園	124	123	119	119	118	118	116
保育所	234	237	228	227	226	226	224
	0歳	18	23	25	25	25	25
	1歳・2歳	82	83	83	83	83	83
	3歳～5歳	134	131	120	119	118	118
利用者計	358	360	347	346	344	344	340
対象児童数	471	471	439	436	434	433	428
利用率(%)	76.0	76.4	79.0	79.4	79.3	79.4	79.4

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定： 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定： 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定： 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）

(4) 確保の方策

1) 特定教育・保育施設

町内には幼稚園が3園、保育所(園)が1園あり、すべて町立(公立)です。

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されていますが、それは待機児童問題だけでなく、保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると考えられます。

【確保の方策】

●幼稚園

<現状>

- ・学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。
- ・幼稚園の児童数は、3園とも施設定員の3割程度です。
- ・園舎の老朽化など教育環境への対応が求められています。

<令和2年度(2020年度)～>

- ・上位計画(甘楽町第5次総合計画)並びに甘楽町立幼稚園適正配置検討委員会答申の趣旨に基づき、町内3幼稚園を統合します。
- ・教育・保育の一体的提供については、社会情勢の変化や近隣市町村の動向、保護者のニーズを踏まえ検討します。

●保育所

<現状>

- ・定員を上回る状況が続き、定員の弾力運用が恒常化していますが待機児童はおりません。

<令和2年度(2020年度)～>

- ・年齢による利用定員の構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。
- ・延長保育等の対応や保育サービスの充実を図るため、かんら保育園の民営化を検討します。

●認定こども園

<現状>

- ・当該施設はありません。

<令和2年度(2020年度)～>

- ・幼稚園の統合に併せて認定こども園への移行を検討します。

2) 特定地域型保育事業

ニーズの動向を勘案して、実施を検討します。

①家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。(いわゆる保育ママ)

【確保の方策】

＜現状＞ 該当事業がありません。

＜令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度）＞

事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき、設置します。

②小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

【確保の方策】

＜現状＞ 該当事業がありません。

＜令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度）＞

事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき、設置します。

③居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。(いわゆるベビーシッター)

【確保の方策】

＜現状＞ 該当事業がありません。

＜令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度）＞

事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき、設置します。

④事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内または事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

【確保の方策】

＜現状＞ 該当事業がありません。

＜令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度）＞

事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき、設置します。

■ ニーズ量と提供量の考え方

既存施設の定員見直しや幼保一体的提供等により、ニーズ量を段階的に確保できる見込みです。

		児 童 数			
		1号	2号	3号	
令和2年度	量の見込み ①	55	184	108	
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	360	100	70
		特定地域型保育事業			
		認可外保育施設			
		確認を受けない幼稚園			
②－①		305	▲84	▲38	
令和3年度	量の見込み ①	55	183	108	
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	360	100	70
		特定地域型保育事業			
		認可外保育施設			
		確認を受けない幼稚園			
②－①		305	▲84	▲38	
令和4年度	量の見込み ①	55	181	108	
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	60	190	125
		特定地域型保育事業			
		認可外保育施設			
		確認を受けない幼稚園			
②－①		5	9	17	
令和5年度	量の見込み ①	55	181	108	
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	60	190	125
		特定地域型保育事業			
		認可外保育施設			
		確認を受けない幼稚園			
②－①		5	9	17	
令和6年度	量の見込み ①	54	178	108	
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	60	190	125
		特定地域型保育事業			
		認可外保育施設			
		確認を受けない幼稚園			
②－①		6	12	17	

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 基本的な方針

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、幼稚園での預かり保育や延長保育ニーズへの対応、保育所における保育需要に応じた定員確保が求められますが、将来の就学前人口の減少を踏まえると、幼稚園及び保育所の充実とともに、教育と保育の一体的提供を検討する必要があると考えます。

こうした状況を鑑みると、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である「認定こども園」の有用性は高いものであると考えられます。

本町が将来的にも「待機児童ゼロのまち」を維持していくためには、町内3幼稚園の統合に併せて、幼稚園から認定こども園への移行を検討する必要があるものと考えます。

(2) 一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

① 教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、子どもにとってより良い教育・保育環境が実現されるよう工夫します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

教育・保育の一体的提供を実施する上で、職員が果たす役割は重要です。職員間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、職員の研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

③ 低年齢児保育の充実

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援する上で、0歳児、1歳児の受け入れ態勢の充実が求められます。

また、3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることから、低年齢児保育の充実に努めます。

④ 多様な就労形態への対応

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化するなか、幼稚園における預かり保育や延長保育に対するニーズが高まっています。

また、保育所では、保育開始時間を早めたり、終了時間を遅くしたいという希望が増えています。

こうした状況に配慮し、多様な就労形態に対応した教育・保育施設のあり方を検討します。

⑤ 保護者の認知の促進

認定こども園における教育・保育の一体的提供に対する保護者の認知度を高めるため、その特徴やメリット等について丁寧な説明と広報により周知し、保護者と職員間の連携を通して理解を深めます。

⑥ 保護者間の連携への支援

認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

⑦ 地域子育て支援の推進

核家族化が進展するなか、就学前施設に対しては、子育て支援や家庭支援、地域的な保護者間のつながりの形成、子育ての不安解消等を支援する機能が求められています。

認定こども園、幼稚園、保育所、子育て支援センターにおいても、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実を推進します。

⑧ 小学校との連携・交流の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

4 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(1) ニーズ調査にみる職場復帰の状況

① 実際の復帰時期

「2歳未満」が77.1%で最も多く「0歳のうち」が8.6%と2歳までに85.7%が職場復帰しています。

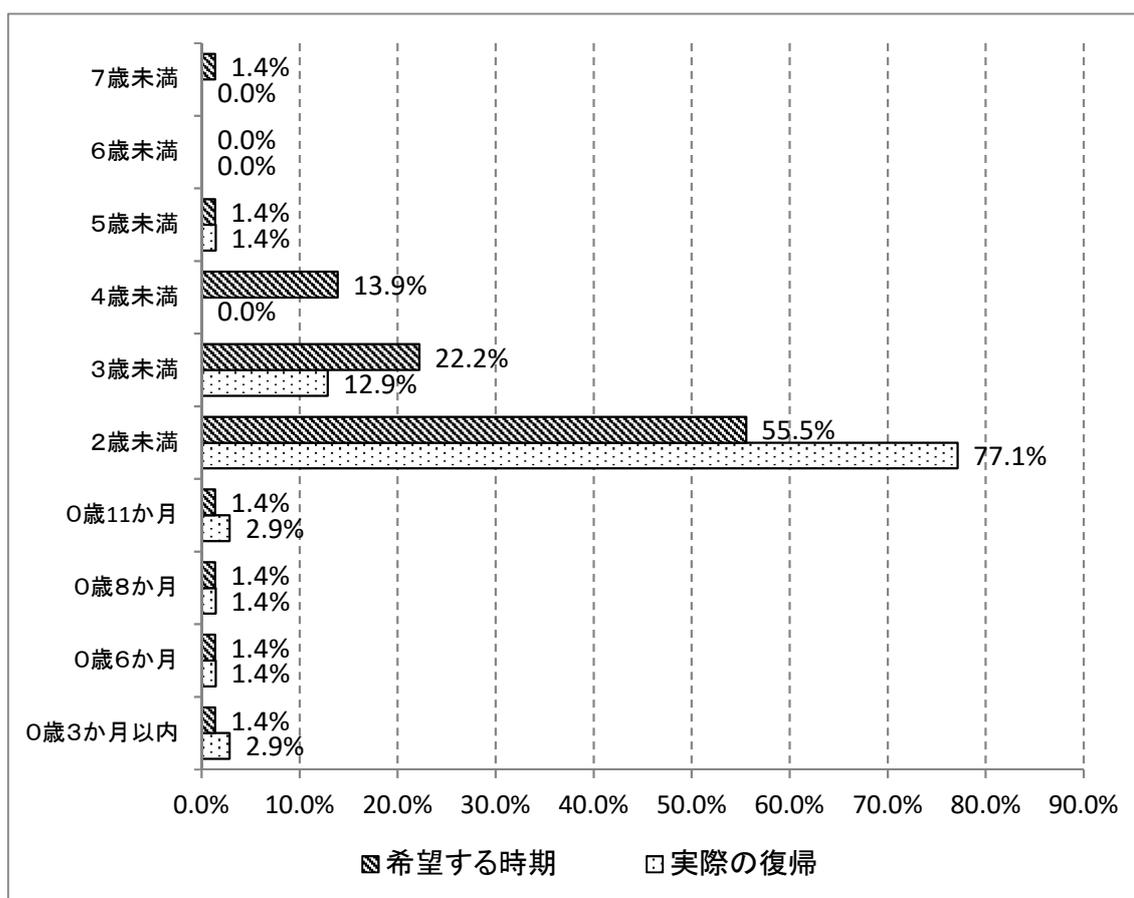
0歳のうちに復帰した人では「0歳11か月」、「0歳3か月以内」が最も多くなっています。

② 希望する復帰時期

希望する復帰時期では「2歳未満」(55.5%)、「3歳未満」(22.2%)、「4歳未満」(13.9%)と、子育てに専念したい意向が伺えます。

0歳のうちの復帰を希望するのは全体の5.6%にとどまり、実際の復帰時期に比べ、3.0ポイント低下しています。

【実際の復帰と希望する時期（母親）】



資料：子ども・子育て支援ニーズ調査（令和元年7月実施）

③ 希望より早く（遅く）復帰した理由

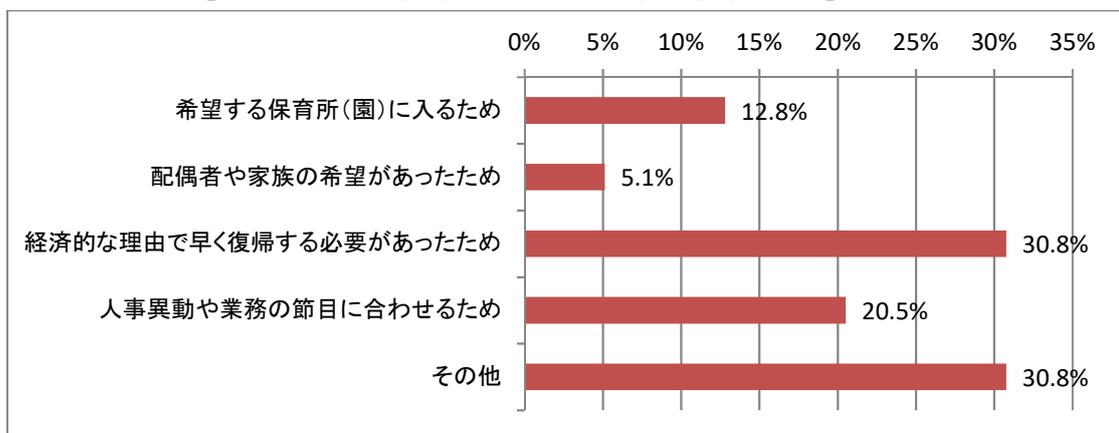
職場復帰した人のうち39.7%が希望より早く復帰しており、その30.8%が「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」を理由にあげています。

「その他」を選択した方は、その多くが“職場の規定があったため”など、職場の事情をあげています。

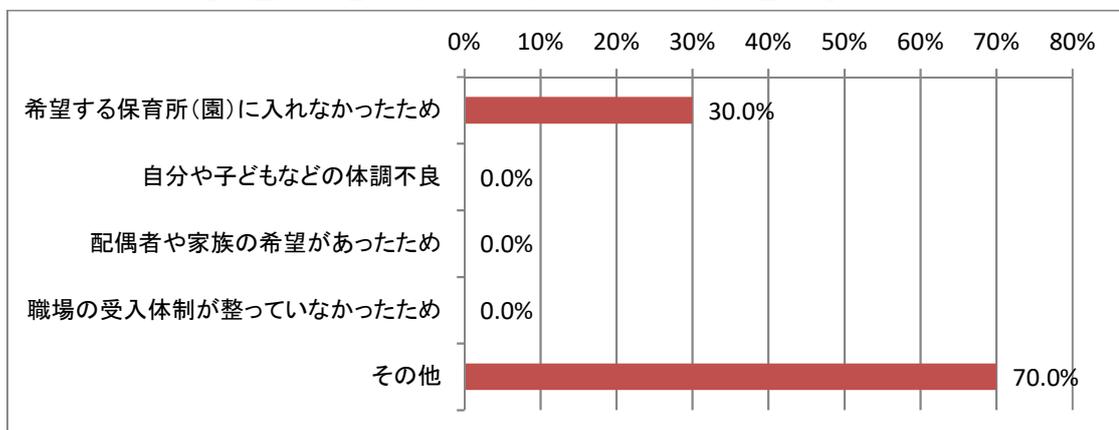
職場復帰した人のうち10.3%が希望より遅く復帰しており、その30.0%が「希望する保育所（園）に入れなかったため」を理由にあげています。

なお、その他を選択した方でも、多くが“園の受け入れが1歳以降のため”などを理由にあげています。

【希望より早く復帰した理由（母親・複数選択）】



【希望より遅く復帰した理由（母親・複数選択）】



(2) 基本的な方針

アンケートでは、職場復帰した人のうち0歳での復帰が約9%、1歳のうちでの復帰が約77%で、1歳までに9割近い人が職場復帰しています。

また、復帰の時期が希望と異なった場合の理由として、経済的な事情と並んで、職場の事情があげられています。

こうした状況から、教育・保育施設における0歳児、1歳児の十分な受け入れ態勢を整備する必要があります。

特に、復帰を希望する時期としては1歳のうちが5割以上を占めていることから、1歳児の受け入れ体制を重点的に整備する必要があります。

(3) 円滑な利用の確保方策

① 受け入れ態勢の整備

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するため、認定こども園、保育所(園)における0歳児、1歳児の受け入れ態勢を整備し、保護者が希望する時期に職場復帰できる環境づくりに努めます。

② 低年齢児保育の充実

3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることを踏まえ、低年齢児保育の充実に取り組み、保護者の保育に対する不安の解消に努めます。

③ 情報提供、相談・支援の充実

休業中の保護者に対する情報提供や相談・支援体制を整え、産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用を促進します。

また、休業中の保護者に限らず、幅広い対象に対して地域の子育て支援や家庭支援体制について広報を行います。

④ 保育ニーズや事業者情報の収集と子育て関連地域事業者等との連携

教育・保育の更なる改善に向け、地域の保育ニーズや事業者情報の収集に取り組みます。また、子育て関連地域事業者等との連携を強化し、適宜適切な保育が提供される体制構築に努めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 相談・支援を行う事業

(1) 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、利用できるサービスの中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

■利用者支援事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み（か所）	—	—	1	1	1	1	1
確保方策（か所）			1	1	1	1	1

【確保の方策】

<現状>

- 平成31年(2019年)4月 甘楽町子育て世代包括支援センターを設置。
- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み（人回）	264	308	450	450	450	450	450
確保方策（か所）			1	1	1	1	1

【確保の方策】

<現状>

- 平成30年(2018年)2月 甘楽町子育て支援センターを設置。
- 子育て世代の情報交換、交流の拠点として、主に乳幼児を持つ保護者をサポートしています。

2 訪問による事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師や保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人)	74	79	61	60	60	60	59
確保方策(人)			61	60	60	60	59

【確保の方策】

<現状>

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。
- 専門職として保健師・助産師が、地域の支援者として保健推進員が対象親子の状況に応じて訪問しています。

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人)	—	—	5	5	5	5	5
確保方策(人)			5	5	5	5	5

【確保の方策】

<現状>

- 乳児家庭全戸訪問等で経過観察が必要な家庭には、保健師が訪問し養育に関する専門的指導・助言を行っています。
- 育児・家事援助についてのサポート体制づくりが課題となっています。

3 通所による事業

(1) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人)	—	—	3	3	3	3	3
確保方策(人)			—	—	3 (広域)	3 (広域)	3 (広域)

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<令和2年度～>

○広域利用による実施について、検討・協議していきます。

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、(2) 一時預かり事業 ■一時預かり事業（幼稚園・保育所以外）に含めて掲載します。

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<令和2年度～>

○広域利用による実施について、検討・協議していきます。

(2) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、必要な保育を行う事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

■一時預かり事業（幼稚園）

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み（人日）	4,122	4,227	4,073	4,053	4,019	3,999	3,911
確保方策（人日）			4,073	4,053	4,019	3,999	3,911

【確保の方策】

<現状>

○町内のすべての公立幼稚園（3園）で実施しています。通園児対象。

■一時預かり事業（保育所）

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み（人日）	137	117	100	100	100	100	100
確保方策（人日）			100	100	100	100	100

【確保の方策】

<現状>

○町内の公立保育所（1園）で実施しています。

■一時預かり事業（幼稚園・保育所以外）

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み（人日）	—	—	10	10	10	10	10
確保方策（人日）			10	10	10	10	10

【確保の方策】

<現状>

○子育て支援センターで一時預かり事業を実施しています。

<令和2年度～>

○子育て短期支援事業、障がい福祉サービス等の一時預かり事業への事業者の参入を促します。

(3) 延長保育事業

通常の保育時間の前後に、保育所が在園児を預かる事業です。

■延長保育事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人日)	—	—	65	65	65	65	64
確保方策(人日)			0	65	65	65	64

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<令和2年度～>

○保育士配置の充実を図り、11時間の開所時間の終期(18時30分以降)の保育需要に対応します。

(4) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気や病気の回復期に自宅での保育、または保育所での集団保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育をする施設です。

■病児・病後児保育事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人日)	—	—	385	383	380	380	375
確保方策(人日)			0	(広域)	(広域)	(広域)	(広域)

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<令和2年度～>

○広域利用による実施について、検討・協議していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業

	実績		2年度 (2020年)	3年度 (2021年)	4年度 (2022年)	5年度 (2023年)	6年度 (2024年)
	29年度	30年度					
量の見込み（利用者数）	63	89	50	50	50	50	50
低学年（小学1～3年）	50	76	36	36	36	36	36
高学年（小学4～6年）	13	13	14	14	14	14	14
確保方策（利用者数）			80	80	120	120	120
確保方策（施設数）			1	1	3	3	3
低学年（小学1～3年）			60	60	90	90	90
高学年（小学4～6年）			20	20	30	30	30

【確保の方策】

<現状>

○学童保育所は1か所設置しています。

<令和2年度～>

○学童保育所の設置を小学校区単位とし、放課後子ども教室との連携を検討しながら、2か所増設します。

4 その他の事業

(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

安全な分娩と健康な児の出生を目的に、妊婦健康診査の費用を負担し定期検診を促す事業です。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

	実績		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	29年度	30年度	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)
量の見込み(人回)	830	734	800	800	800	800	800
確保方策(人回)			800	800	800	800	800

【確保の方策】

<現状>

- 実施場所：町長が委託契約を締結した県内医療機関
- 実施方法：受診票を医療機関に提出し妊婦健康診査を受診（14回分）
- 受診期間：妊娠届出書提出時から出産の日まで

第7章 計画の推進

1 分野別の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育てていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

(2) 学校および児童福祉施設等の役割

学校、幼稚園、保育所、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

(3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

(4) 町民および地域自治組織等の役割

町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

(5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・保育所・幼稚園・学校・地域自治組織・事業所等の調整役として、各施策を総合的・計画的に展開します。

2 推進体制等の整備

(1) 関係機関・団体及び住民との連携

本計画は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関及び町民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを関係各団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

(2) 実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。このため、子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を点検し評価します。

また、評価に伴い、事業計画の検討や見直しを行います。

(3) 関連分野に関する施策や事業の調整

本計画の実現に向けて、関連施策や事業を横断的に調整し、他職種・他制度による課題解決を目指します。

また、施策を総括する部署により、計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(4) 情報提供体制の充実

本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、町民をはじめ地域や関係団体など社会全体が連携して支援をしていこうとするものです。

このため、計画の内容を広く町民に理解してもらうために、町広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

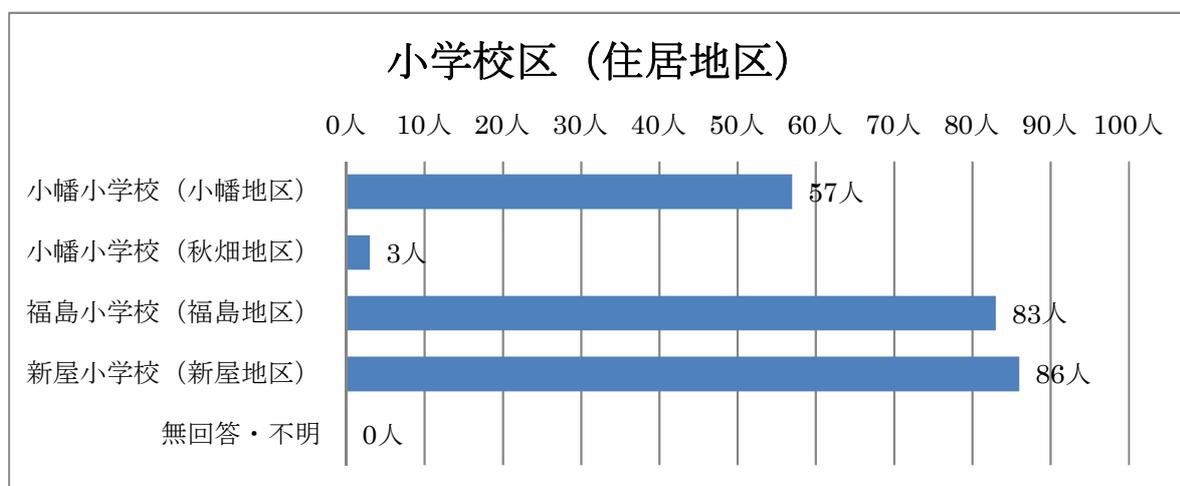
1 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果（詳細版）

就学前児童

◆回答者等の基本情報

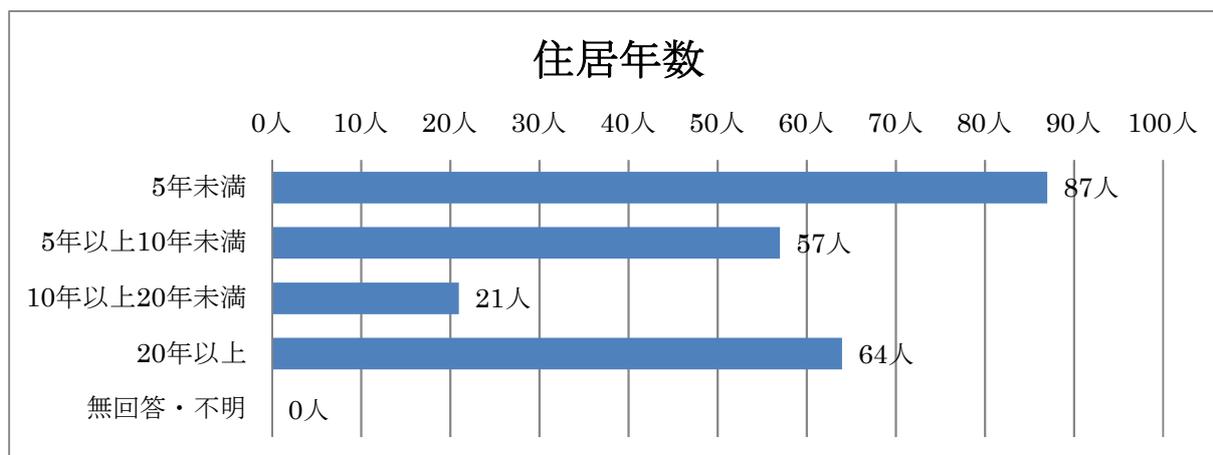
(1) 小学校区（居住地区）

「新屋小学校（新屋地区）」が最も多く 86 人（37.6%）、次いで「福島小学校（福島地区）」が 83 人（36.2%）、「小幡小学校（小幡地区）」が 57 人（24.9%）、「小幡小学校（秋畑地区）」が 3 人（1.3%）となっています。



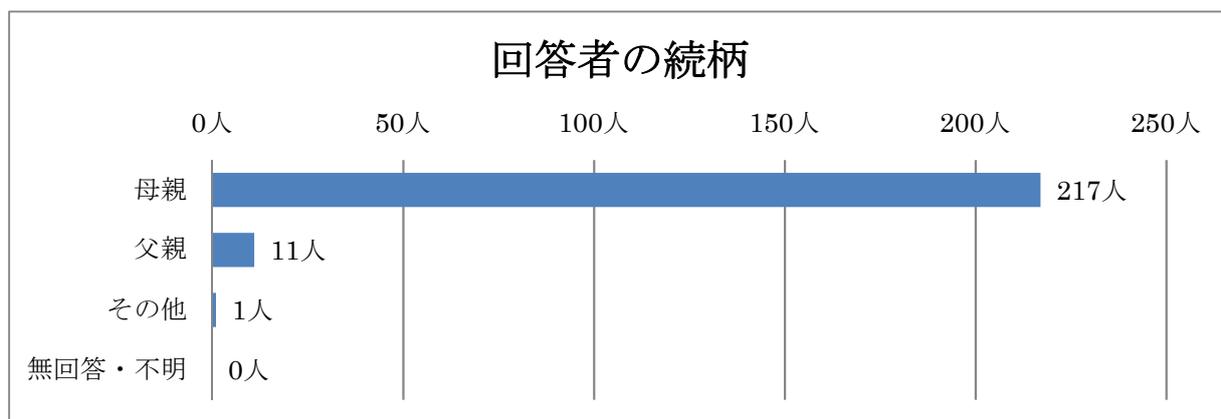
(2) 居住年数

甘楽町に住んで「5年未満」が最も多く 87 人（38%）、次いで「20年以上」が 64 人（27.9%）、「5年以上10年未満」が 57 人（24.9%）、「10年以上20年未満」が 21 人（9.2%）となっています。



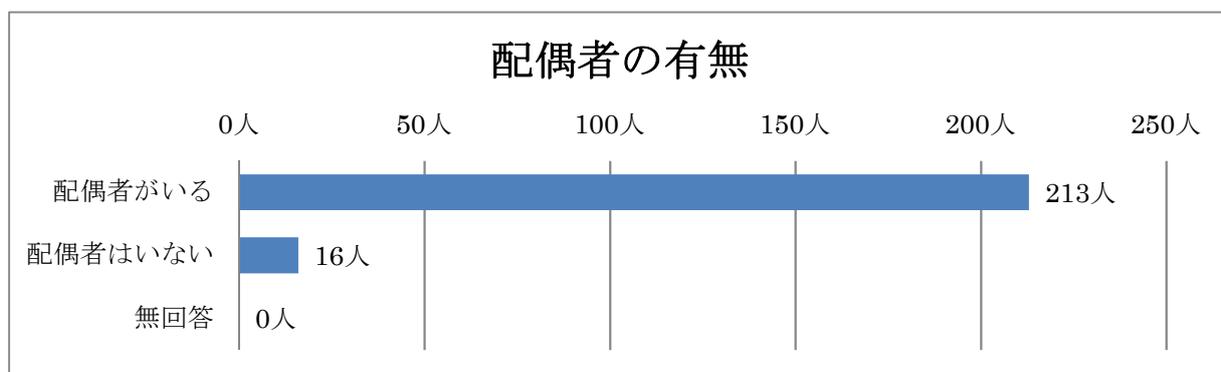
(3) 回答者の続柄 (お子さんからみた関係)

「母親」が217人(94.8%)、「父親」が11人(4.8%)となっています。



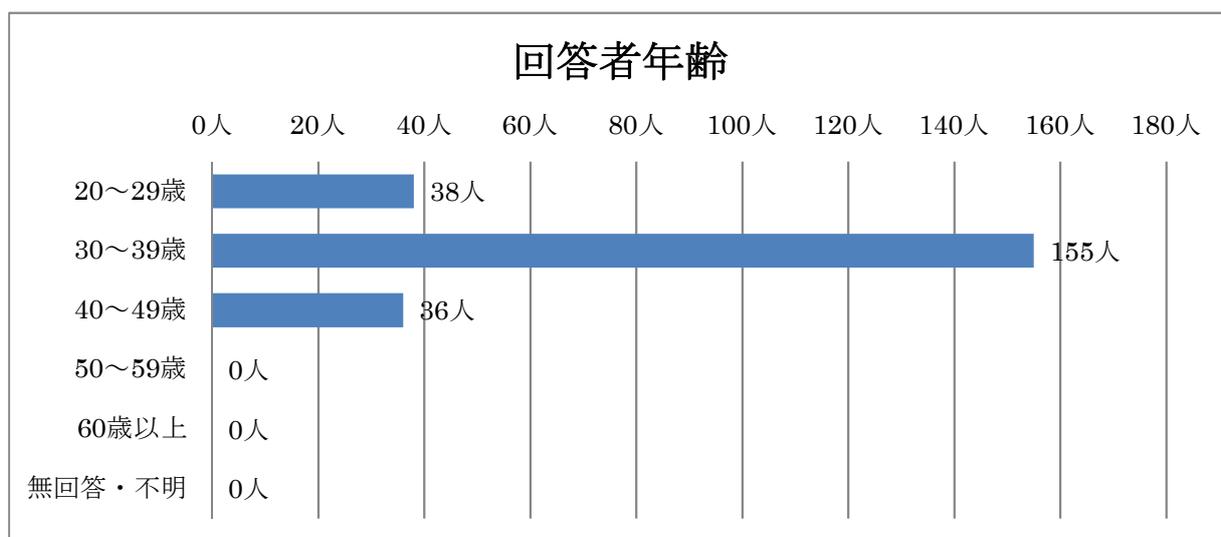
(4) 配偶者の状況

「配偶者がいる」が213人(93%)、「配偶者はいない」が16人(7%)となっています。



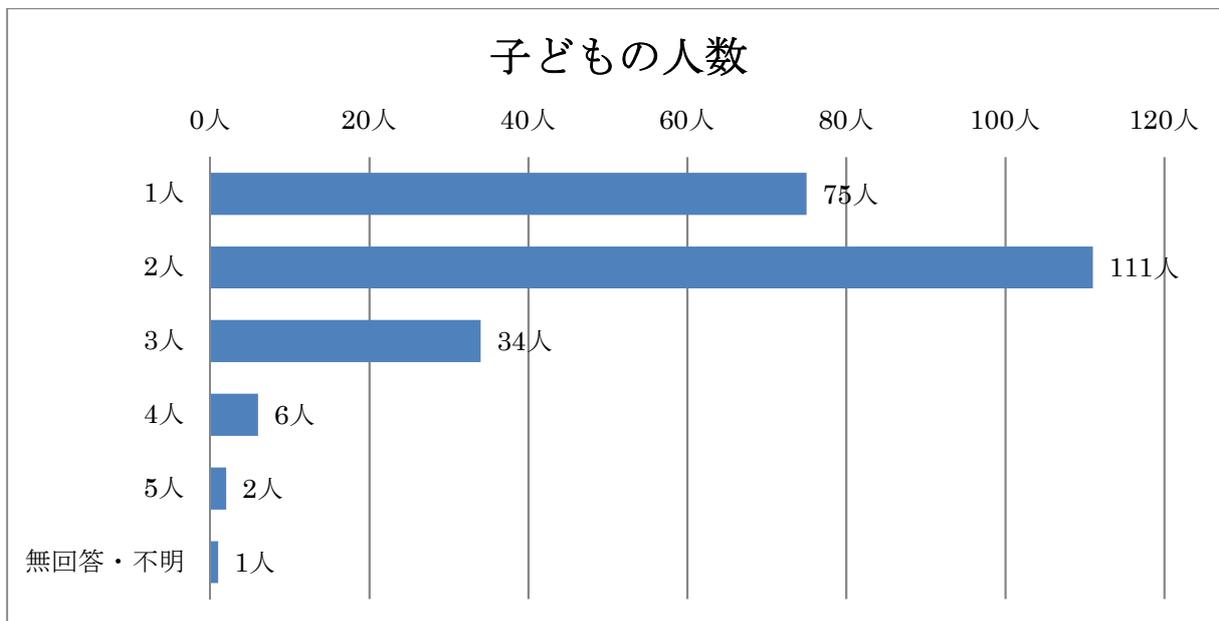
(5) 回答者の年齢

「20歳代」が38人(16.6%)、「30歳代」が155人(67.7%)、「40歳代」が36人(15.7%)となっています。



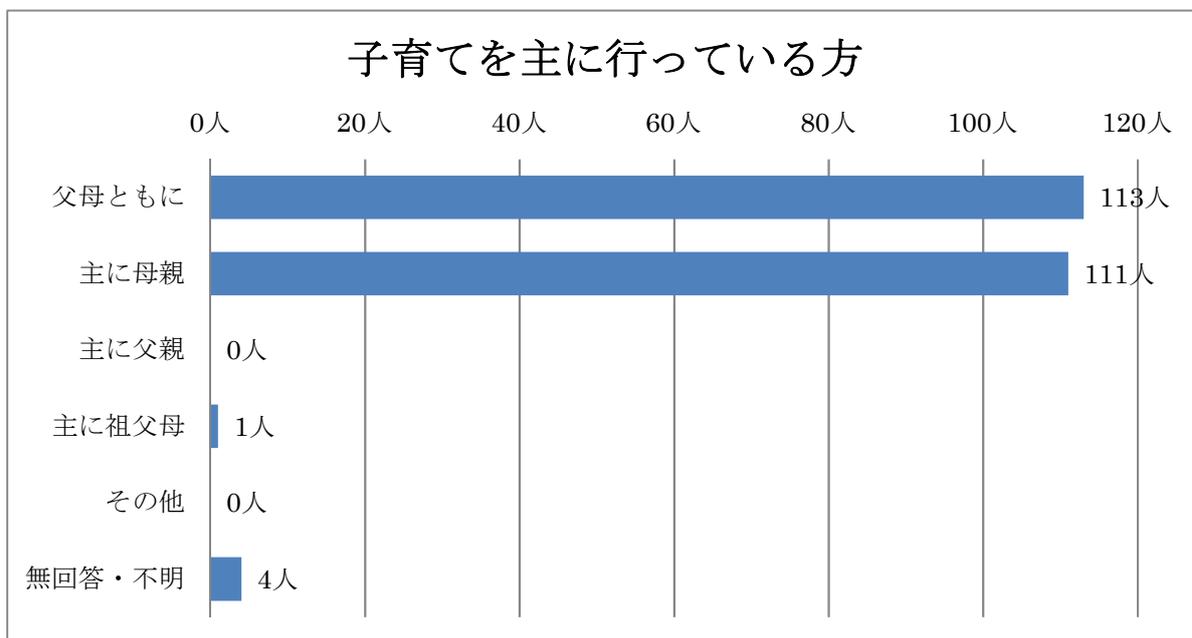
(6) 子どもの数

「2人」が最も多く111人(48.5%)、次いで「1人」が75人(32.8%)、「3人」が34人(14.8%)となっています。



(7) 子育て(教育含む)を主に行っている方

「父母ともに」が113人(49.3%)、「主に母親」が111人(48.5%)となっています。

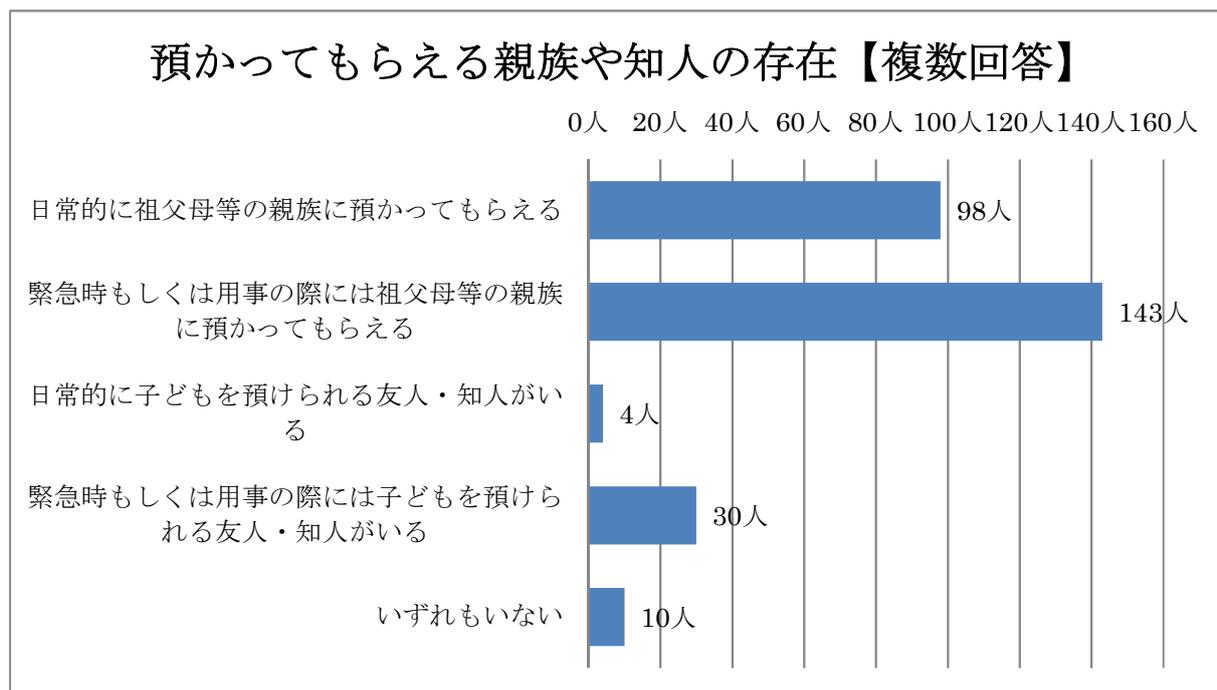


2 子どもの育ちをめぐる環境

(8) 日常的に預かってもらえる親族や知人の存在

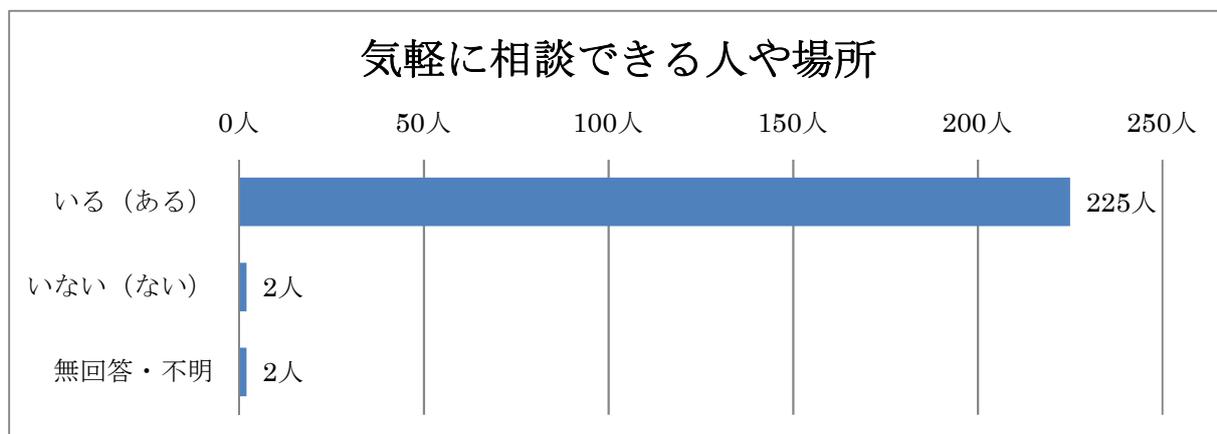
何らかの方法で「預かってもらえる」と回答した人は96.5%に達し、その中で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が143人(50.2%)、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が98人(34.4%)などとなっています。

なお、10人の方は「いずれもない」と回答しています。



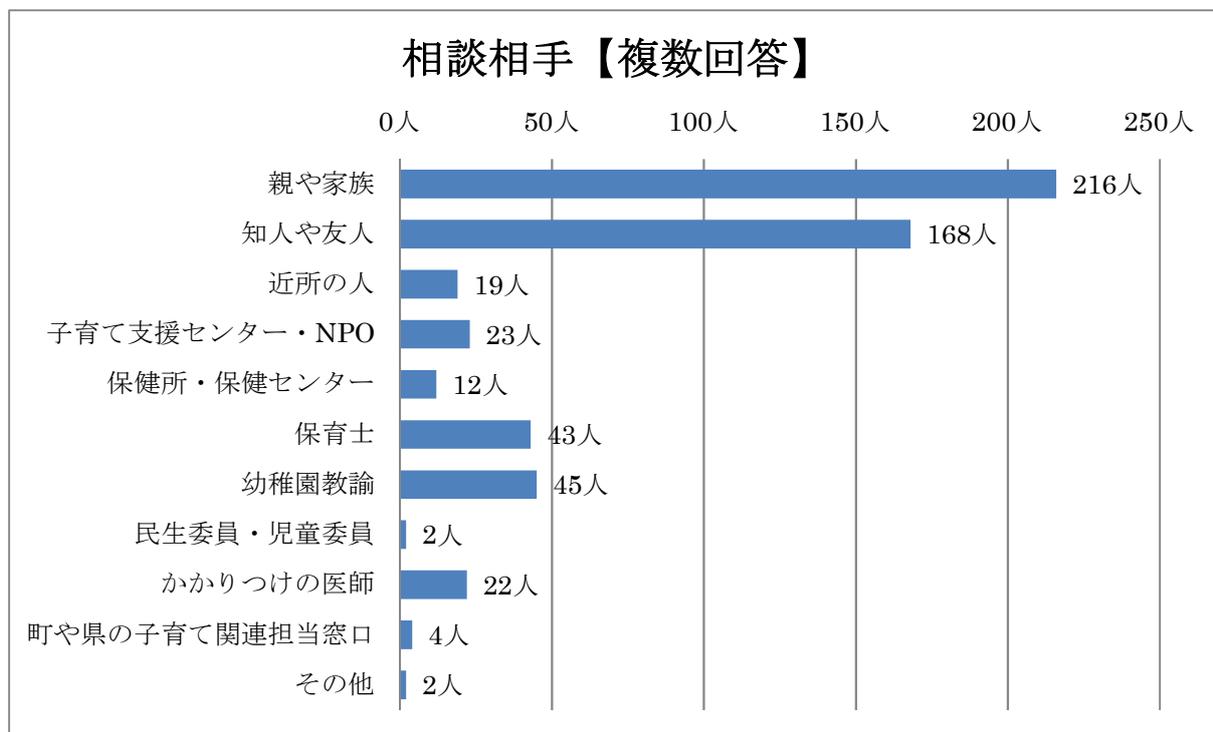
(9) 子育てについて気軽に相談できる人や場所

「いる(ある)」が225人(98.3%)、「いない(ない)」が2人(0.9%)となっています。



(10) 相談相手

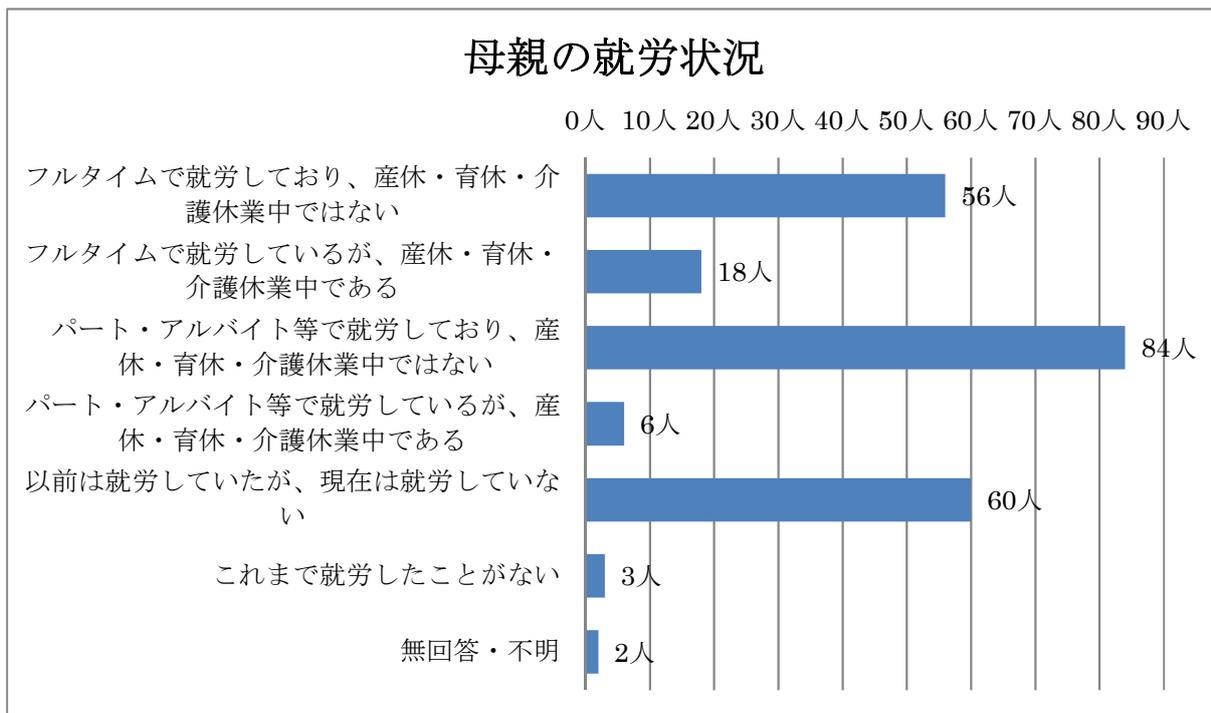
相談相手として最も多かったのが「親や家族」で 216 人 (96%)、次いで「知人や友人」168 人 (74.7%) となっています。



3 母親の就労状況

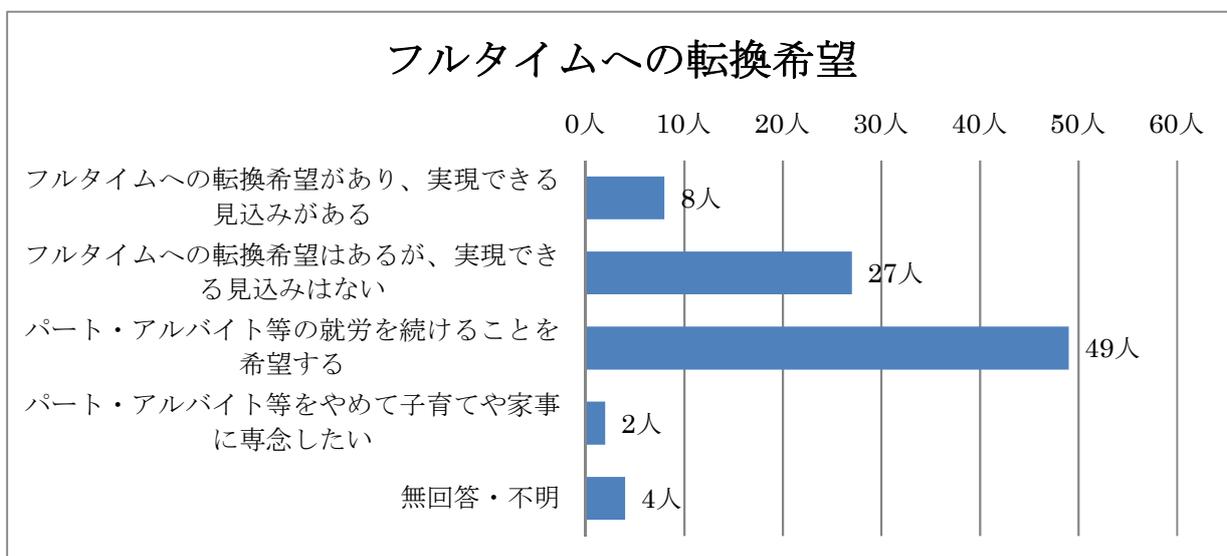
(11) 現在の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が84人(36.7%)、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が60人(26.2%)、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が56人(24.5%)となっています。



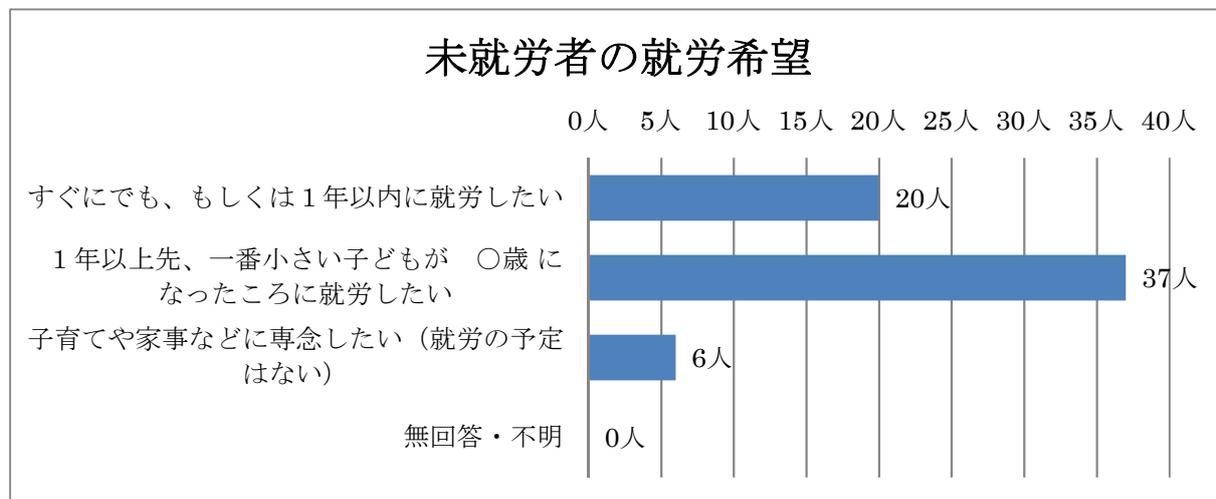
フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方)

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が49人(54.4%)、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」が27人(30%)、「フルタイムへの連関希望があり、実現できるみこみがある」が8人(8.9%)となっています。



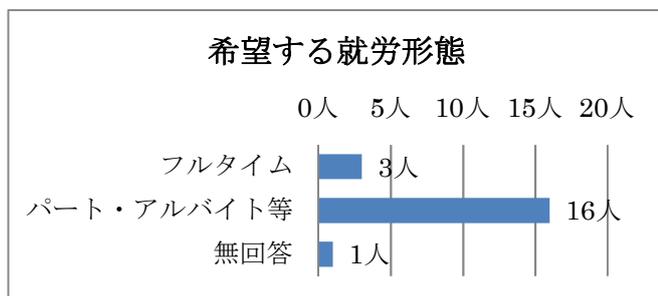
未就労者の就労希望（就労していない・就労したことがない方）

「1年以上先、一番小さい子どもが一定年齢になったところに就労したい」が 37 人（58.7%）、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 20 人（31.7%）、「就労の希望はない」は 6 人（9.5%）となっています。



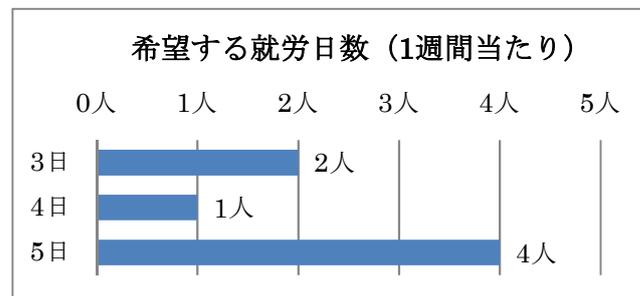
希望する就労形態

「パート・アルバイト等」が 16 人（80.0%）と最も多くなっています。



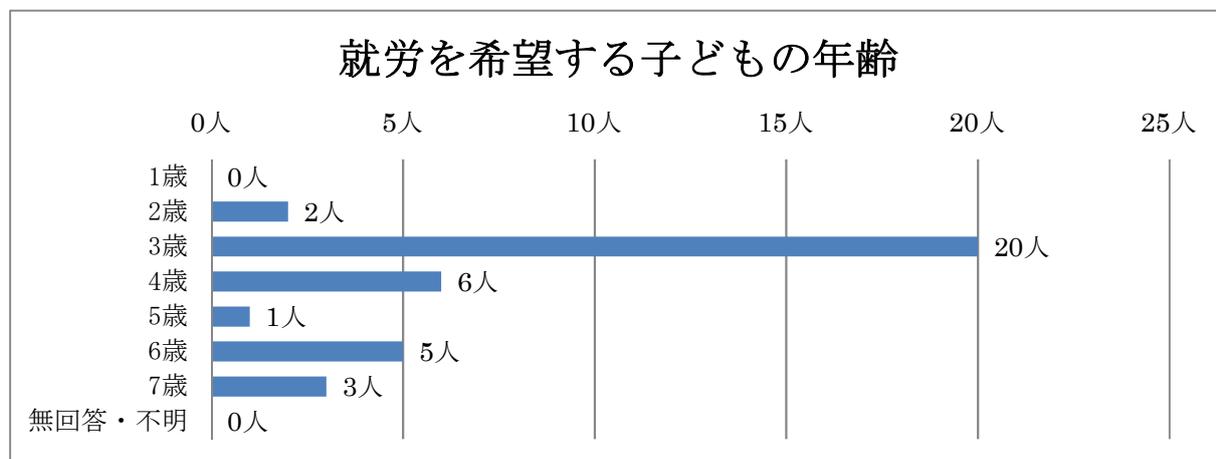
希望する就労日数

「週5日」が 4 人（57.1%）、次いで「週3日」が 2 人（28.6%）となっています。



仕事を始める子どもの年齢

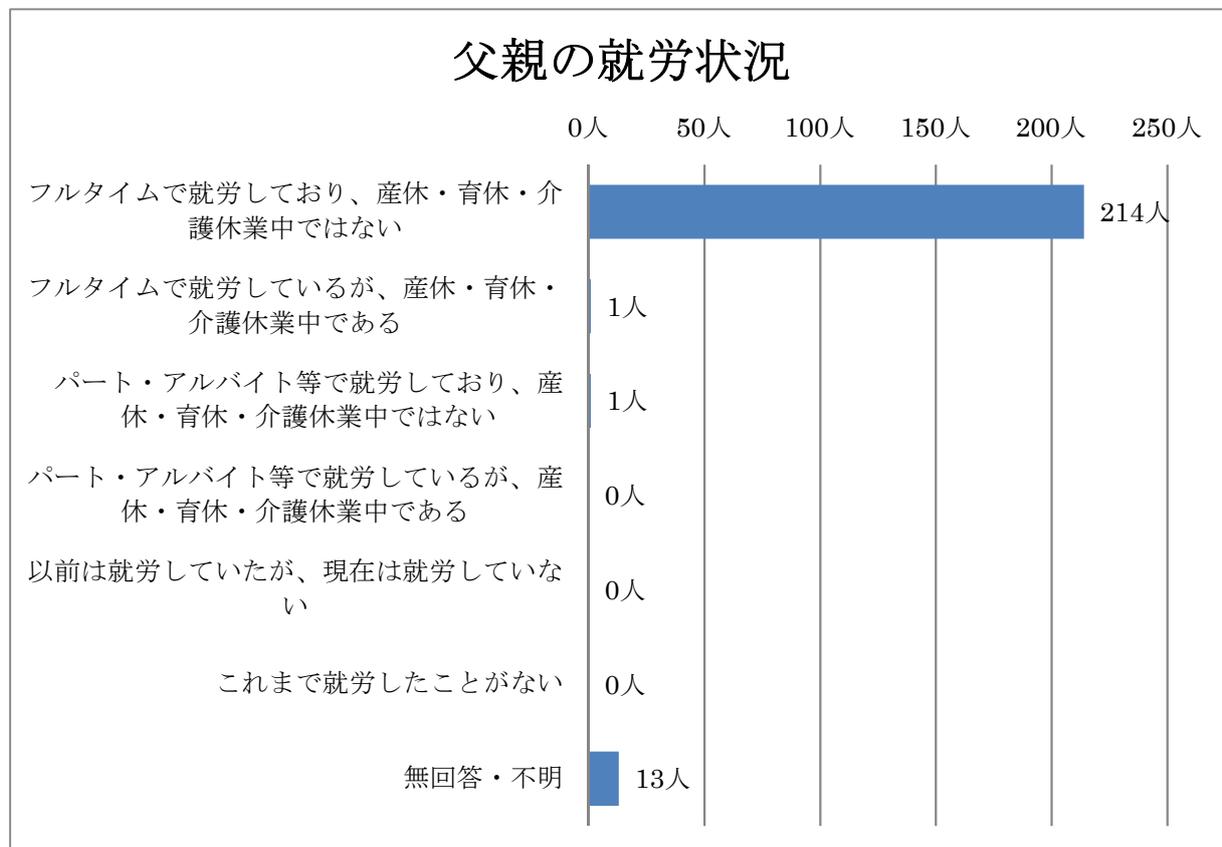
「3歳」が最も多く 20 人（54.1%）、次いで「4歳」が 6 人（16.2%）「6歳」が 5 人（13.5%）などとなっています。



4 父親の就労状況

(12) 現在の就労状況

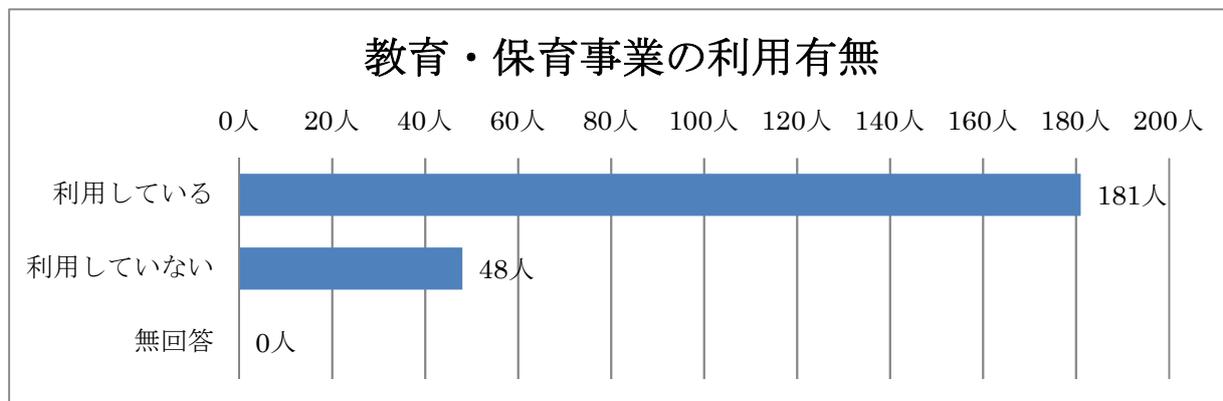
父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が 214 人 (93.4%) となっています。



5 平日の定期的な教育・保育の利用状況

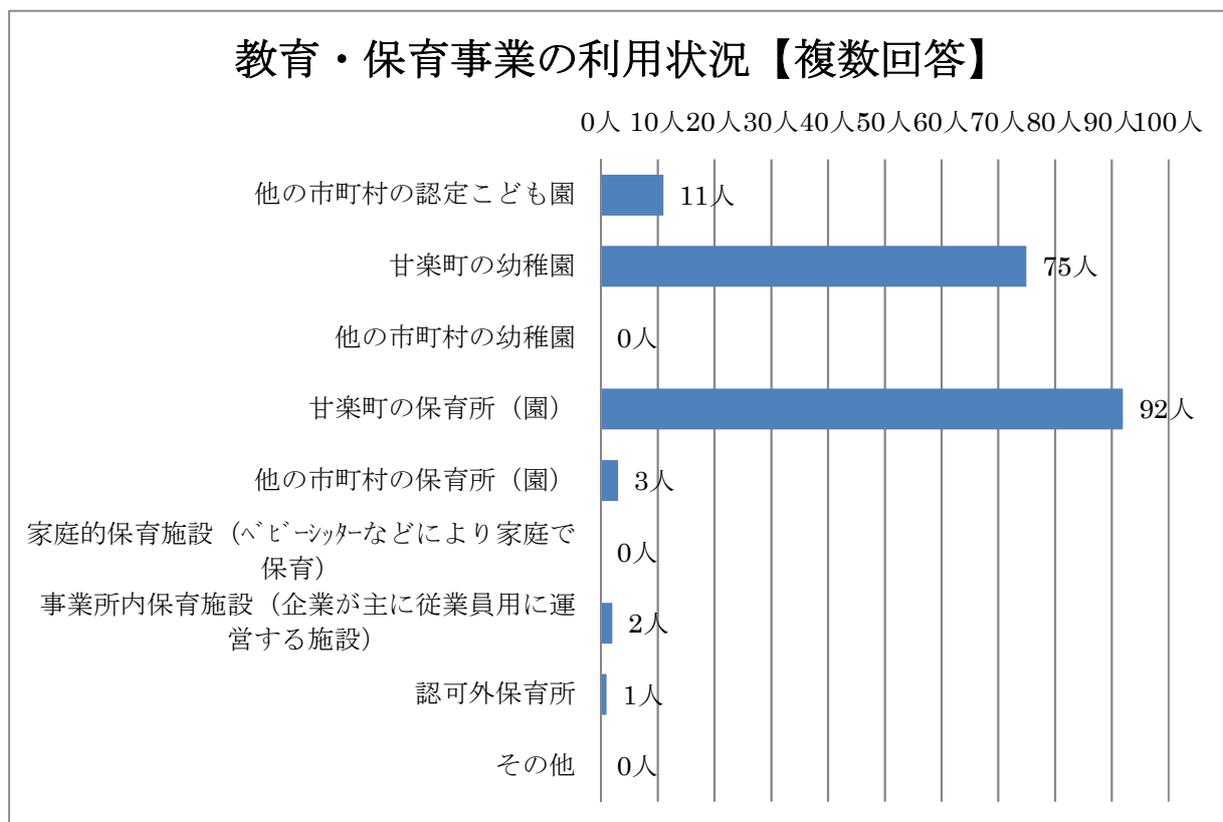
(13) 教育・保育の事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業を利用している人が多く 181 人 (79%) となっています。



幼稚園や保育所の利用状況

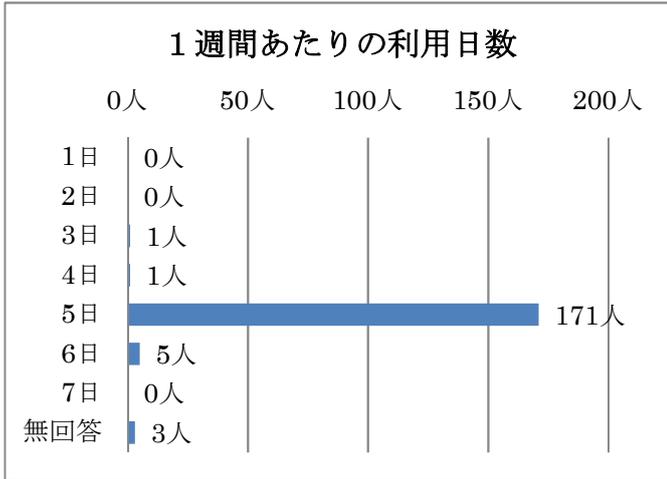
利用している事業は、「甘楽町の保育所 (かんら保育園)」が最も多く 92 人 (50.8%)、次いで「甘楽町の幼稚園 (小幡・福島・新屋の各幼稚園) 75 人 (41.4%)、「他市町村の認定こども園」が 11 人 (6.1%) となっています。



現在の利用日数・時間、希望日数・時間

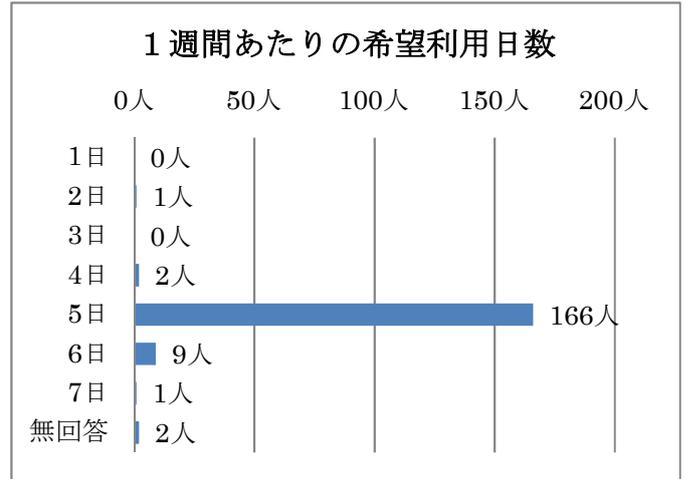
利用日数

「5日」が最も多く171人(94.5%)、次いで「6日」5人(2.8%)となっています。



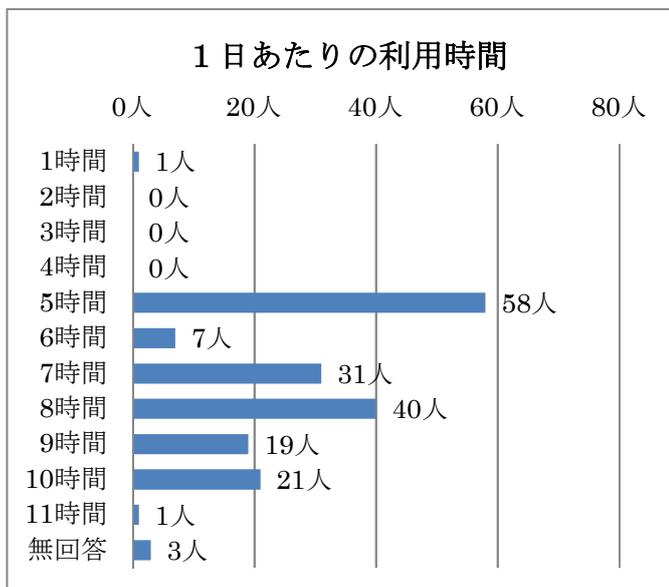
希望利用日数

「5日」が最も多く166人(91.7%)、次いで「6日」9人(5.0%)となっています。希望日数は、「5日」が現状より2.8ポイント減少して、「6日」が2.2ポイント増加しています。



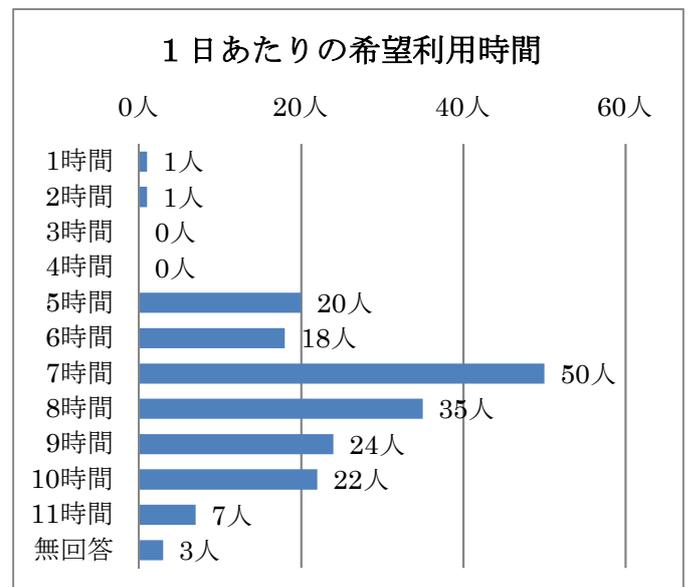
利用時間

「5時間」が最も多く58人(32.0%)、次いで「8時間」が40人(22.1%)となっています。

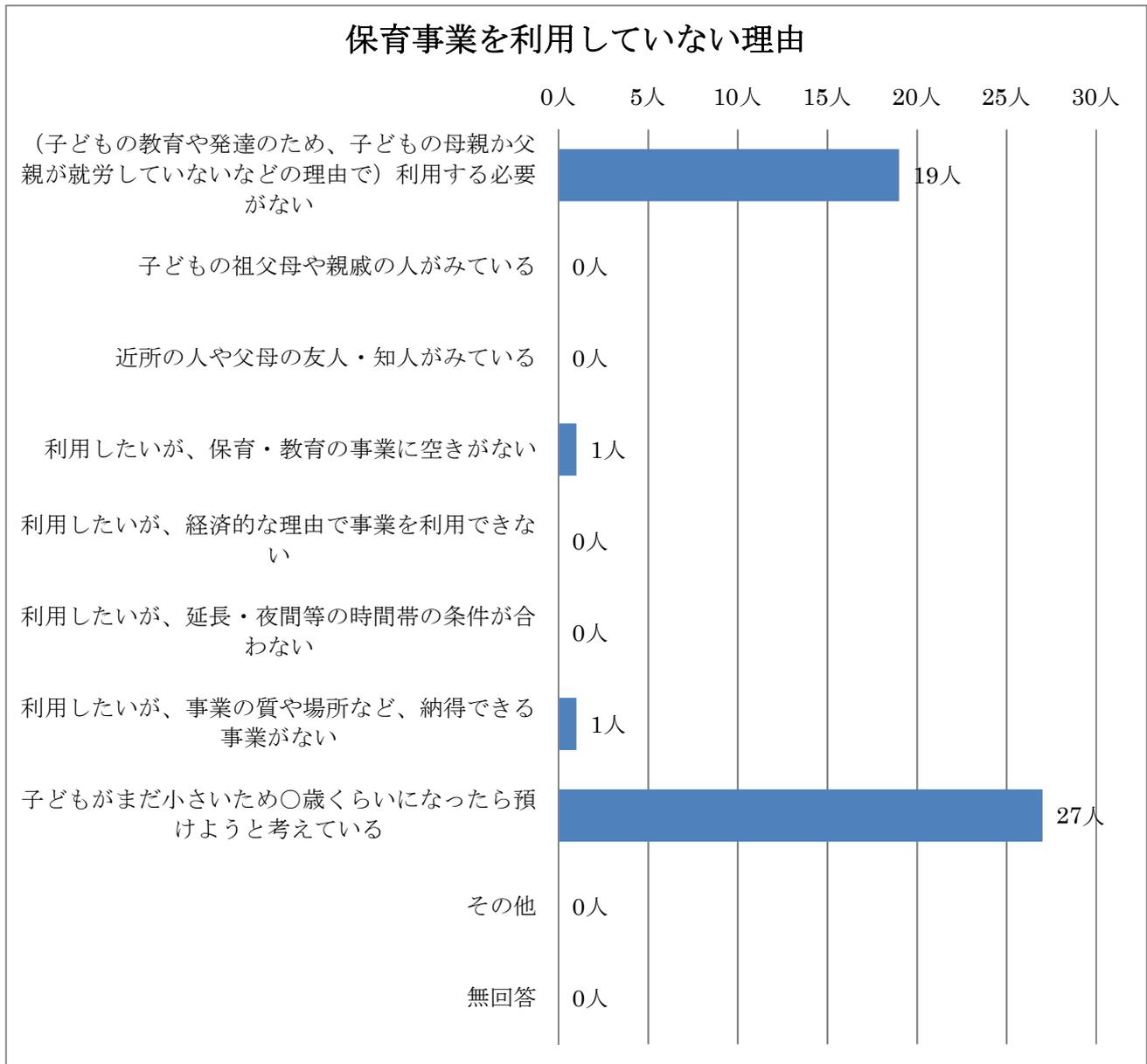


希望利用時間

「7時間」が最も多く50人(27.6%)、次いで「8時間」が35人(19.3%)となっています。希望時間は、「5時間」が現状より21ポイント減少して、「7時間」が10.5ポイント増加しています。

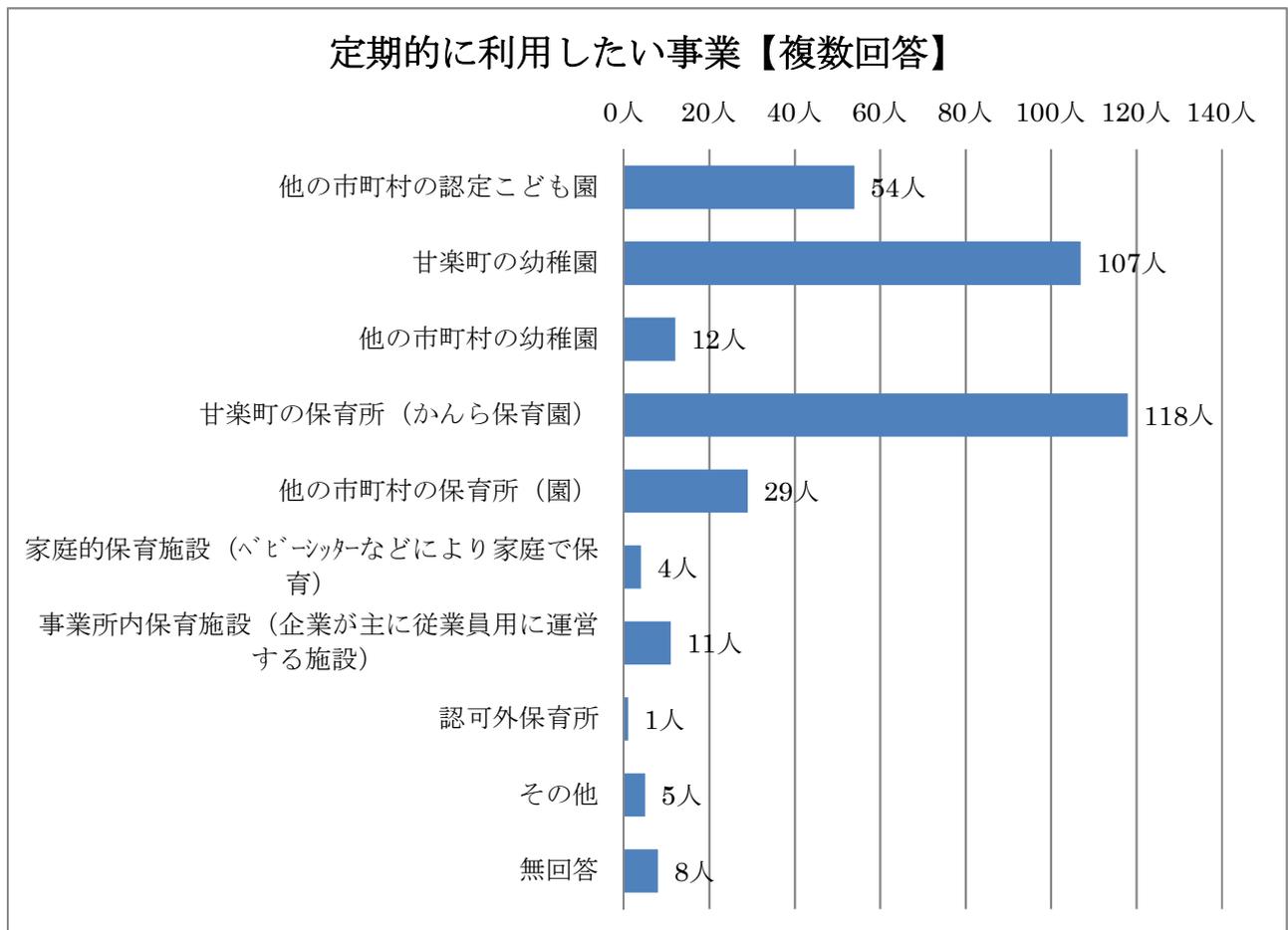


「子どもがまだ小さいため」が27人(56.3%)で最も多く、次いで「預ける必要がない」が19人(39.6%)などとなっています。



(14) 「定期的に」利用したい保育事業

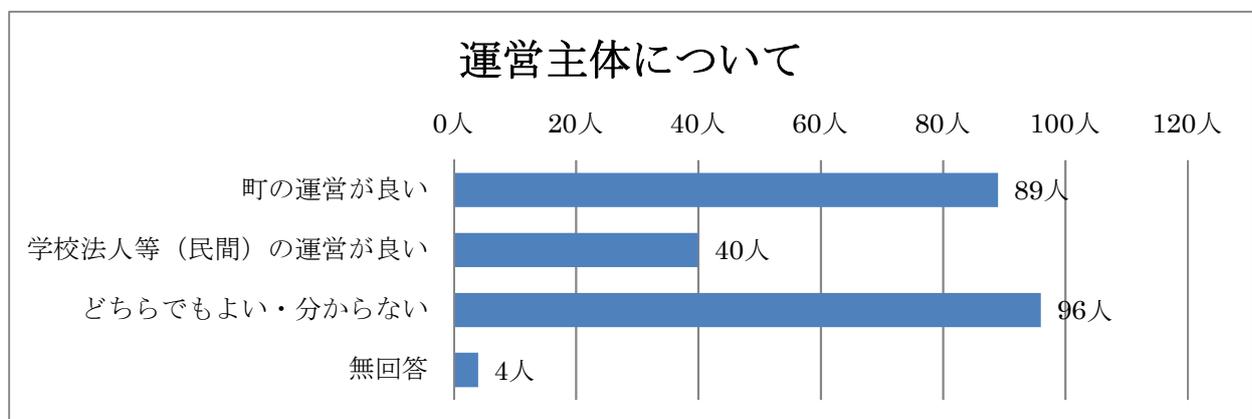
「甘楽町保育所（かんら保育園）」が118人（51.5%）と最も多く、次いで「甘楽町の幼稚園」107人（46.7%）となっています。



6 幼稚園の統合について

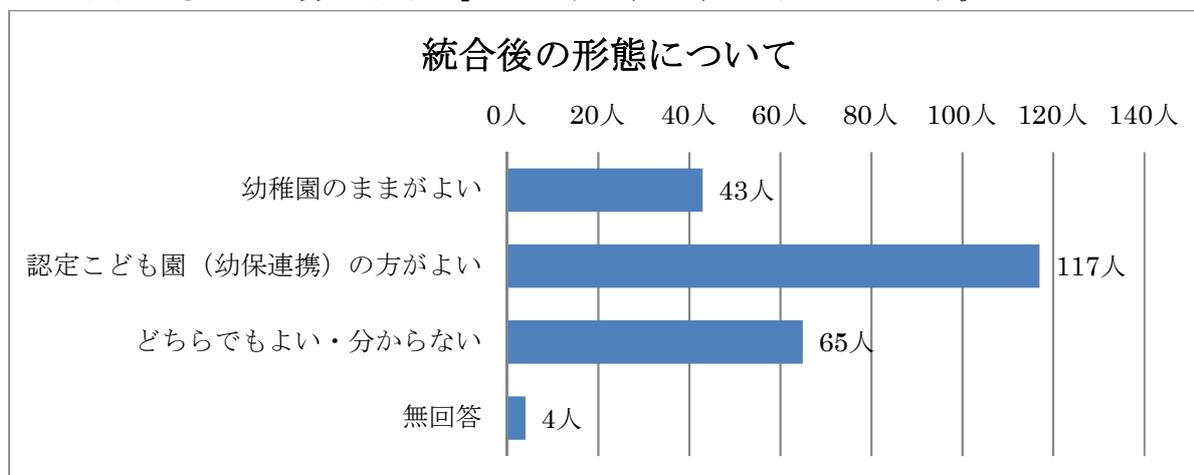
(15) 統合後の運営主体

「どちらでもよい・分からない」が96人（41.9%）で最も多く、次いで「町の運営が良い」が89人（38.9%）となっています。



統合後の形態について

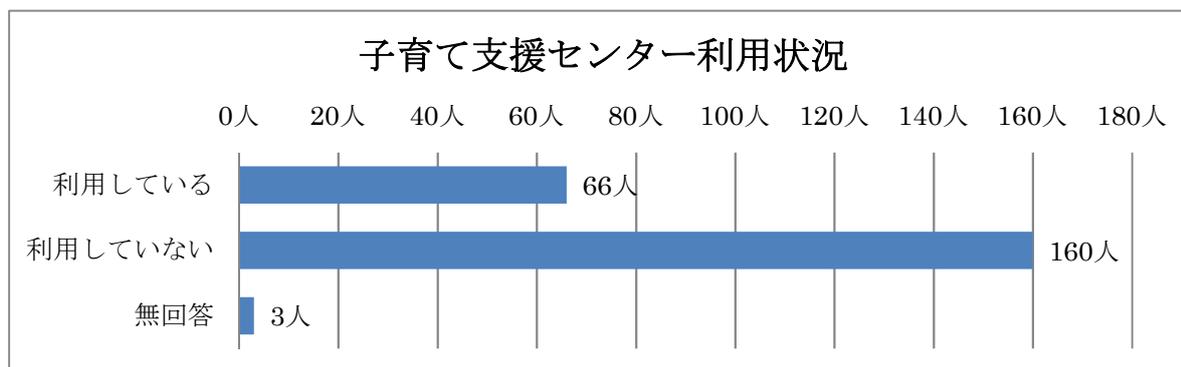
「認定こども園（幼保連携）の方がよい」が117人（51.1%）で最も多く、次いで「どちらでもよい・分からない」が65人（28.％）となっています。



7 子育て支援センターの利用状況

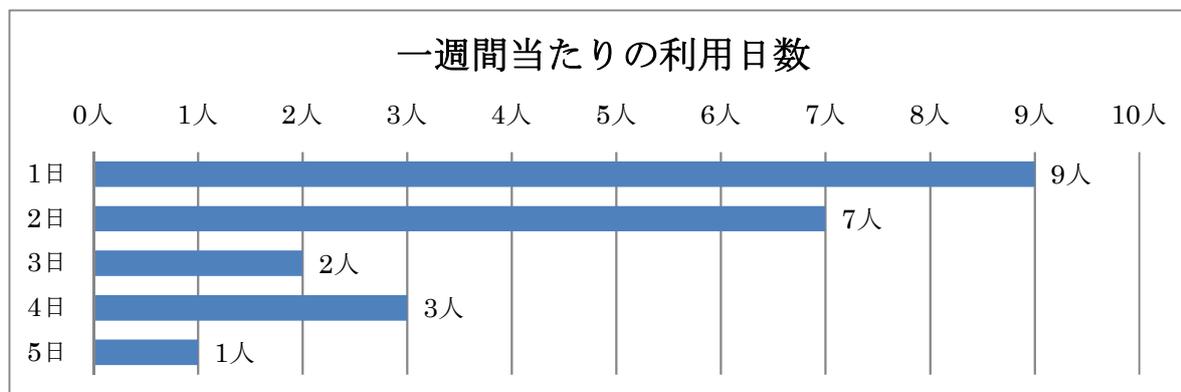
（16）子育て支援センターの利用状況

「利用していない」が最も多く160人（69.9%）、「利用している」が66人（28.8%）となっています。



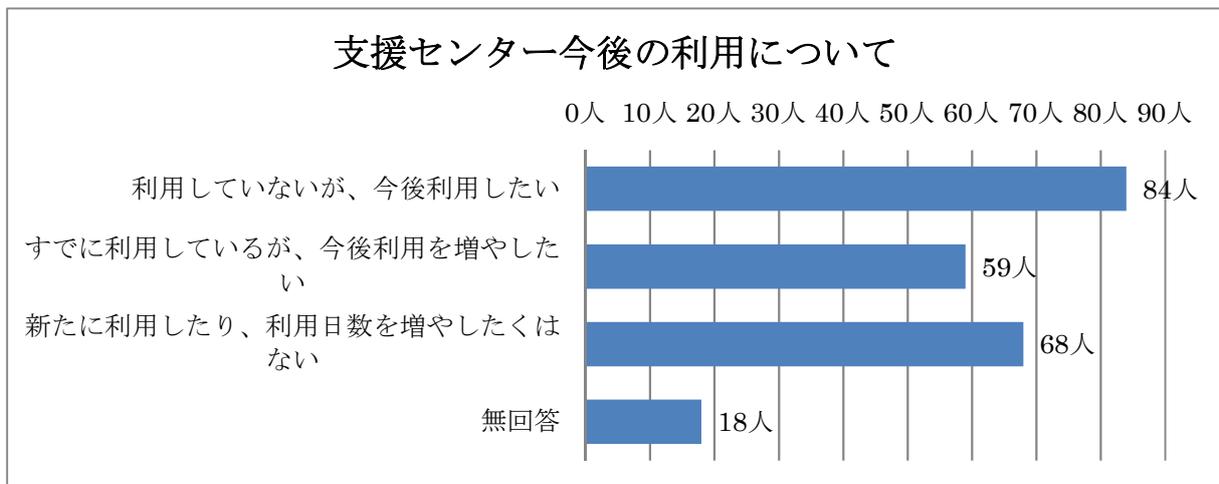
利用日数

「1日」が最も多く9人で、次いで「2日」が7人となっています。

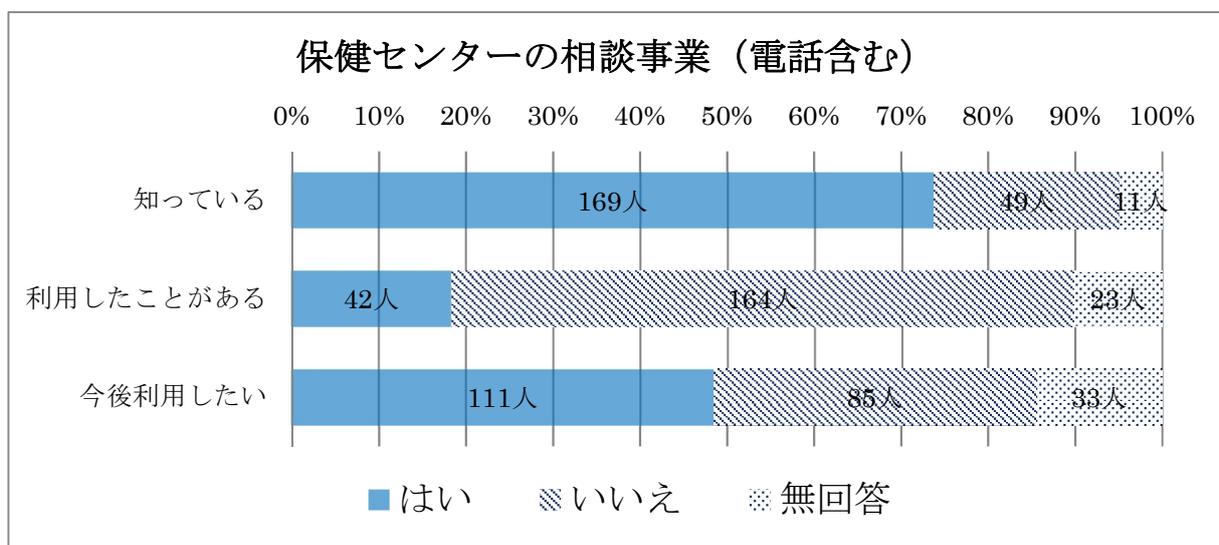
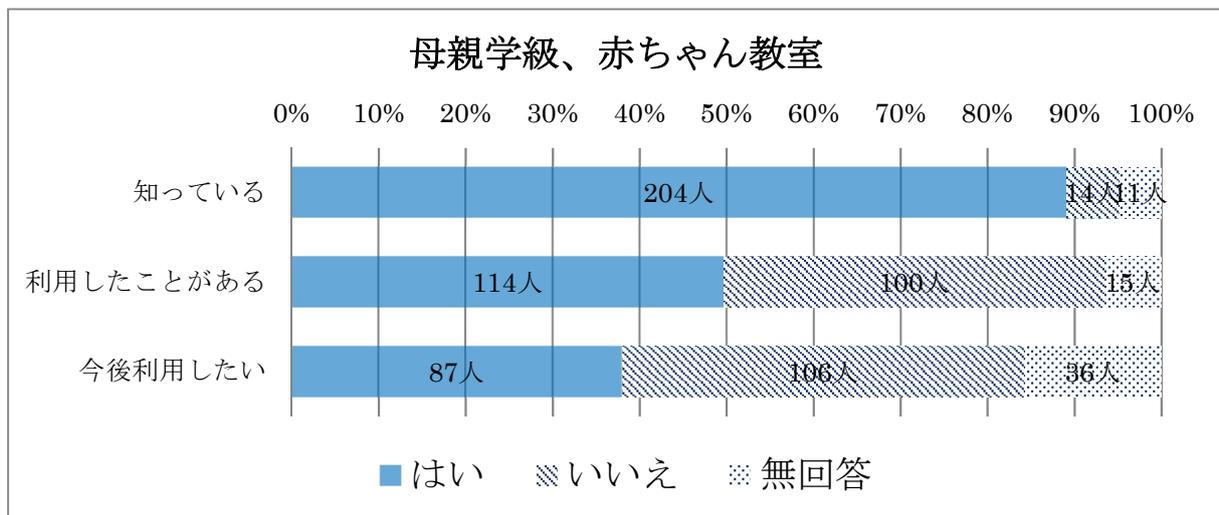


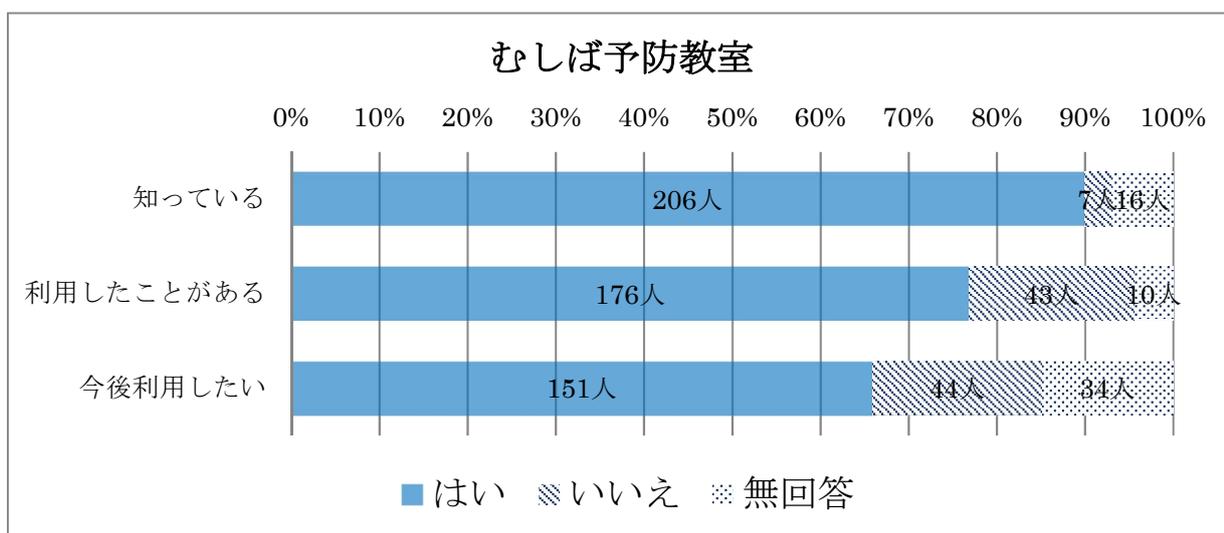
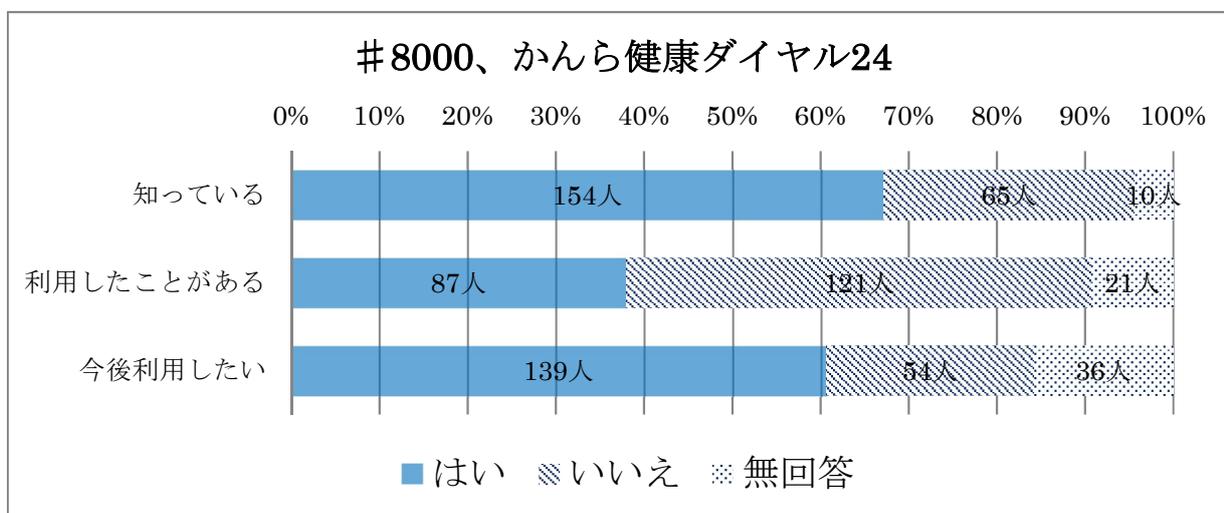
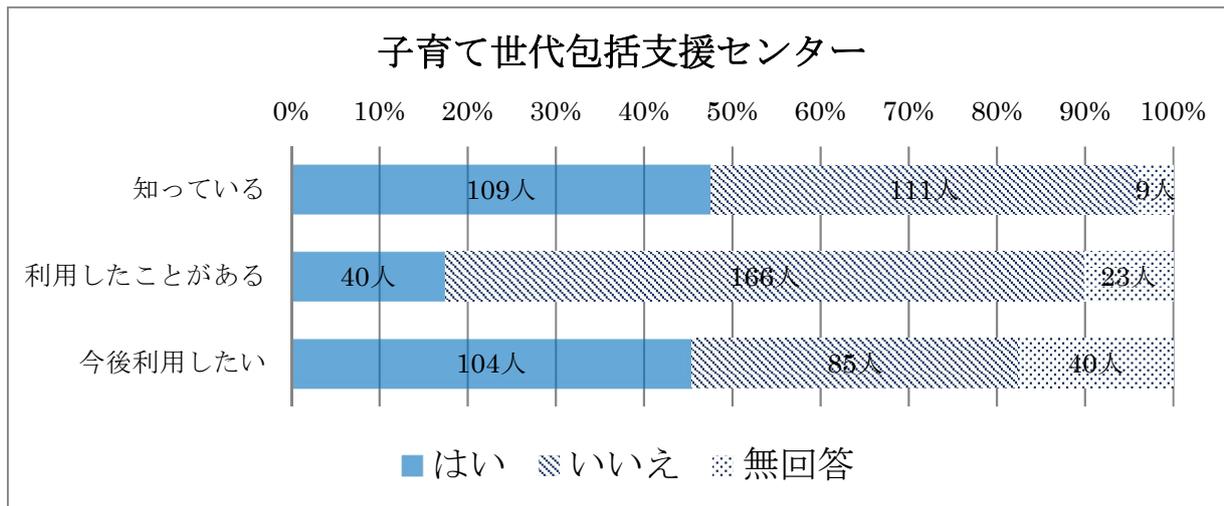
(17) 今後の利用について

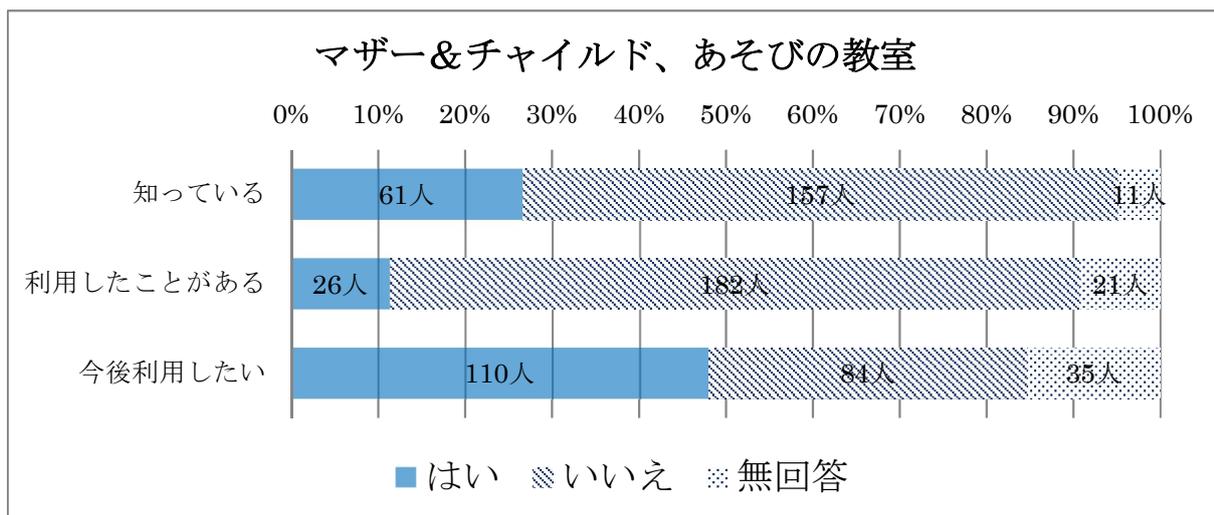
「利用していないが、今後利用したい」が84人(36.7%)で最も多く、次いで「新たに利用したり、利用日数を増やしたくない」が68人(29.7%)となっています。



(18) 各事業の認知度





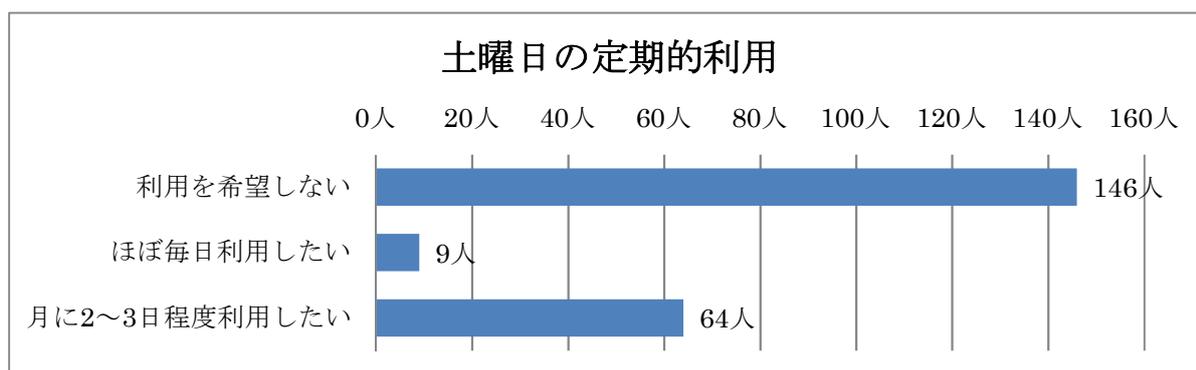


8 土日や長期休暇中の定期的な教育・保育の利用状況

(19) 土日・祝日の定期的な利用

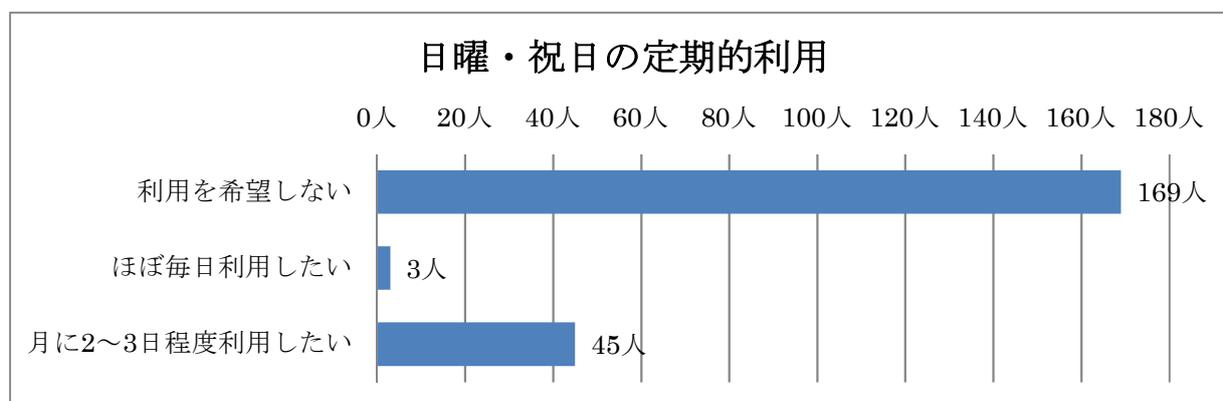
土曜日の利用

「利用を希望しない」が最も多く146人(66.7%)、利用希望者は73人で「ほぼ毎日利用したい」が9人(4.1%)、「月に2~3日程度利用したい」が64人(29.2%)となっています。



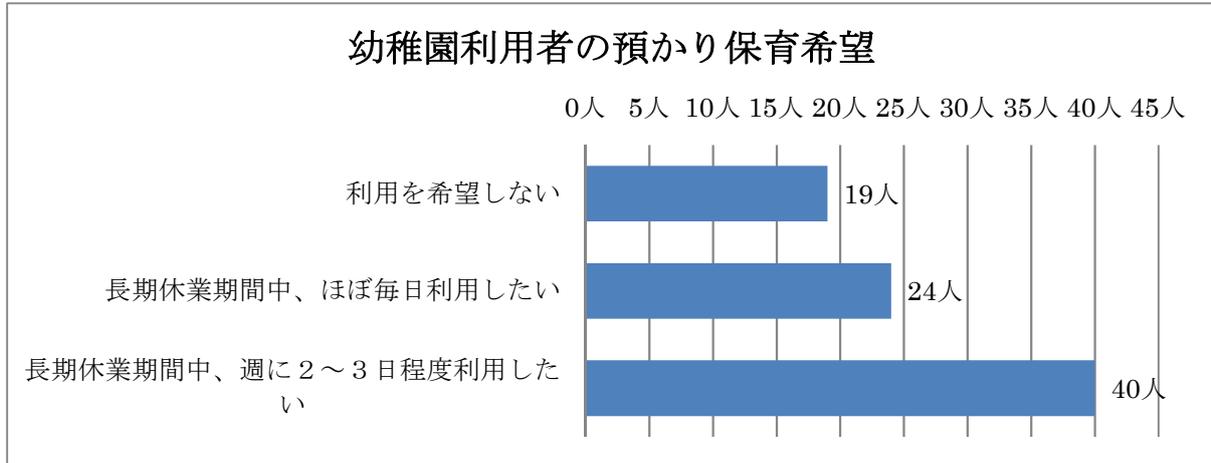
日曜・祝日の利用

「利用を希望しない」が最も多く169人(77.9%)、利用希望者は48人で「ほぼ利用したい」が3人(1.4%)、「月に2~3日程度利用したい」が45人(20.7%)となっています。



(20) 幼稚園利用者の長期休業中の預かり保育の希望状況

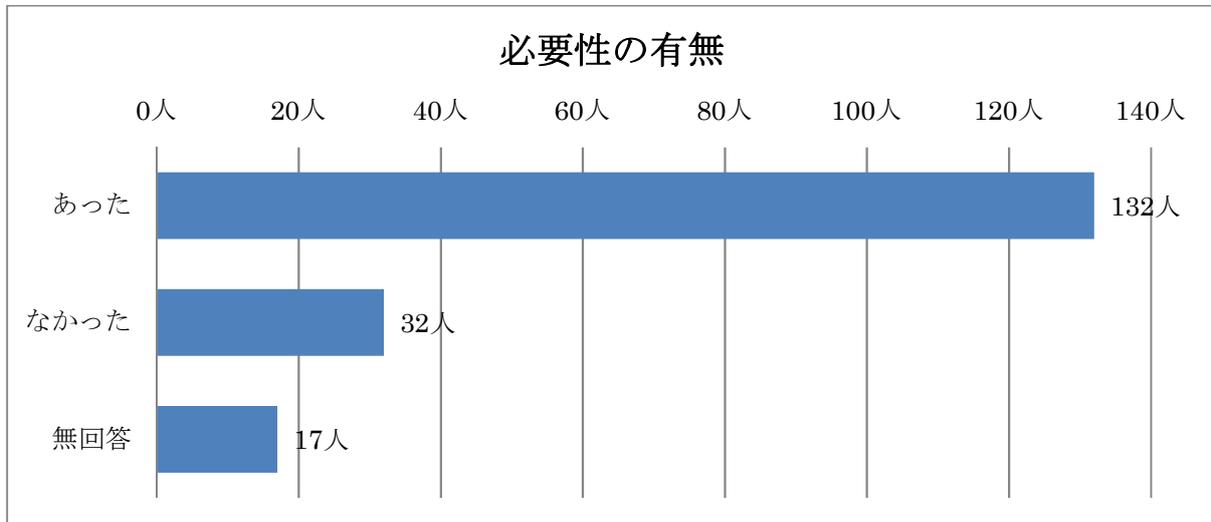
「長期休業期間中、週に2～3日程度利用したい」が最も多く40人(48.2%)、利用希望者は64人で「長期休業期間中、ほぼ毎日利用したい」が24人(28.9)、「利用を希望しない」が19人(22.9%)となっています。



9 病気の際の特別な対応（平日日中の教育・保育事業を利用する方のみ）

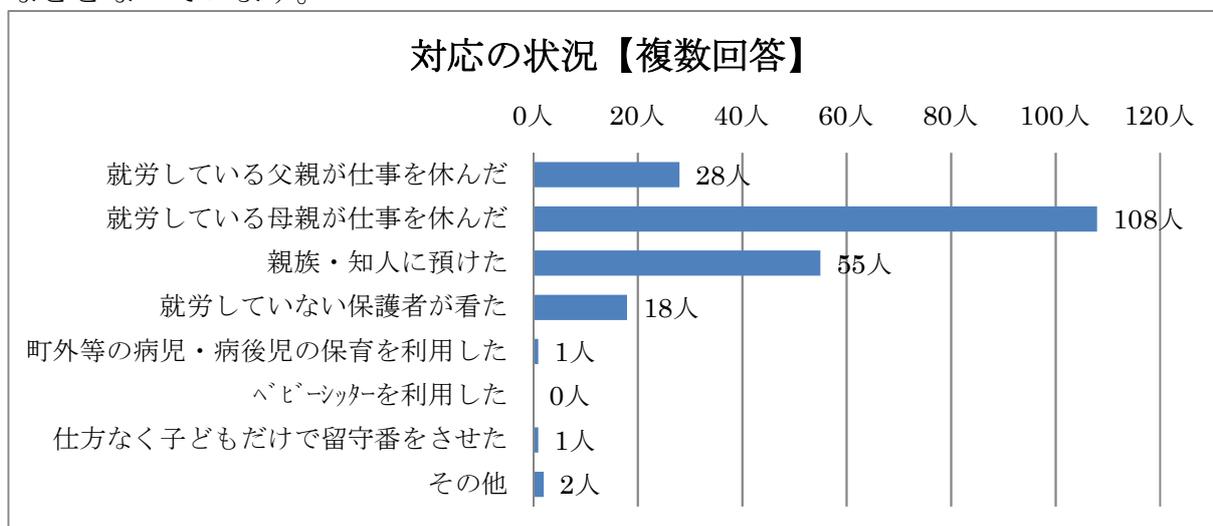
(21) 必要性の有無

「あった」が132人(72.9%)で最も多く、「なかった」が32人(17.7%)となっています。



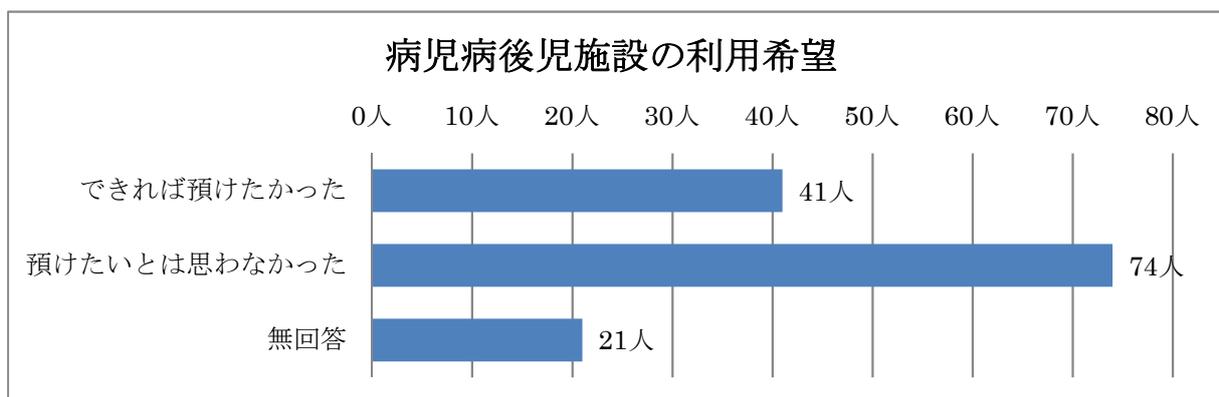
対応の状況

就労している母親が仕事を休んだ」が最も多く、108人（81.8%）、次いで「親族・知人に預けた」が55人（41.7%）、「就労している父親が仕事を休んだ」28人（21.2%）などとなっています。



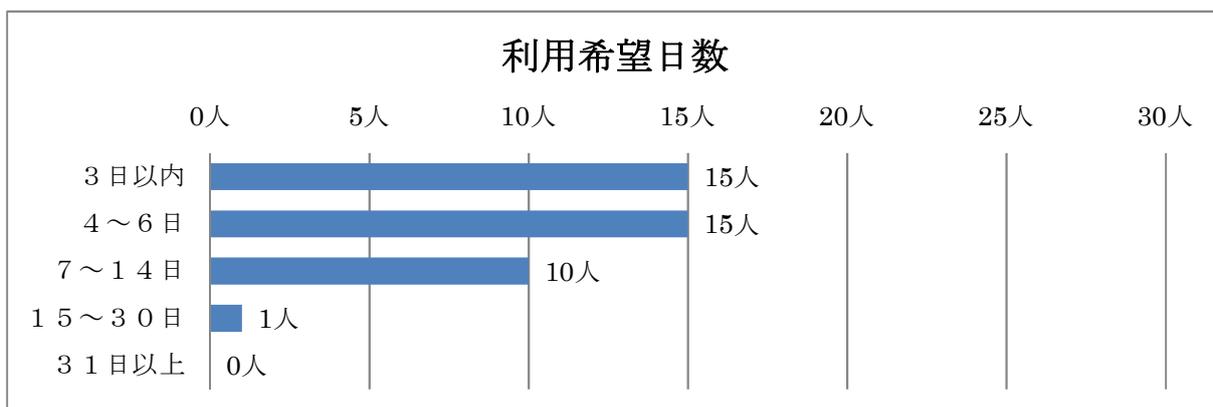
(22) 病児・病後児のための施設の利用

「預けたいとは思わなかった」が74人（54.4%）、「できれば預けたかった」が41人（30.1%）となっています。



希望利用日数

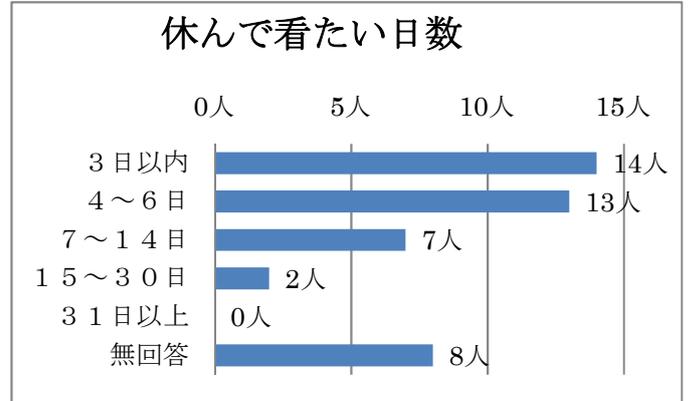
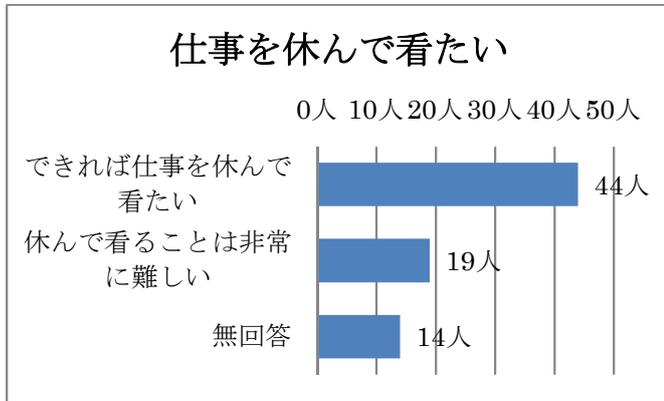
「3日以内」と「4～6日」が同人数で15人（36.6%）、次いで「7～14日」が10人（24.4%）となっています。



(23) 仕事を休んで看たい

「できれば休んで看たい」と答えた方が多く44人(57.1%)となっています。

「3日以内」と答えた方が多く14人(31.8%)となっています。

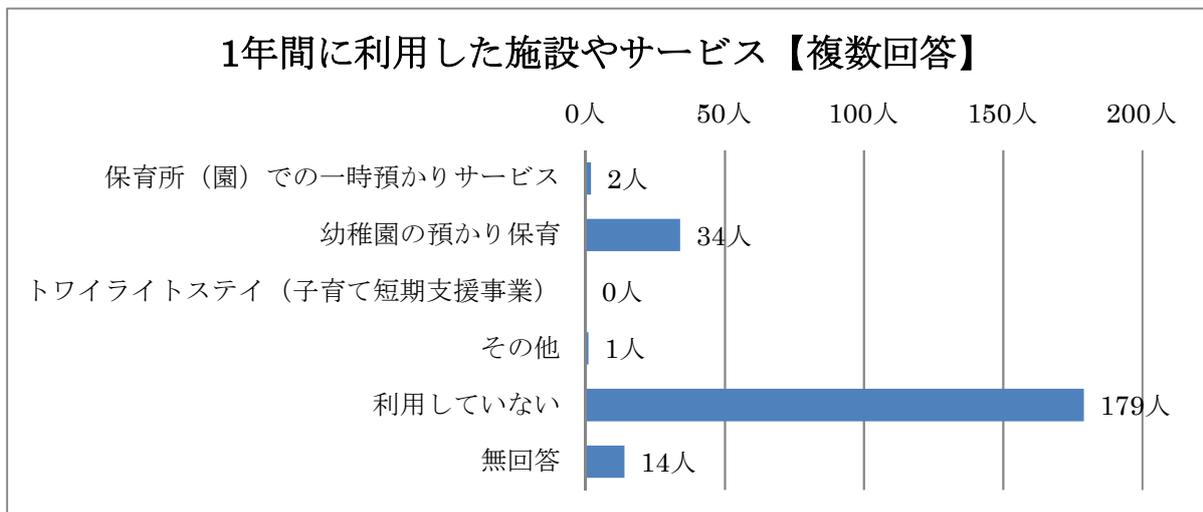


10 幼稚園・保育園等の不定期利用（一時預かり等）の状況

(24) 不定期に利用している施設・サービス

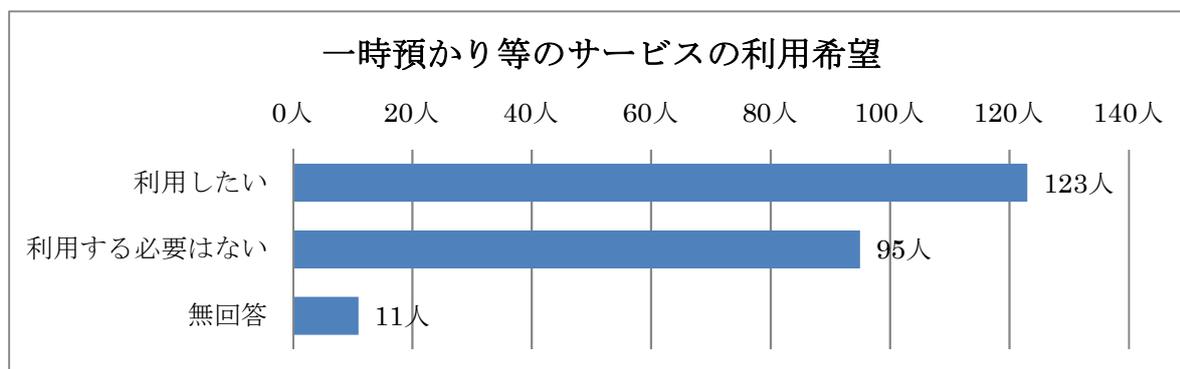
この1年間に利用した施設やサービス

「利用していない」が179人(78.2%)と最も多く、利用している施設は「幼稚園の預かり保育」が34人(14.8%)、「保育所(園)での一時預かりサービス」2人(0.9%)などとなっています。



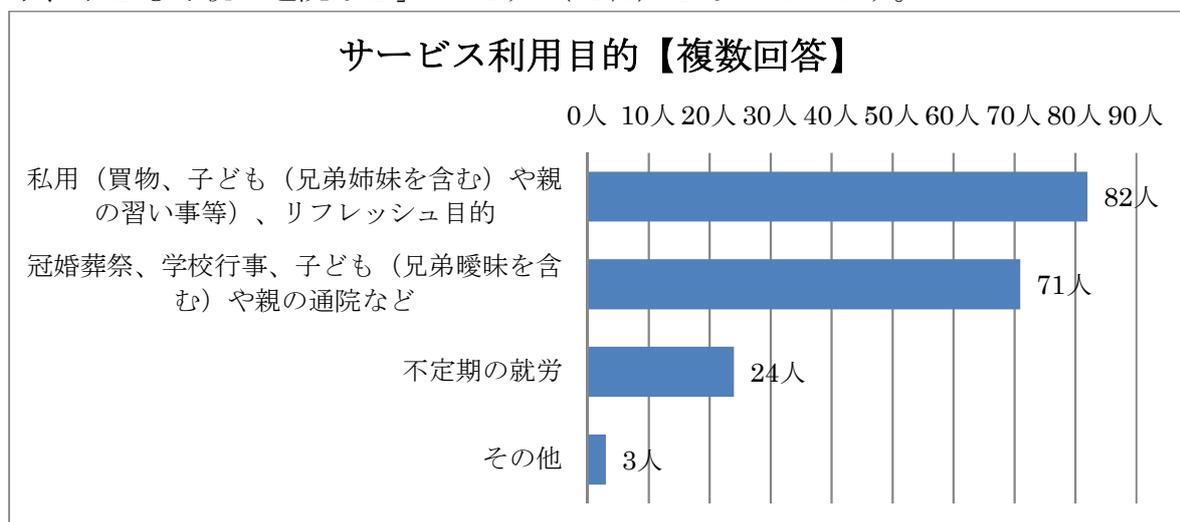
(25) 今後の必要量等の見込み

「利用したい」と答えた方が多く 123 人 (53.7%)、「利用する必要はない」が 95 人 (41.5%) となっています。



利用目的

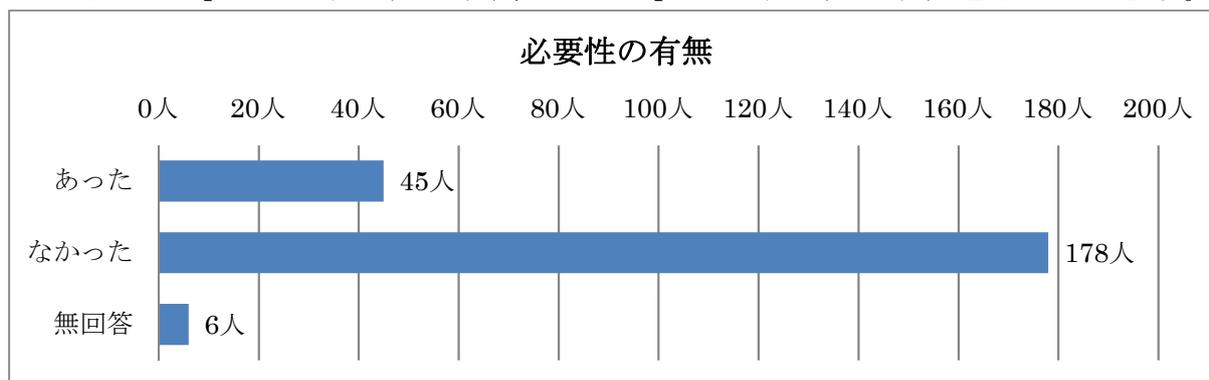
「私用、リフレッシュ目的」が最も多く 82 人 (35.8%)、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が 71 人 (31%) となっています。



(26) 保護者の用事（冠婚葬祭や保護者自身の病気等）による宿泊を伴う預け先等の状況

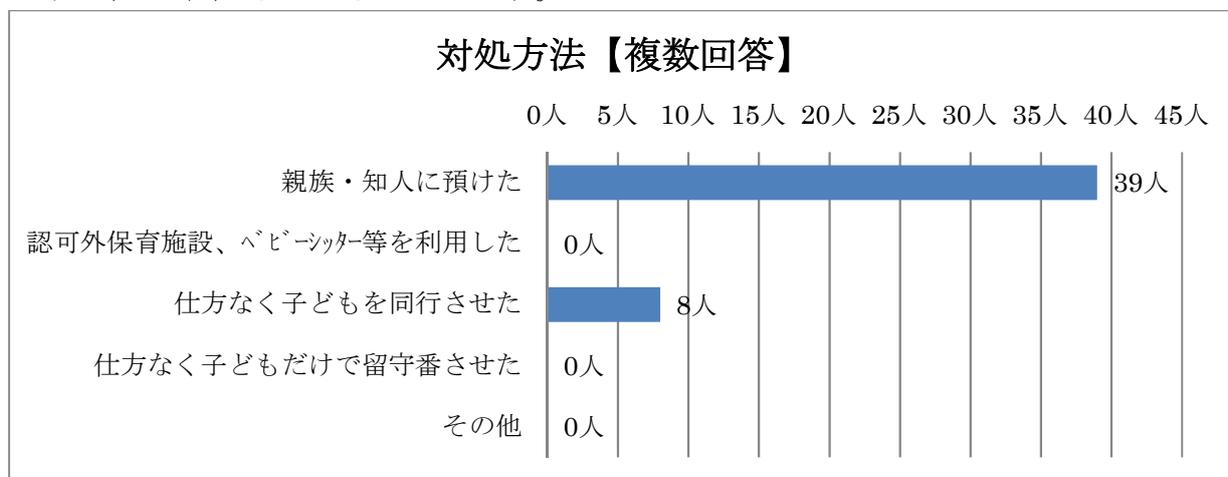
預け先が見つからなかった

「なかった」が 178 人 (77.7%)、「あった」が 45 人 (19.7%) となっています。



対処方法

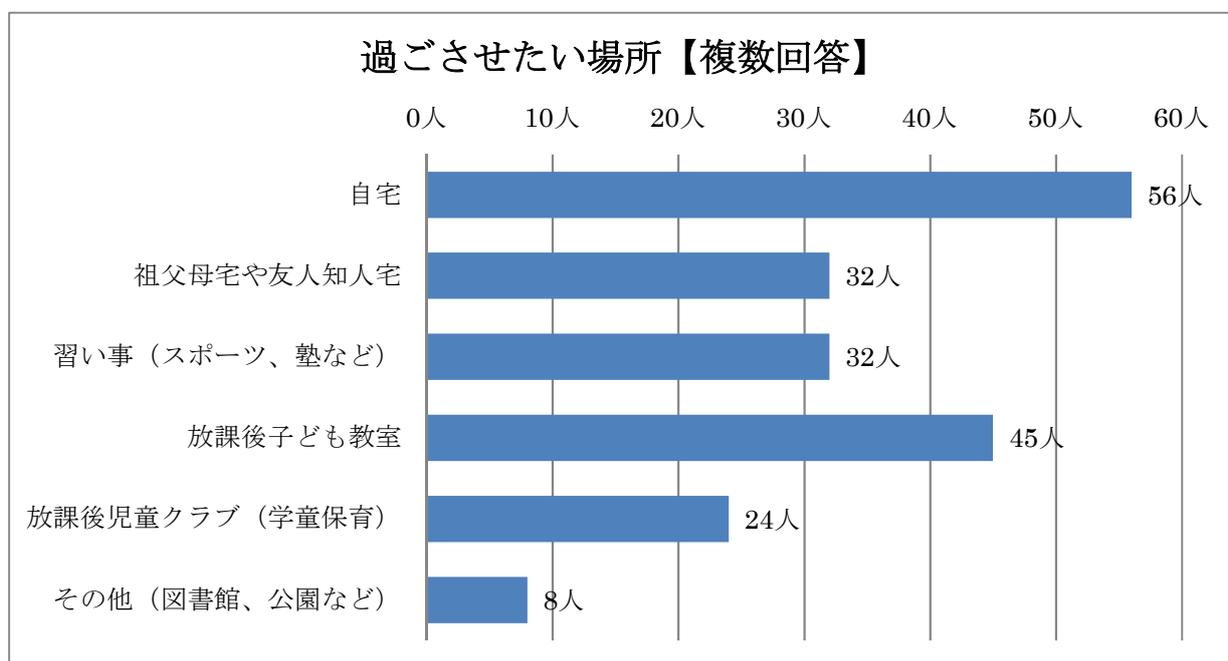
「親族・知人に預けた」が39人（86.7%）と最も多く、「仕方なく同行させた」が8人（17.8%）などとなっています。



1 1 小学校就学後における放課後の過ごし方

（27）過ごさせたい場所

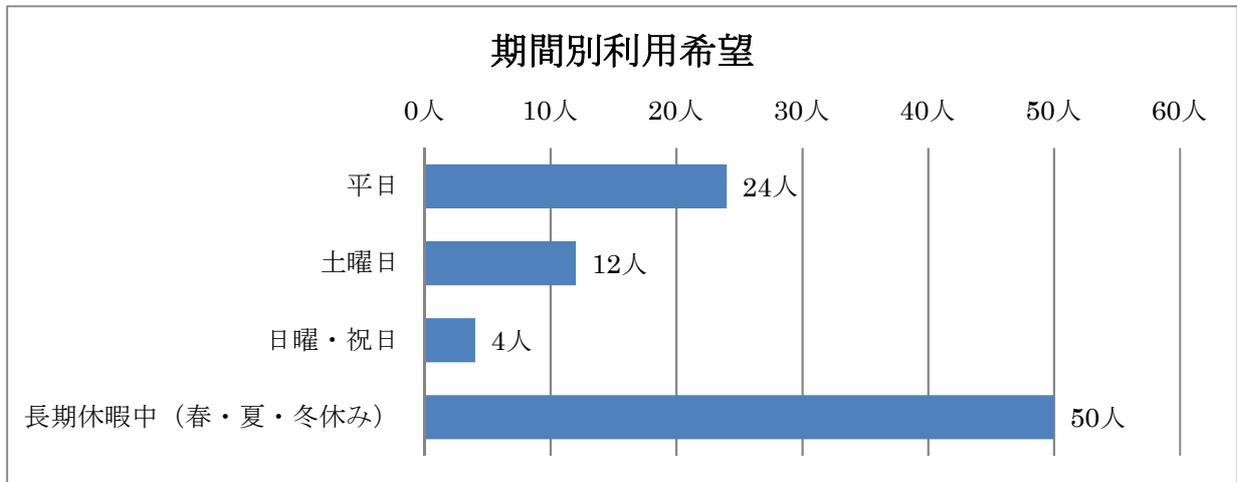
「自宅」が56人（60.9%）と最も多く、次いで「放課後子ども教室」45人（48.9%）となっています。



(28) 放課後学童クラブ（学童保育）の利用希望

期間別

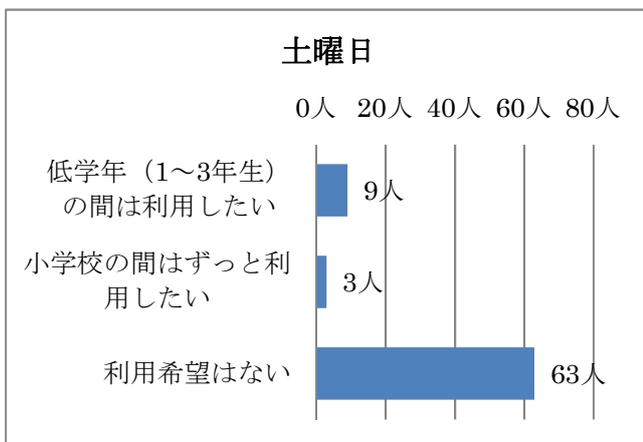
「長期休暇中（春・夏・冬休み）」が50人（55.6%）と最も多く、次いで「平日」が24人（26.7%）などとなっています。



利用希望の状況

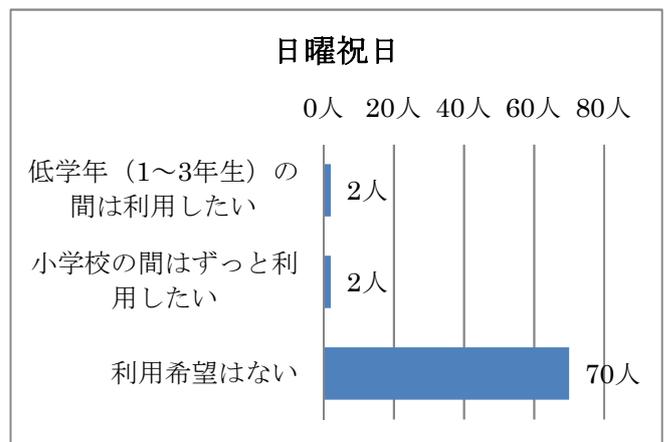
土曜日

「利用希望はない」が63人（84.0%）



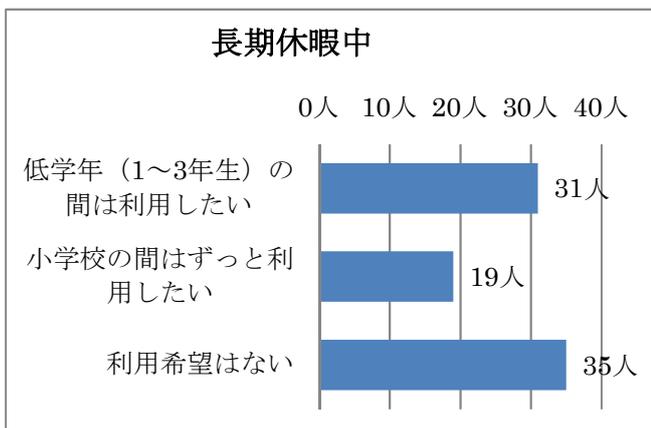
日曜祝日

「利用希望はない」が70人（94.6%）



長期休暇中

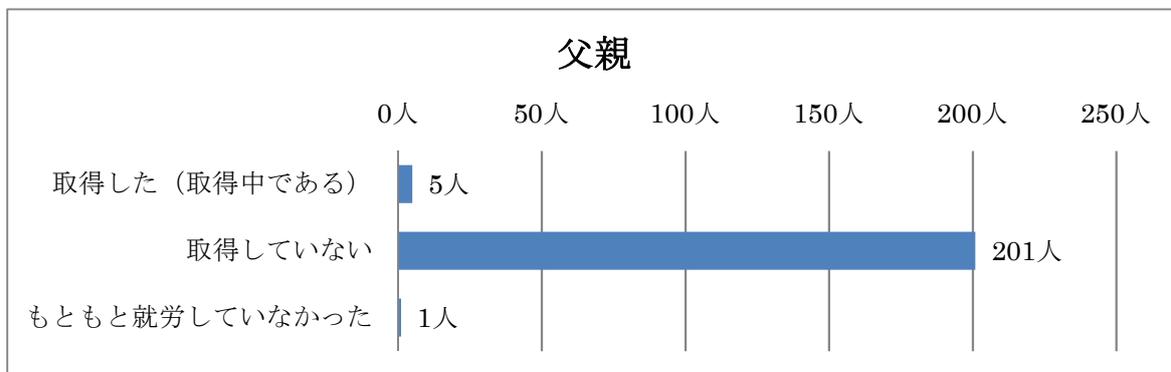
「利用希望はない」が35人（41.2%）



1 2 育児休業の取得状況 (29) 育児休暇取得状況

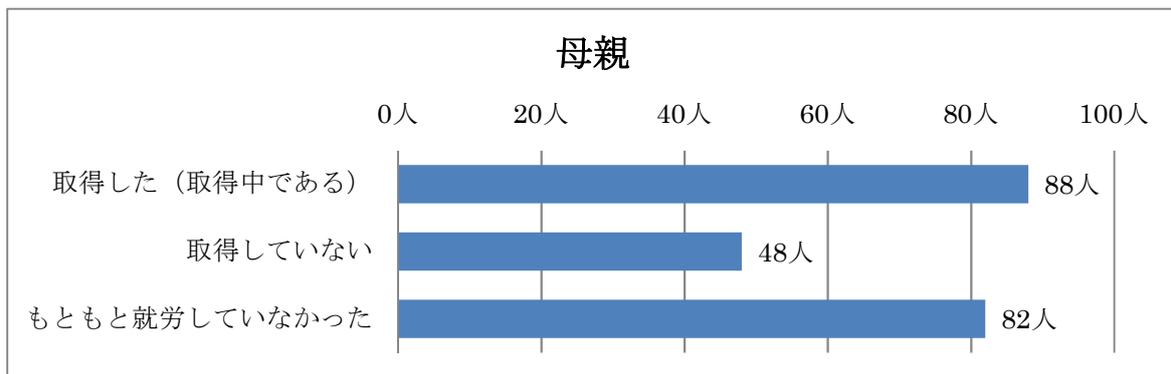
父親

「取得していない」が201人(97.1%)、「取得した(取得中である)」が5人(2.4%)
となっています。



母親

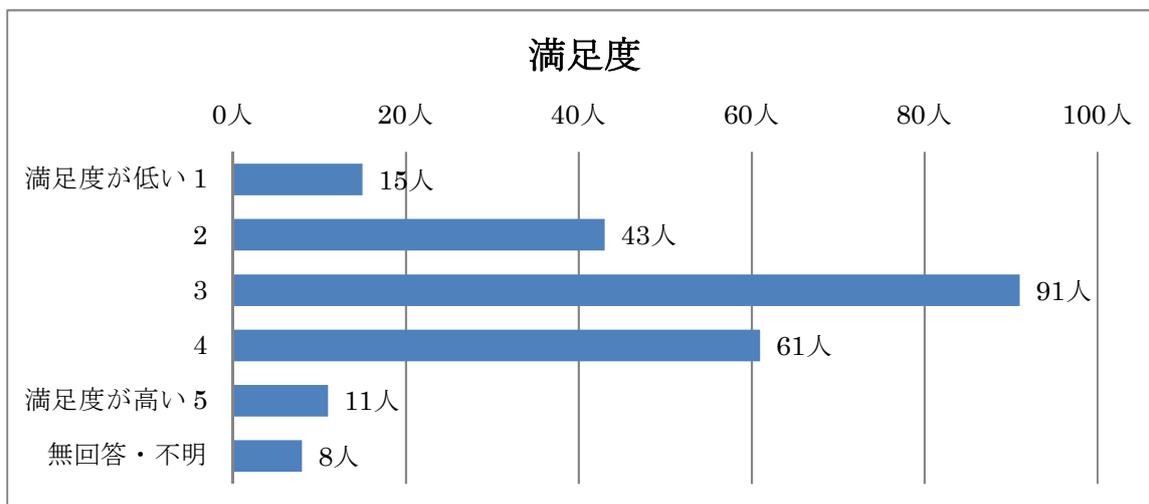
「取得した(取得中である)」が88人(40.7%)、「取得していない」が48人(22%)
となっています。



1 3 子育て環境や支援への満足度

(30) 満足度

「3 (どちらともいえない)」が91人 (39.7%) と最も多く、次いで「4 (どちらかといえば高い)」が61人 (26.6%) などとなっています。

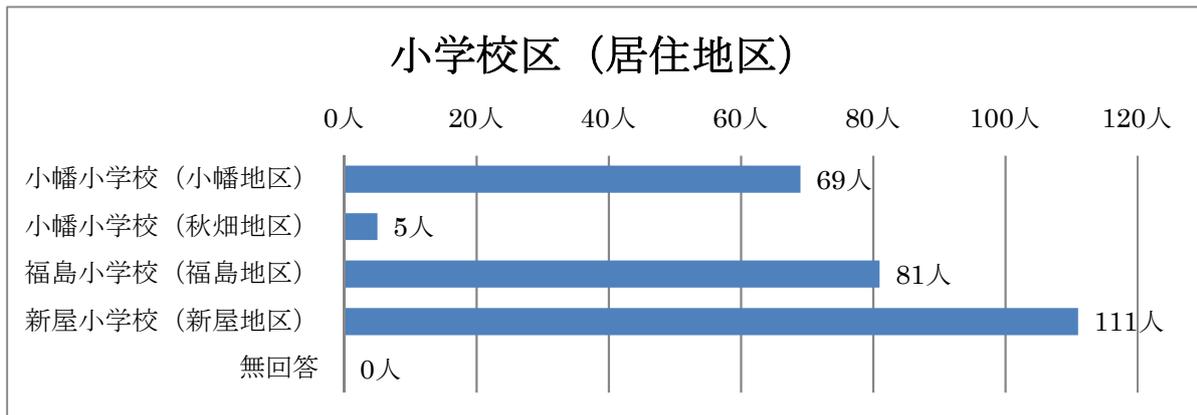


小学生児童

◆回答者等の基本情報

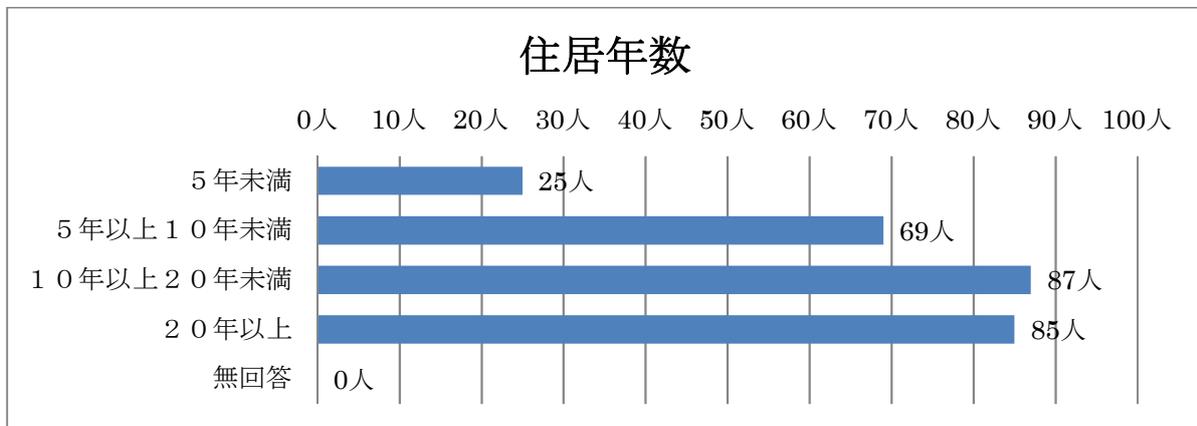
(1) 小学校区（居住地区）

「新屋小学校（新屋地区）」が最も多く111人（41.7%）、次いで「福島小学校（福島地区）」が81人（30.5%）、「小幡小学校（小幡地区）」が69人（25.9%）、「小幡小学校（秋畑地区）」が5人（1.9%）となっています。



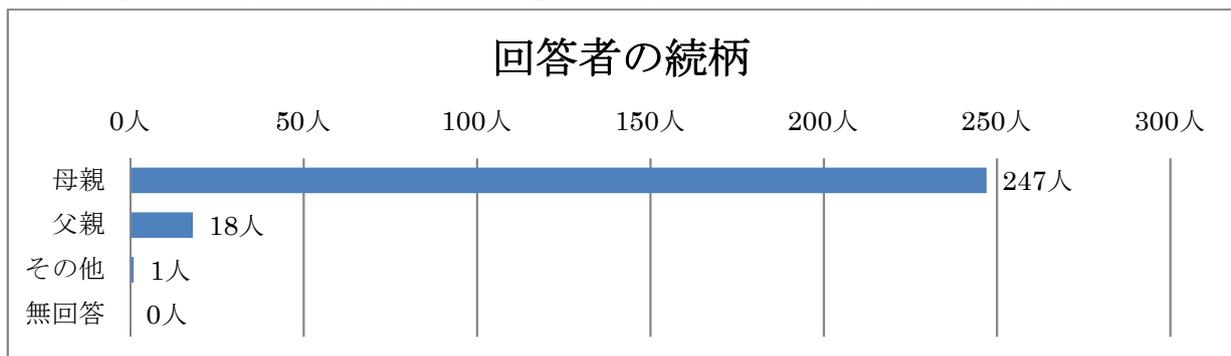
(2) 居住年数

甘楽町に住んで「10年以上20年未満」が最も多く87人（32.7%）、次いで「20年以上」が85人（32.0%）、「5年以上10年未満」が69人（25.9%）、「5年未満」が25人（9.4%）となっています。



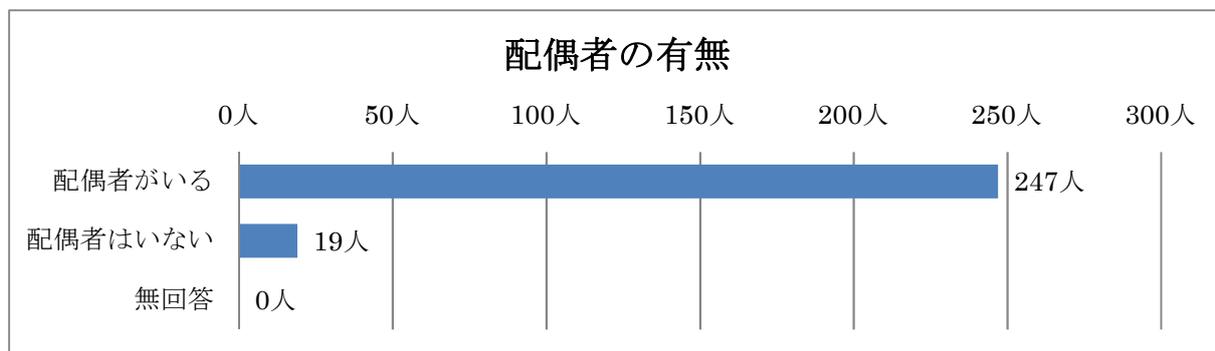
(3) 回答者の続柄（お子さんからみた関係）

「母親」が247人（92.9%）、「父親」が18人（6.8%）となっています。



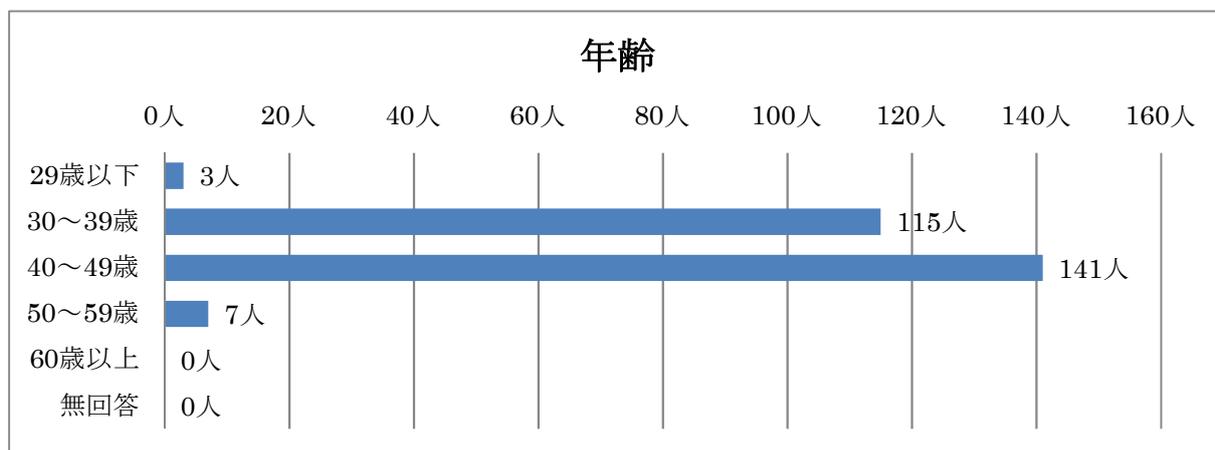
(4) 配偶者の有無

「配偶者がいる」が247人(92.9%)、「配偶者はいない」が19人(7.1%)となっています。



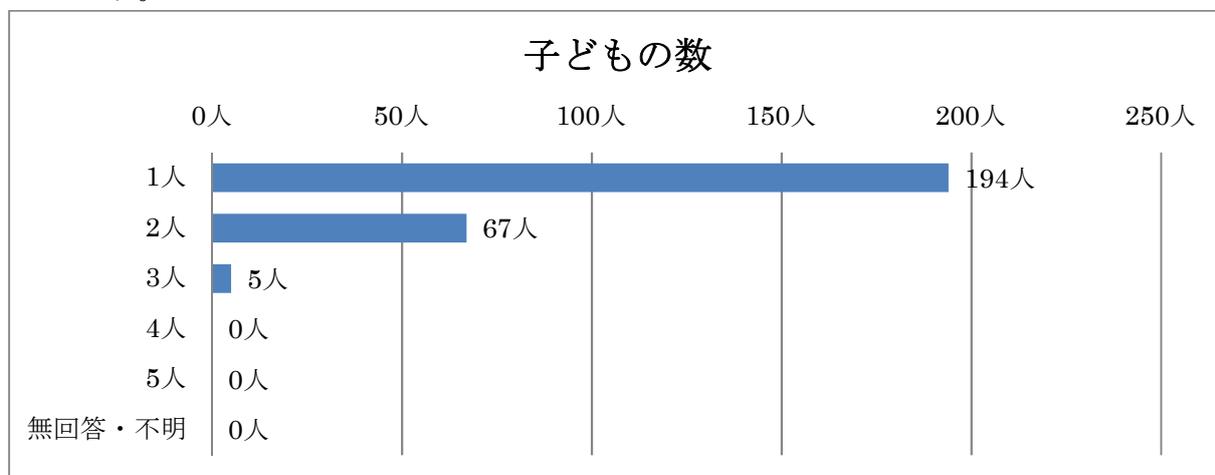
(5) 回答者の年齢

「40～49歳」が141人(53.0%)、「30～39歳」が115人(43.2%)などとなっています。



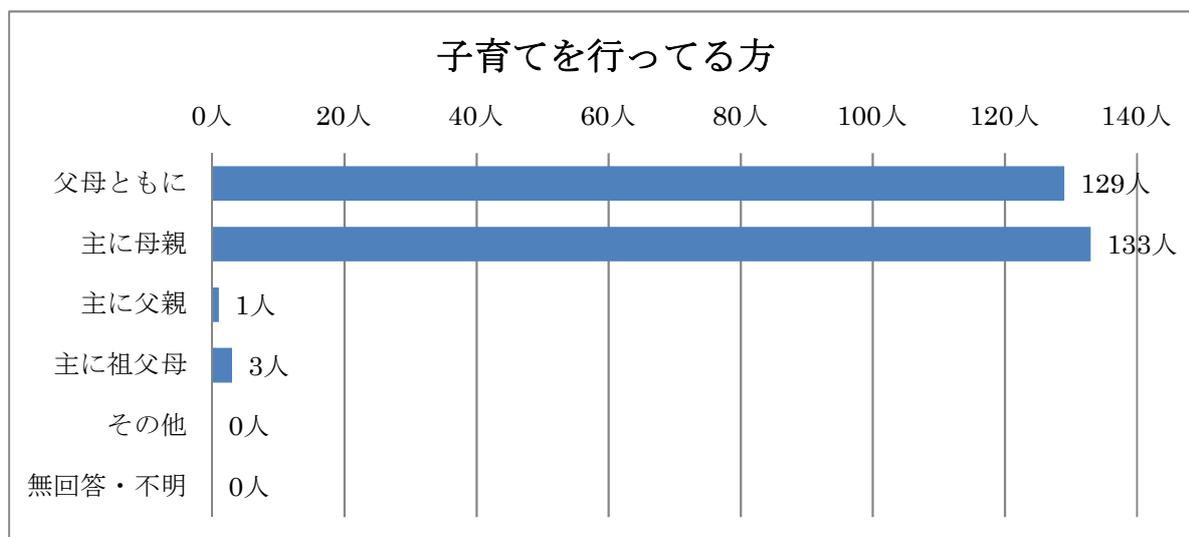
(6) 子ども(小学生)の人数

「1人」が最も多く194人(72.9%)、次いで「2人」が67人(25.2%)、などとなっています。



(7) 子育て（教育を含む）を主に行っている方

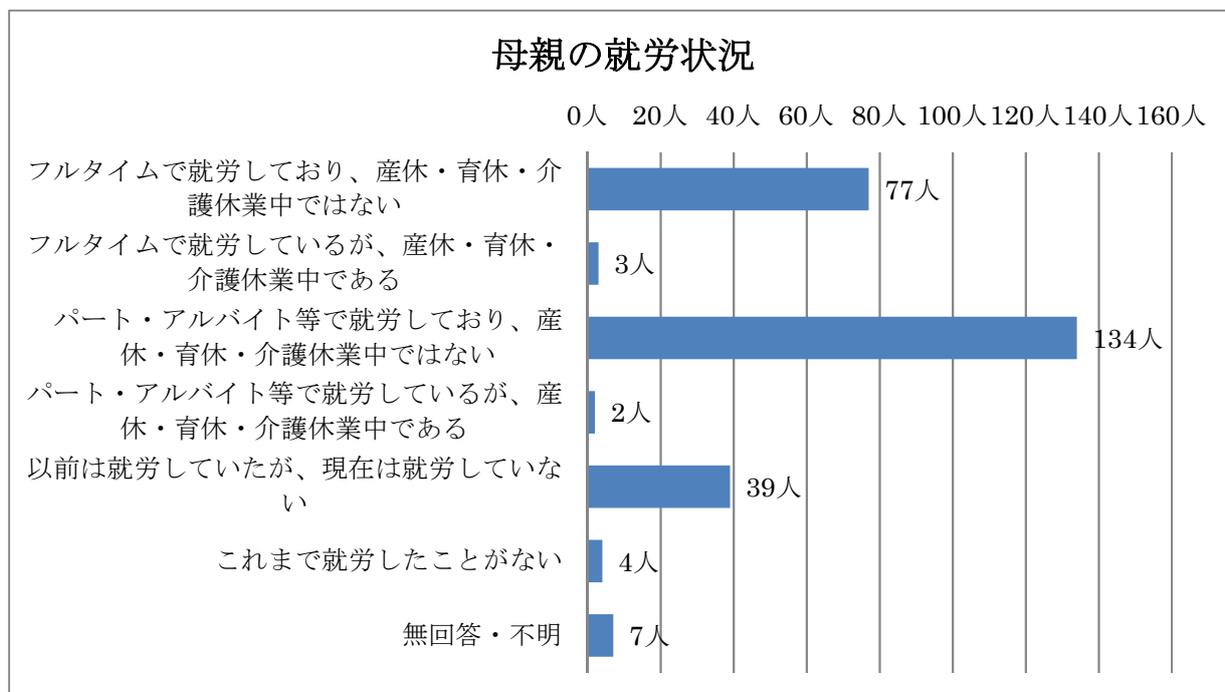
「主に母親」が133人（50.0%）、「父母とも」が129人（48.5%）となっています。



2 母親の就労状況

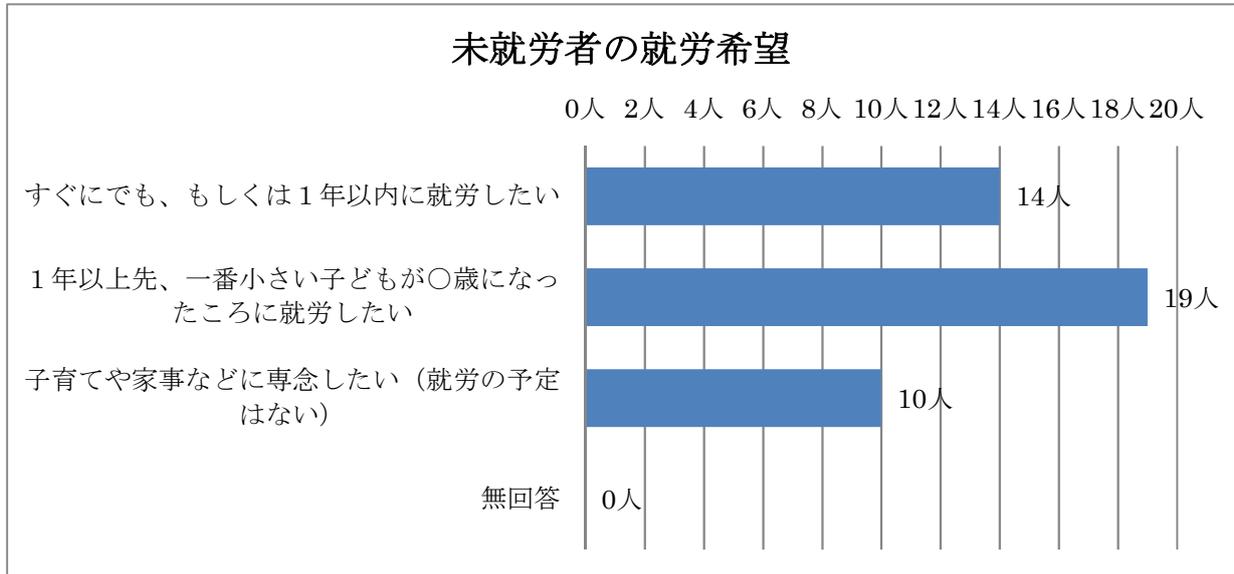
(8) 現在の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が134人（50.4%）と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が77人（28.9%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39人（14.7%）となっています。



未就労者の就労希望（就労していない・就労したことがない方）

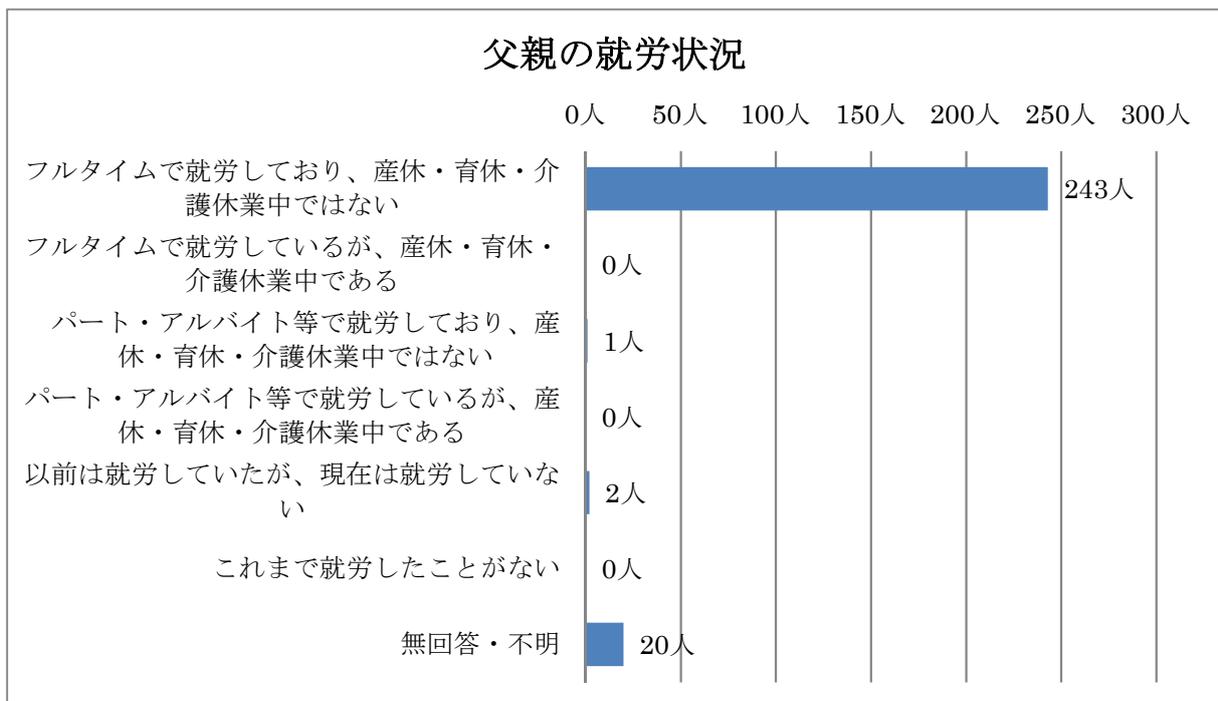
「1年以上先、一番小さい子どもが〇歳になったところに就労したい」が19人(44.2%)と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が14人(32.6%)、「就労の希望はない」は10人(23.3%)となっています。



3 父親の就労状況

(9) 現在の就労状況

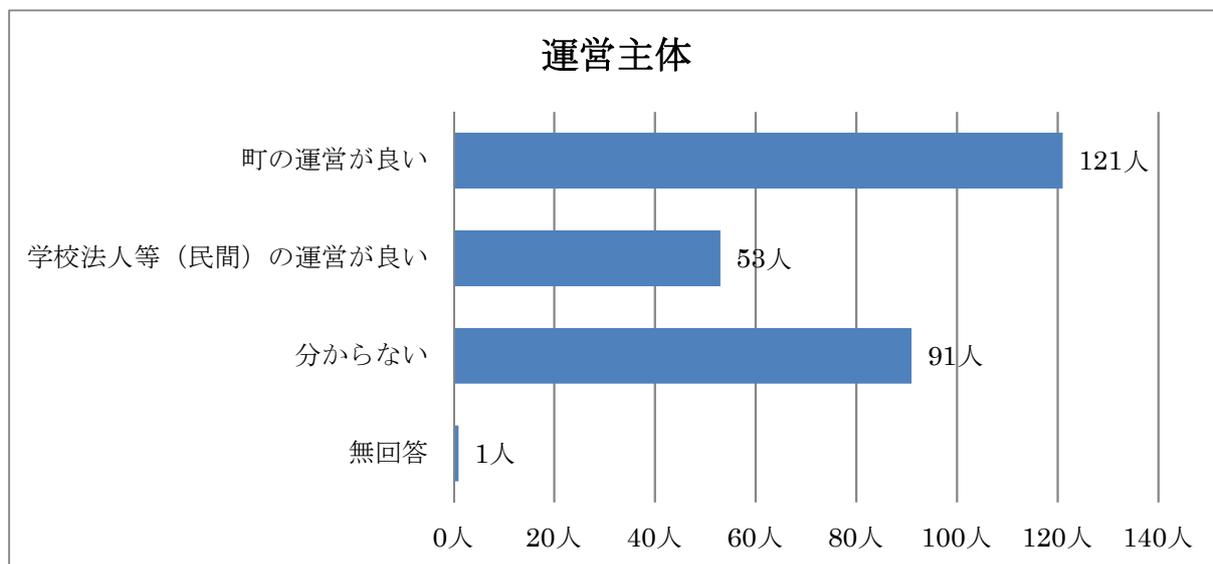
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が243人(91.4%)となっています。



4 幼稚園の統合について

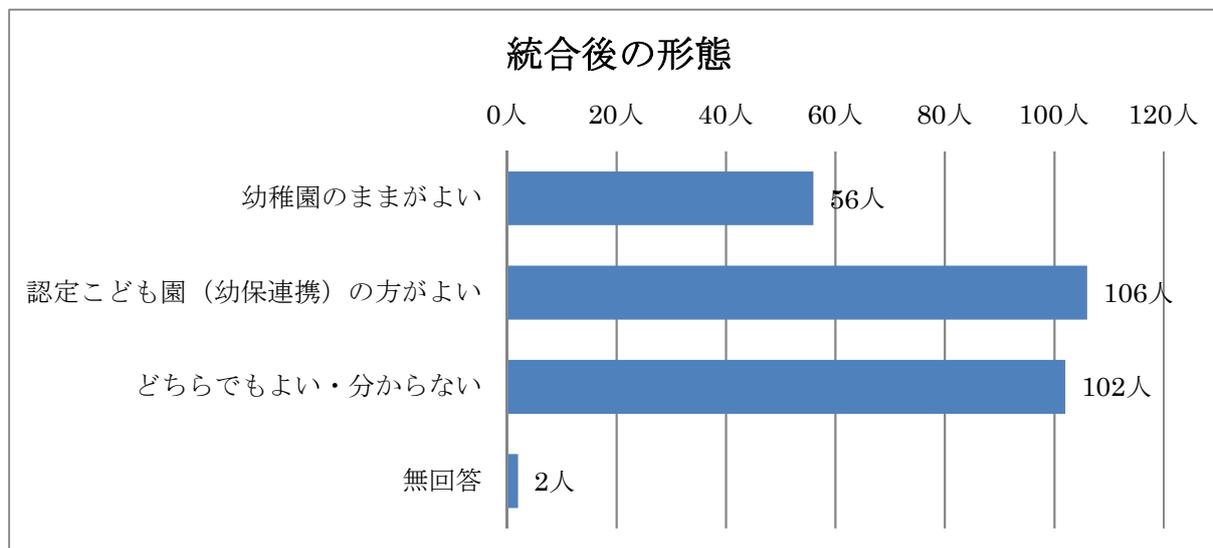
(10) 運営主体

「町の運営がいい」が121人(45.5%)、「分からない」が91人(34.2%)となっています。



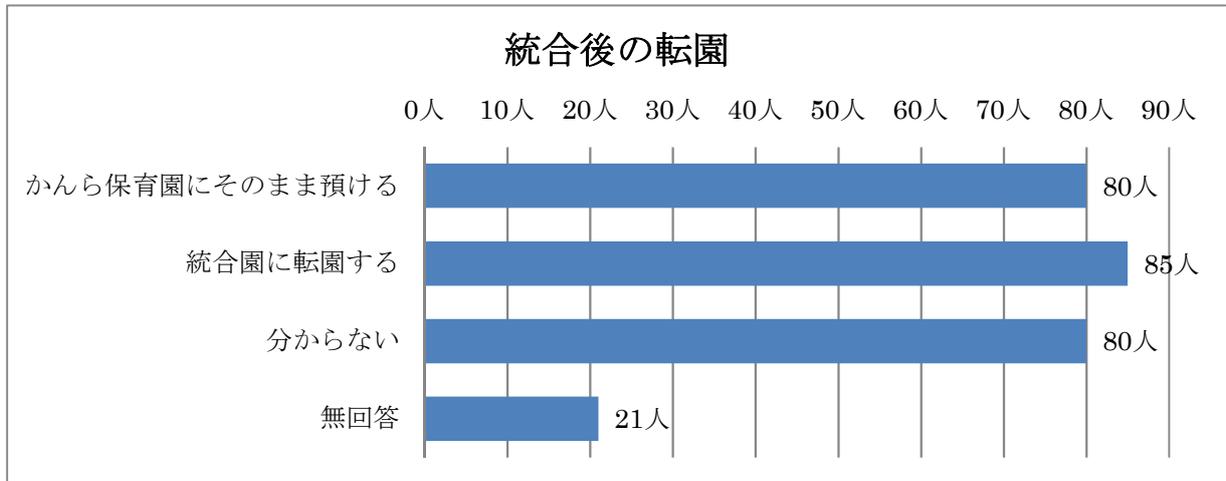
統合後の形態

「認定こども園(幼保連携)の方がよい」が最も多く106人(39.8%)、次いで「どちらでもよい・分からない」が102人(38.3%)となっています。



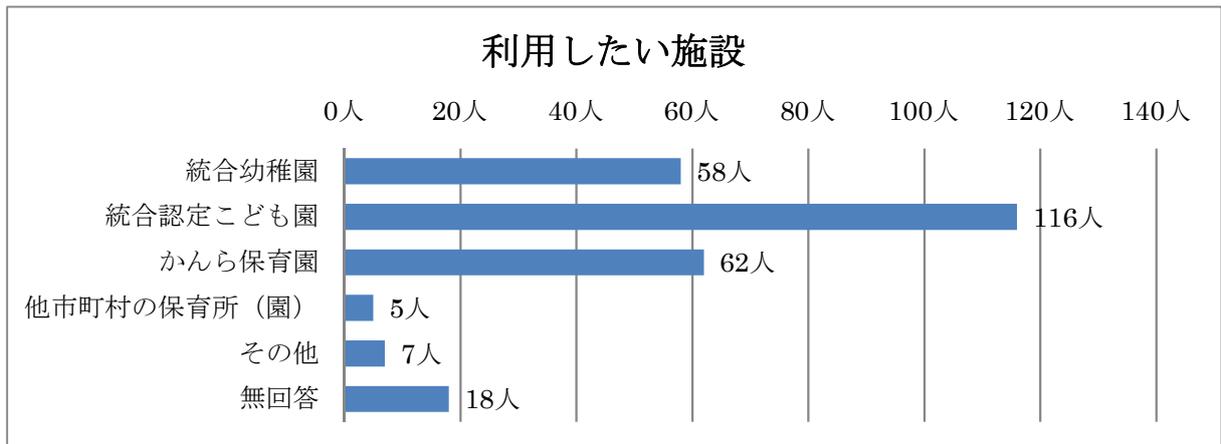
統合後に転園するか

「統合園に転園する」が最も多く 85 人 (32.0%) 「かんら保育園にそのまま預ける」と「分からない」が同人数で 80 人 (30.1%) となっています。



一番利用する可能性が高い施設

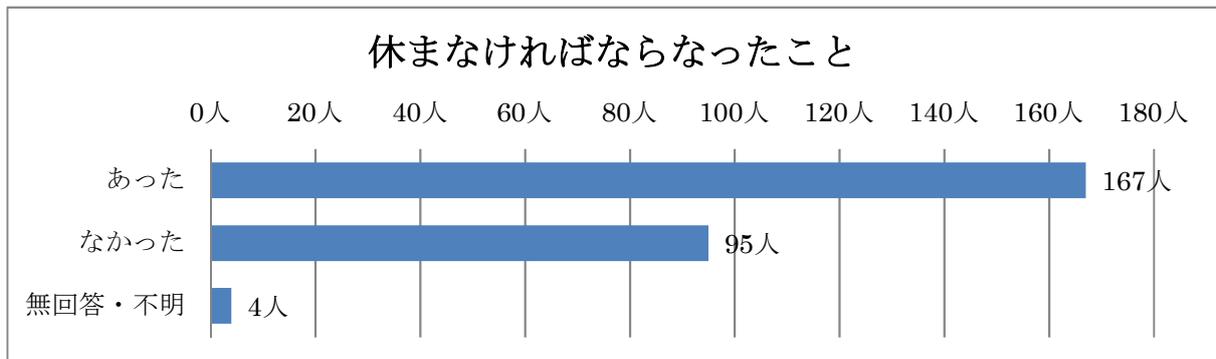
「統合認定こども園」が最も多く 116 人 (43.6%)、次いでかんら保育園が 62 人 (23.3%)、「統合幼稚園」が 58 人 (21.8%) となっています。



5 病気の際の特別な対応状況

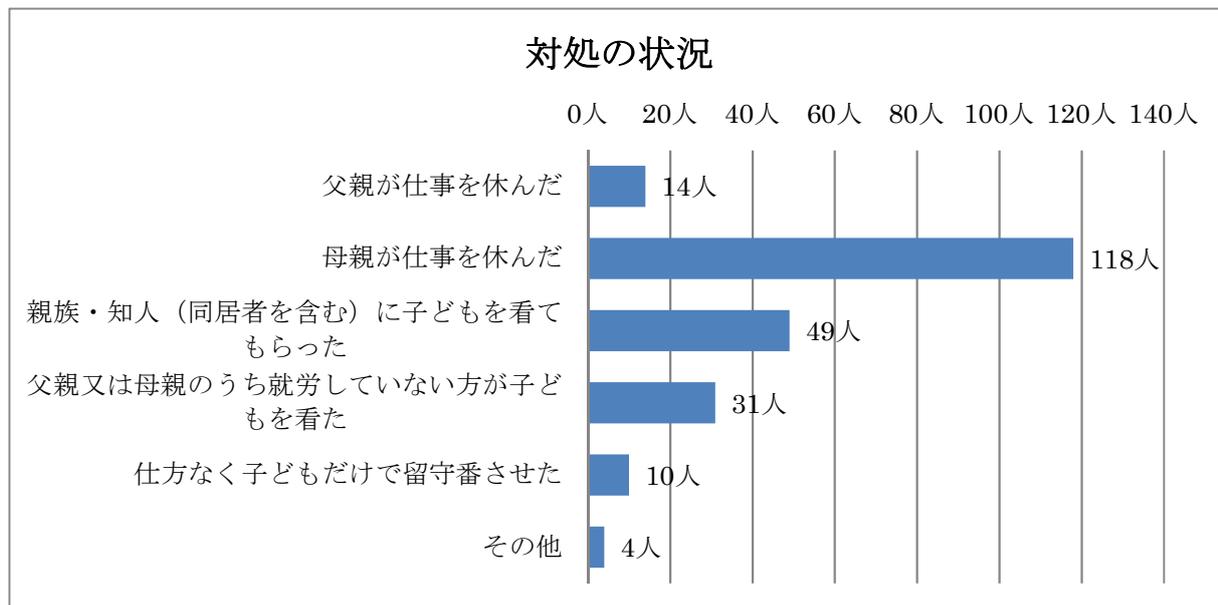
(11) 必要性の有無

「あった」が 167 人 (62.8%)、「なかった」が 95 人 (35.7%) となっています。



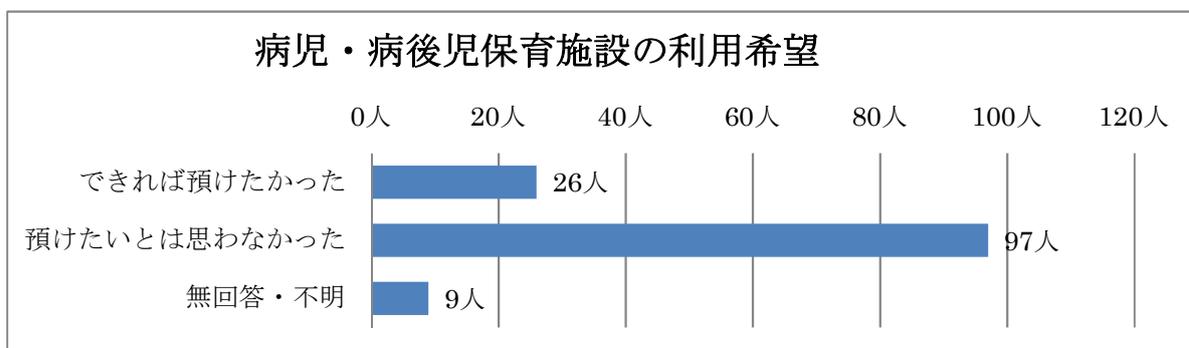
(12) 対処の状況

「母親が仕事を休んだ」が118人(52.2%)と最も多く、次いで「親族・知人に子どもを看てもらった」が49人(21.7%)などとなっています。



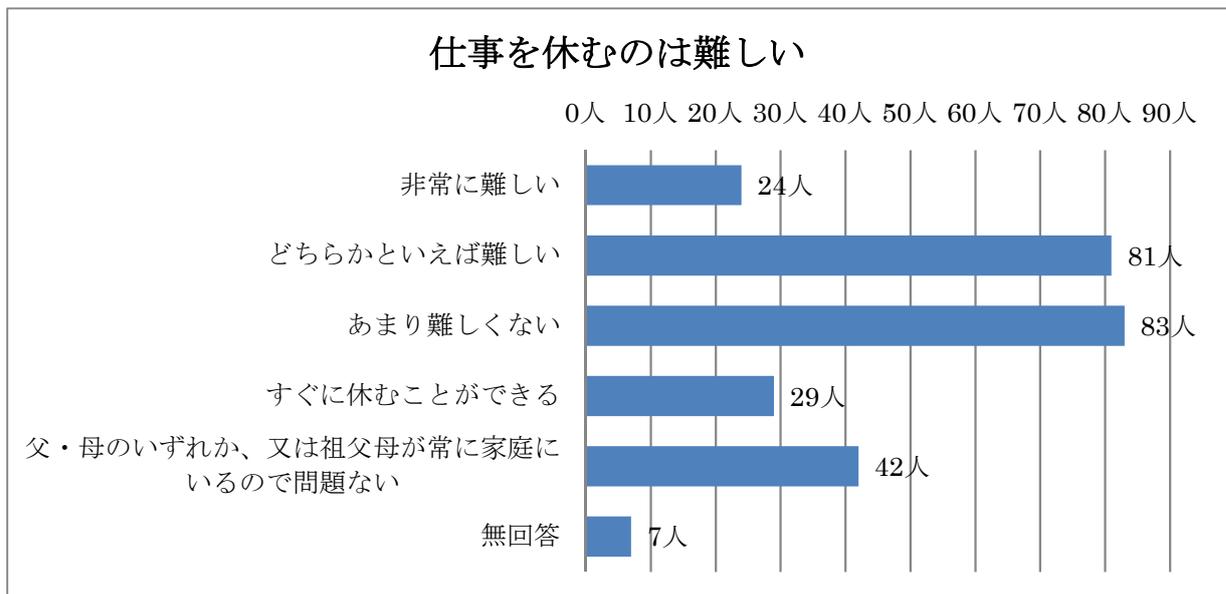
(13) 病児・病後児保育施設の利用希望

「預けたいと思わなかった」が97人(73.5%)、「できれば預けたかった」が26人(19.7%)となっています。



(14) 仕事を休むのは難しい

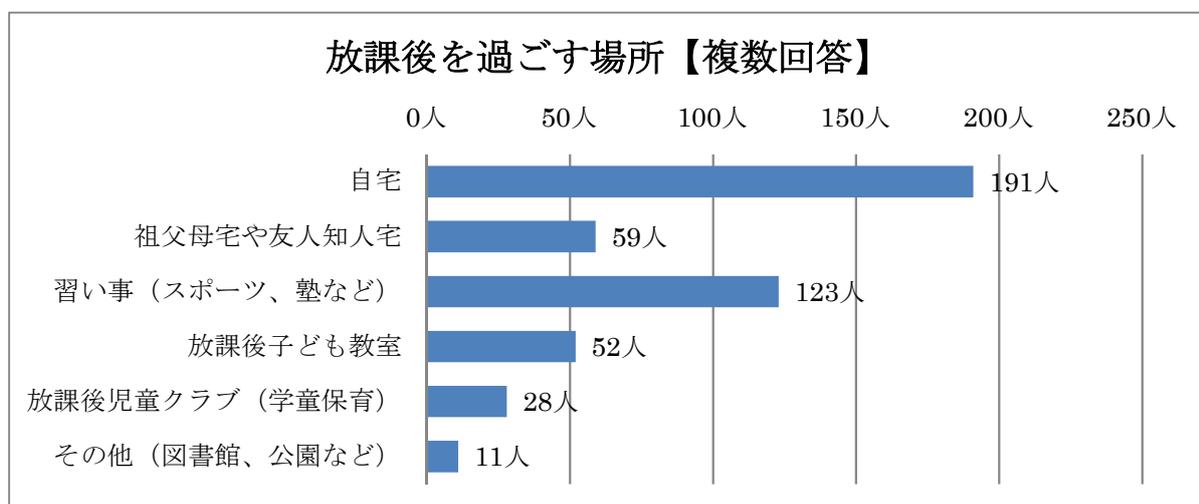
「あまり難しくない」が83人(31.2%)、「どちらかといえば難しい」が81人(30.5%)となっています。



6 放課後の過ごし方

(15) 過ごす場所

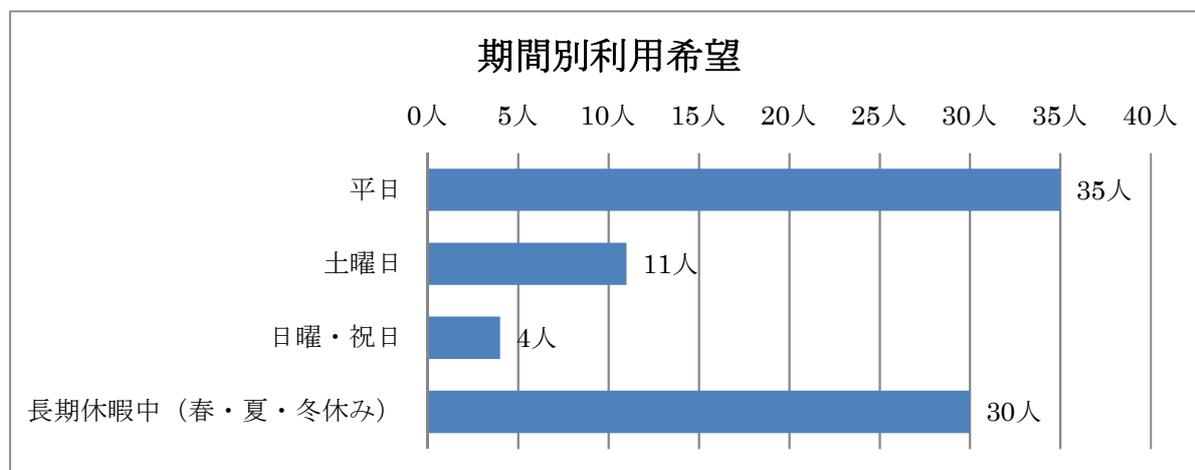
「自宅」が191人(41.2%)と最も多く、次いで「習い事」が123人(26.5%)などとなっています。



7 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

（16）期間別

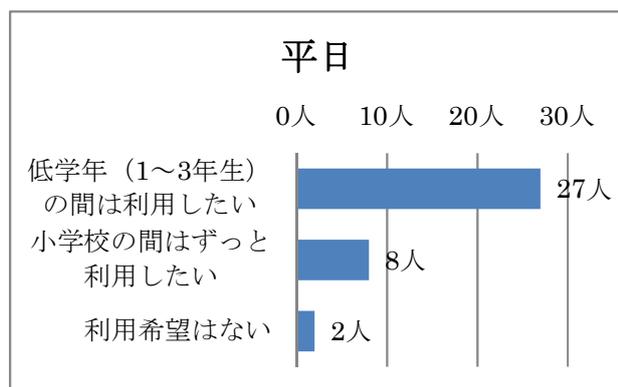
「長期休暇中（春・夏・冬休み）」が38人（40.0%）と最も多く、次いで「平日」が33人（34.7%）などとなっています。



（2）利用希望の状況

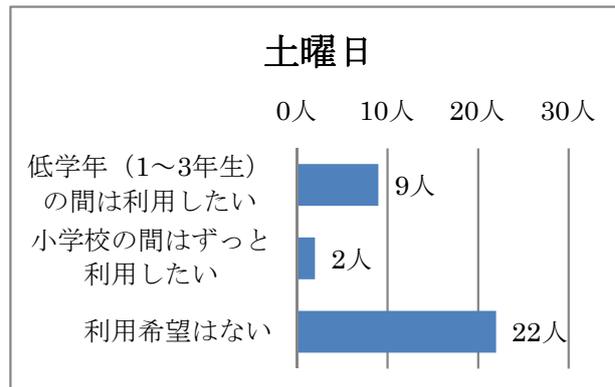
①平日

「低学年の間は利用したい」が27人（73.0%）



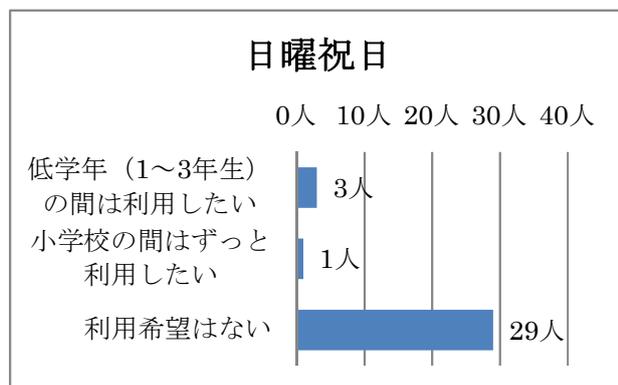
②土曜日

「利用希望はない」が22人（66.7%）



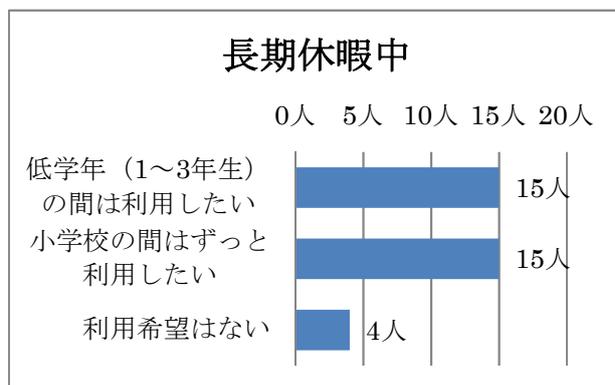
③日曜祝日

「利用希望はない」が29人（87.9%）



④長期休暇中

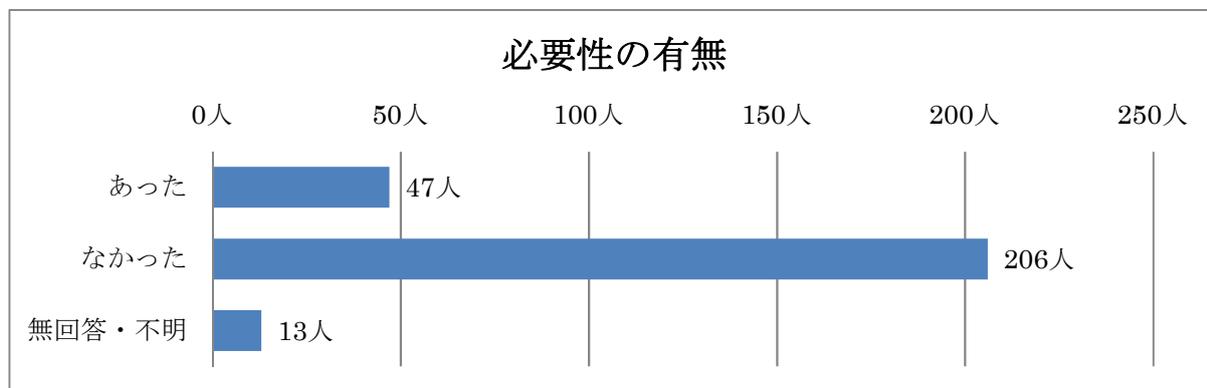
「低学年の間は利用したい」と「小学校の間はずっと利用したい」が15人（44.1%）



8 宿泊を伴う一時預かり等の利用

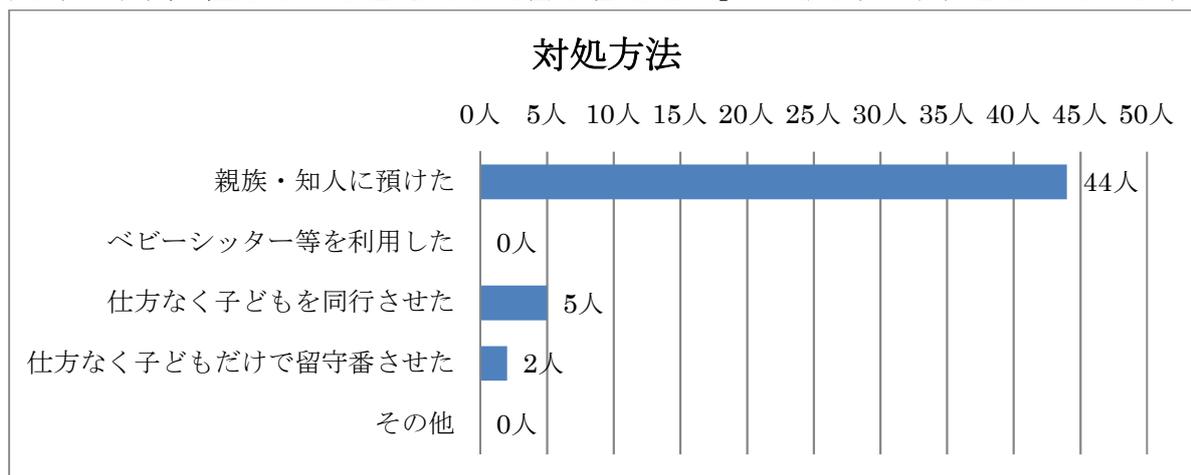
(17) 必要性の有無

「なかった」が206人(77.4%)、「あった」が47人(17.7%)となっています。



対処の方法

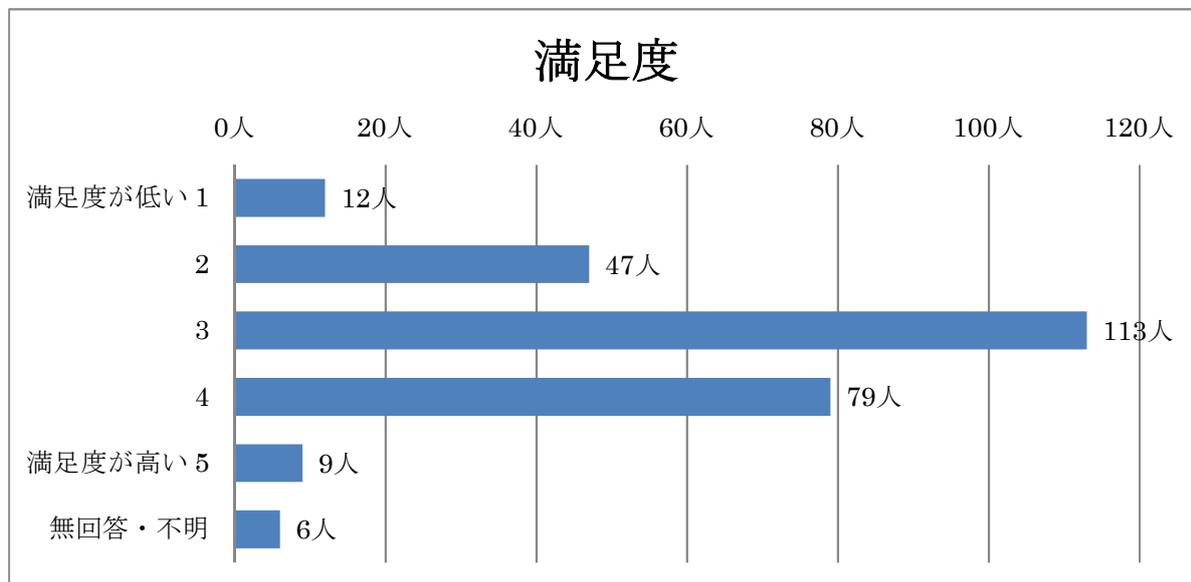
「親族・知人に預けた」が44人(86.3%)と最も多く、「仕方なく同行させた」が5人(9.8%)、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が2人(3.9%)となっています。



9 子育て環境や支援施策の満足度

(18) 満足度

「3 (どちらともいえない)」が113人 (42.5%) と最も多く、次いで「4 (どちらかといえば満足)」が79人 (29.7%) などとなっています。



2 第1期 甘楽町子ども・子育て支援事業計画の達成状況と具体的取組み

(1) 親と子のこころとからだの健康支援

項目	事業概要	実施状況
妊婦健康相談	妊娠届出時に、母子手帳・妊婦健康診査受診票等を交付。望ましい出産に向けて、妊婦の状況把握と必要な保健指導を行う。 妊娠11週以下での届出の推進。	H30より助産師も加わり全妊婦に実施 H29:届出時相談 92人 H30:届出時相談 65人 妊娠11週以下での届出 H29:95.5% H30:89.1%
妊婦健康診査	委託医療機関と連携し、妊婦の健康管理を図るとともに、異常の有無を早期に確認し、保健指導や家庭訪問等が必要な妊婦に対しては随時対応し、適切な指導を行う。	妊婦1人につき14回分助成 H29:延 830回 H30:延 734回
母親学級	安心して出産・育児に望めるよう正しい知識の普及と、育児の孤立を予防するために交流を図る。父親の参加も可能。	年3コース(1コース4回)実施 参加者数 H29:妊婦 延70人・夫 延1人 H30:妊婦 延63人・夫 延6人
不妊治療対策	体外受精または顕微授精以外の不妊治療を行う人を対象に、費用の一部を助成する。	H28から上限額を10万円から30万円に引き上げ H29から不育症治療費助成を開始 H29:9件 H30:不妊10件 不育1件
乳幼児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児の健やかな育成を図る。 第1子は助産師が訪問。ハイリスク者は保健師が訪問。ハイリスク者を除く全乳児に保健推進員が訪問する。	H29:実74人(対象75人) 延134人 H30:実79人(対象79人) 延120人
乳幼児健康診査	3~4ヶ月・9~10ヶ月・1歳半・3歳児を対象に健康診査および栄養・歯科・保健指導を行う。乳児健診月1回・1歳半および3歳各年5回	受診率 3~4ヶ月:H29 98.5%・H30 100% 8~9ヶ月:H29 98.2%・H30 98.7% 1歳半:H29 93.5%・H30 100% 3歳:H29 100%・H30 98.5%
健康診査未受診者対策	電話や家庭訪問で状況を把握し、必要な指導を行う。	実施中

健康相談・親子で集う場	身長・体重測定、発達チェック、個別の育児相談を実施する。 「すくすく広場」や「子育てサロンさくらんぼ」で育児についての知識の普及および仲間づくりを支援する。	乳児相談：H29 延221人・H30 延209人 幼児相談：H29 延212人・H30 延139人 H31より「かんら健康ダイヤル24」開始 子育て支援センター開設により、「すくすく広場」はH29で終了 「子育てサロンさくらんぼ」 1箇所 月2回(毎月第1・第3水曜日)実施
乳幼児発育・発達支援	乳幼児健康診査や相談等で疾病や障がい、発育・発達の遅れが疑われた場合、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児ができるよう支援する。 適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行う。	あそびの教室 H29:実9人 延38人・H30:実9人 延46人 マザー&チャイルド H29:実14人 延48人・H30:実7人 延48人 児相相談 H29:実3人 延3人・H30:実17人 延17人
歯科保健事業	乳幼児期から虫歯予防を生活習慣化できるように支援する。 むしば予防教室や歯科保健指導等を通して歯科保健の大切さを理解してもらい、意識の向上を図る。 希望者へのフッ素塗布・集団洗口や洗口剤の無料配布等、年代や生活環境に応じたフッ素利用で虫歯予防に努める。	H30 【歯科保健指導】 乳児健診：年12回 150人 1歳半・3歳児健診：年10回 126人 むしば予防教室：年12回 297人 親子歯科指導：年4園×1回 155人 小中学校歯科指導：年7日 940人 歯科相談・フッ化物洗口説明会 30人 【フッ化物利用】 集団フッ化物塗布 297人 集団フッ化物洗口 150人(99.3%) 小中学生希望者へのフッ化物洗口剤無料配布 271人(28.8%)
予防接種	感染症の蔓延防止・国民の免疫水準維持を目的に定期の予防接種を実施する。	【定期接種】 H29:1,999人 97.8%・H30:2,138人 97.5% 【任意接種(おたふくかぜ全額助成)】 H29:52人 74.3%・H30:76人 91.6%
ブックスタート事業	絵本を介して心ふれあう時間を提供するために、3・4ヶ月健診時に、ボランティア(すくすく子育て協力隊)のメンバーが絵本の読み聞かせを行う。 家庭でも親子のコミュニケーションが深まるよう、読んだ絵本をプレゼントする。	図書館司書の協力を得て実施 H29:64人 H30:71人

乳幼児期の食育の推進	乳幼児の健康診査や健康相談において、管理栄養士が保護者に対して食に対する正しい知識や望ましい食習慣を伝え、食生活の基礎づくりを行う。 園児においては、保育所や幼稚園といった集団の場を活用して、楽しく食育を身につける活動を行う。	管理栄養士：乳幼児健診や乳幼児相談にて実施 食改推：親と子の料理教室 園児へのおやつ講習会 保育園での食育計画に基づく野菜の栽培 学校給食と食に関する知識の提供 各校園での食育指導を年間 120 回実施
栄養相談	栄養相談（離乳食・幼児食相談等）を行う。 管理栄養士によるおやつと食事のあり方についての指導・相談を行う。	乳幼児健診や乳幼児相談にて実施する 他、子育て支援センター利用者からの相談や電話相談にも対応
かかりつけ医の普及	子どもの日ごろからの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医づくり」を促進する。	出生時の訪問の際に指導 小児科医については、3～4 ヶ月健診時 100%あり
養育医療	早産児・低出生体重児を対象に、助産師や保健師による家庭訪問を実施し、発育や発達、育児に関する指導に努める。	H29:未熟児養育医療費公費負担 2 人 訪問 実 2 人 延 2 人 H30:未熟児養育医療費公費負担 3 人 訪問 実 3 人 延 6 人

（２） 生きる力を育む教育の充実

項目	事業概要	実施状況
相談・情報提供	子どもの健康相談を中心に的確な情報提供に努める。 子育て支援情報のホームページ掲載や内容の充実に努める。	健康・育児面については実施中 H31 より「かんら健康ダイヤル 24」開始
子育て不安への対応	乳幼児健康相談を中心に的確な情報提供を行い、家庭での子育てを支援する。	乳幼児相談 H29:対面 433 人 電話 203 人 H30:対面 348 人 電話 174 人 H31 子育て世代包括支援センターを開設し助産師も週 3 回対応。産後サポート事業として、赤ちゃん教室を開催
子育て講座	子どもの健康の確保や親子関係の円滑化を目的に、ニーズに合った情報・知識・技術の提供を行う。	H29：親子リトミック H30：アンケート結果で要望が少数だったため開催せず

保育士・幼稚園教諭の研修会	保育士、幼稚園教諭の意識改革や子育て相談等に対する対応・知識を深め、研修を通して資質向上を図り、研修に参加しやすい体制づくりに努める。	コンサルテーション事業による技術支援 保育の内容に関することや発達障害など、年数回研修を実施 群馬県幼稚園PTA連合会等の主催研修会や研究会事例発表会に積極的に参加
保育所・幼稚園・小学校の連携強化	多様な教育・保育ニーズに応える観点から、保育所と幼稚園の連携や就学前教育と小学校の連携を図る。	小学校教諭と年長担任保育士と打ち合わせを行うなどして、随時情報交換を実施 幼稚園とかんら保育園の5歳児同志の交流1回/年実施 小学校1年生と5歳児の相互交流5回/年実施
親となるための意識啓発	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努める。	妊娠届出時、母親学級等で啓発 中学校2年生に対し、「いのちの誕生のお話」の中で啓発
出前講座「いのちの誕生のお話」	小中学生を対象に保健師と助産師が学校に出向き、生命の誕生する過程や生命の誕生に寄せる家族の思いを伝えることで、自分の存在の大切さや親になるということ、互いを思いやる気持ちの大切さを知ってもらう。	小学校2年生と中学校2年生に対し、先生と連携し毎年実施

(3) 地域で支えあう子育ての推進

項目	事業概要	実施状況
情報提供、相談窓口	健康課を中心に各課と連携し、子育てについてのさまざまな情報の共有化を図る。 子育て支援の各種サービスや育児全般について、情報提供や助言を行う総合的な相談窓口を、子育て支援センターに開設する。	H31 子育て世代包括支援センターを開設しワンストップで相談できる体制を整備 保健推進員による訪問等の実施 保推活動 H29: 1,918人(うち訪問808人) H30: 1,836人(うち訪問810人)
広報紙・ホームページの活用	子育てや教育に関する情報を「広報かんら」や「町ホームページ」へ掲載する。	子育てに有用な制度、イベント等についての情報を随時掲載 広報かんらに「教育の広場」を連載

パンフレット等の作成・配布	子育て支援サービスや子育て関連施設をまとめたパンフレット等の作成・配布を行う。	未実施 妊娠期から1歳までの子育て支援サービスのチェックリストは作成
子ども会活動	子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地域の子ども会が行うボランティアや地区活動を支援する。	町子ども会育成団体連絡協議会へ補助金 54,000 円を補助 3 地区の子ども会の支援 例：パワフル子ども会等
スポーツ少年団活動	青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を行う。	実施中 10 団体
交流イベントの開催	各地区の活動団体が、年間を通して活発に活動できるよう、補助事業の活用を促進する。 町内 4 地区の生涯学習推進協議会の活動を支援する。	4 地区の生涯学習推進協議会へ 150 千円の補助金を交付 町生涯学習推進協議会視察研修を年 1 回実施
ボランティアについて学べる機会の提供	ボランティア活動への参加を促進するため、各種講座の開設等によりボランティアの育成に努める。	未実施
読書ボランティア養成講座、読み聞かせ活動	ブックスタート事業にあわせて、読書ボランティア養成講座を開催し、受講者が読書ボランティアとして、読み聞かせの活動など子どもと本を結ぶ様々な環境づくりに取り組む。 受講したボランティアが子どもたちに読書の喜びや楽しさを伝えることができるように、それぞれの学校・施設等で活動を行う。	養成講座未実施 「子育てサロンさくらんぼ」で月 1 回読み聞かせを実施 保育園では日々の保育の中での読み聞かせのほか、ボランティア団体による読み聞かせを実施 せせらぎお話し隊が、小幡小学校で実施中

(4) 子育て家庭全般への子育て支援の充実

項目	事業概要	実施状況
延長保育	保護者の勤務形態に対応し、保育所において、通常の保育時間を超えた保育の実施を検討する。	保育園では午後 4 時半から午後 6 時半までの延長保育を実施
障がい児保育	医師や看護師・保健師・理学療法士等の専門家の指導を受けながら、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を検討する。	未実施

一時預かり事業	緊急時、保護者に代わって保育所で一時的に保育を行い、保護者の心理的・身体的な負担の軽減を図る。	保育園では月曜から土曜まで、一時保育を実施 H31年度から、子育て支援センター内で一時預かりを実施
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を希望する人と支援を提供できる人が登録会員となって一時的な支援を有料で行い、その仲介をセンターが実施する事業	H29年度に立ち上げたが、利用者が伸びず H30年度で事業終了
休日保育	日曜日や祝日に保護者の都合により家庭での保育が困難となった児童の保育の実施を検討する。ファミリー・サポート・センターでの対応を想定。	未実施
病後児保育	子どもの病気のため、仕事を持つ親が職場を長期的に休まなければならなくなったケースに対応し、回復期における子どもの保育の実施を検討する。ファミリー・サポート・センターでの対応を想定。	未実施
学童保育 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に学童保育所で安全な遊び場の確保や生活指導を有料で行う事業。	学童保育(指定管理者委託) 1箇所 H29:開所日数 251日 登録数 63人 延べ 7,268人 H30:開所日数 252日 登録数 89人 延べ 8,867人
健康相談等	相談や家庭訪問・教室を通して、子育てに対する不安や悩みを持つ母親に寄り添い傾聴し、必要な情報を提供する。 いつでも気軽に相談に対応できる体制の整備を図る。	【相談】 H29:対面 433人 電話 203人 H30:対面 348人 電話 174人 【訪問】 H29:211人 H30:243人 子育て支援センターを利用しながら気軽に相談できる体制が整った H31より「かんら健康ダイヤル 24」開始 巡回療育相談…言語・心理発達に心配のある児を対象に、県の地域療育支援担当と協力し、随時実施
地域子育て支援センター事業	気軽に集い交流する場所(施設)を常設し、子育て関連の情報提供や相談・講習等を実施する。 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する。 地域の関係機関や団体等と連携して、地域での子育て支援活動を実施する。	子育て支援センターと連携し、保健師や管理栄養士の相談会を実施 月～金曜まで保育士常駐、土曜・祝日は自由開放 利用者数 H30:開所日数 306日 2,862家族 児童 3,700人

子育てサポーターの養成と活用	子育て経験のある方などを対象に研修等を開催し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う「子育てサポーター」を養成する。養成後は、子育て支援センターの支援員として活用するなど、子育て支援を担う人材としての育成に努める。	未実施
子育て支援センターの開設	子育て支援センター（児童館併設）を開設し、乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施する。	H29年度（H30年2月）開設 （児童館併設はなし）
児童館の開設	児童館を開設し、児童の健全育成の拠点施設として活用する。	未実施
子育てサークル活動	子育てサークルの自主的な活動を支援するため、活動場所の提供や各種相談の提供を行うとともに、サークルリーダーの育成に努める。	未実施（サークルの把握なし）
育児休業制度の定着	共働き世帯が増加しているなか、男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築けるよう、育児休業制度の定着促進や、男女がともに育児休業を取得しやすい職場、復職時の勤務環境への配慮など、企業に対して理解と協力を求める。	妊娠届出時等で育休取得の勧奨を行っている
労働時間短縮等	関係機関と連携しながら、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行う。	未実施
就労支援事業	ハローワークと連携し、就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身につける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努める。	お知らせ版にてスキルアップセミナー等の講座を掲載

（５） 安心・安全な生活環境の整備

項目	事業概要	実施状況
公園等の適切な維持・管理	公園遊具の充実、点検・管理を徹底する。利用者の意見を取り入れ安全に利用できる公園の維持を進める。	施設保守点検（毎年度実施） 老朽化遊具の撤去、更新（随時） 遊具の新設（年1～2基） 職員による遊具の定期点検及び業者による遊具等の保守点検（年1回）実施

<p>既存施設の開放と利用促進</p>	<p>体育館など学校施設の開放を地域において積極的に進める。</p> <p>保育所・幼稚園の園庭開放等については、利便性と安全性に配慮して進める。</p> <p>新たに開設する保健センターについては、子育てサークルや親子が気軽に集える場や遊びのスペースを確保し、効果的な活用を図る。</p>	<p>通年体育館を開放し実施中</p> <p>H30年2月総合福祉センターを「多世代サポートセンター(にこにこ甘楽)」に改修し、保健センターおよび子育て支援センターを備える</p> <p>子育て支援センターを保育士がいない土曜日・祝日も自由開放</p> <p>会議室を中高生の学習場所として夏休み中の週3日開放</p> <p>各幼稚園の一般開放を7回/年実施</p>
<p>放課後子ども教室</p>	<p>放課後に子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊び、学習等いきいきと活動できる居場所や機会を提供する。</p>	<p>3小学校で実施中</p> <p>H30：113人 延べ8,062人が利用</p> <p>H29：92人 延べ6,683人が利用</p>
<p>子どもを対象とした各種講座の開催</p>	<p>子どもの健全な社会性や親子のふれあいを育むため、公民館やコミュニティセンター「ら・ら・かんら」での各種講座や研修・遊び場の提供等を進める。</p> <p>地域文化・芸能の伝承の継続を重視した取り組みを充実させる。</p>	<p>おもしろ科学教室 3教室 51人</p> <p>他、子ども教室を開催 5教室 147人</p> <p>甘楽町図書館において、甘楽町読み聞かせの会との共催により読み聞かせ年4回実施</p> <p>平成29年度2月まで、ら・ら・かんらで毎月第3水曜日に、子育て支援グループ「さくらんぼ」において、司書による読み聞かせを実施</p> <p>にこにこ甘楽へ「さくらんぼ」の活動拠点が移動した後は、司書が出張して継続実施</p> <p>夏休みを利用して地域の歴史を考える体験教室を開催</p> <p>古代体験「勾玉づくり教室」</p> <p>2回実施(午前・午後) 58人参加</p> <p>古代体験「埴輪づくり教室」</p> <p>2回実施(午前・午後) 43人参加</p>
<p>スポーツを通じた世代間交流</p>	<p>誰もが気軽に楽しむことができ、また世代間交流を図ることを目的として、新しいスポーツの導入も視野に、スポーツ教室・大会を開催する。</p>	<p>さくらマラソン大会始め、町民体育大会等各種町スポーツ大会を実施</p>

<p>通学路の安全確保</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図る。</p> <p>歩道が設置されていない道路に、グリーンベルトの設置や歩きやすい側溝の設置などを含め安全な道路環境の整備を推進する。</p> <p>通学路の安全点検を定期的に行い児童生徒の安全確保に取り組む。</p>	<p>グリーンベルト設置推進 (反町上引田線、金井小幡線ほか)</p> <p>町道、県道への歩道設置推進 (天王下平線、富岡神流線ほか)</p> <p>通学路の合同点検実施(年1回)</p> <p>甘楽町交通安全推進協議会(会議2回、現場合同点検1回)の開催を行い、点検結果を町HPで公表</p>
<p>交通安全教室</p>	<p>発達段階に応じた指導・内容等に配慮した交通安全教室を保育所・幼稚園・地域等と連携を図りながら、計画的かつ継続的に開催する。</p>	<p>(春)交通安全教室の実施(幼稚園)</p> <p>(冬)交通安全啓発品(三色パンジー)の配付(幼稚園・保育園)</p> <p>(4月)交通安全ぬりえの配付(幼稚園・保育園)</p> <p>各幼稚園小中学校で交通安全教室の開催(1回/年)</p> <p>各小中学校での交通安全講話の実施(1回/月)</p>
<p>交通安全施設の整備</p>	<p>カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の維持・整備を行う。</p>	<p>地域の要望に応じてカーブミラー等の新設、更新を実施(概ね10基/年)</p> <p>道路新設、改良工事での保安施設整備及び維持修繕の実施</p>
<p>誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止</p>	<p>パンフレットの配布や集団指導、個別相談などを開催し、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行う。</p>	<p>乳幼児健診時にパンフレットを配布 適宜個別指導を実施</p> <p>職員に対し貼り紙等により注意喚起</p> <p>保護者に対し毎月のおたよりの中で事故防止を啓発</p> <p>パンフレットによる事故防止の啓発</p> <p>学校施設の安全点検を毎月1回実施</p>
<p>地域パトロール活動等</p>	<p>自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロールや啓発活動を促進する。</p> <p>甘楽町安全安心メール等を活用した犯罪情報等の迅速な提供を行い、関係者の情報共有に努める。</p>	<p>防犯協会各支部の活動支援のため、補助金の交付、消耗品の提供、情報交換の場の設営を実施</p> <p>学校支援ボランティアによる定期的なパトロールの実施</p> <p>青少年育成推進員によるパトロールの実施</p> <p>夏:9回、冬:5回、春:5回実施</p> <p>夏祭り:1回</p>

防犯教室等	子どもが犯罪被害の危険から、自らの身を守る能力を培い、防犯意識の高揚を図るため、防犯教室等を実施する。	保育園での防犯訓練 年2回 各小中学校による防犯教育の実施
防災訓練	地震や大雨による土砂災害などの自然災害に対し、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練を実施する。	地域防災訓練を、町内4地区にて毎年1地区ずつ順番に実施し、子どもを含めた地域住民が参加 保育園で防災訓練を毎月1回、消防による訓練を年1回実施 各幼稚園小中学校で避難訓練を年1回実施。
総合的な防災学習	子ども自身が自分の身を守るよう、防災基礎知識を学習するとともに、子ども自身で地域を歩き、防災上の危険な場所や安全な場所を探すタウンウォッチングを実施し、防災マップを作成するなど、総合的な防災学習を実施する。	平成27年度に秋畑地区にて住民自ら自主避難計画を策定し、安全な避難場所の確認や避難訓練を実施 総合学習の授業で、防災基礎の知識についての学びを実施

(6) 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

項目	事業概要	実施状況
子どもの人権尊重	障がいのある子ども、障がいのない子どもが同じように地域のなかで交流し、生活できるように障がいのある子どもに対する理解の促進と権利の尊重を図り、啓発に努める。	各小中学校で人権集中学習期間を設けて、人権についての知識の習得を実施
人権啓発活動	人権意識の高揚を目的とし、あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動を推進するとともに、効果的な啓発のあり方の研究に努める。 学校・幼稚園・保育所においては、様々な機会を通じて家庭における人権教育の大切さを啓発する。	園・学校だより等を通じて、人権教育の大切さを啓発
甘楽町要保護児童対策地域協議会	「甘楽町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進める。	H30:開催1回 年1回の協議会への参加を通じて、現状の把握を行い、虐待防止の対策を実施 要対協調整担当者研修会に参加

<p>児童虐待の予防</p>	<p>各事業を通して母親等の話を傾聴し、一人で問題を抱え込まないように、地域全体で子育てをしていく大切さを伝え、親子関係をよりよく育んでいけるよう支援する。児童虐待に関わる関係機関との連携を強化し、それぞれの役割と機能を果たしながら支援できる体制を充実させる。</p>	<p>個別支援会議に参加 要保護児童対策地域協議会等関係機関と随時連絡調整、実施 家庭訪問や授業参観などの機会に親子関係の重要性を伝え、良好な親子関係が築けるよう支援</p>
<p>虐待の早期発見とその対応</p>	<p>乳幼児健診等において虐待予防の視点を持ち、育児不安などからくる児童虐待等の予防のため、早期発見、早期支援に努める。訪問活動（保健師、民生・児童委員、保健推進員、保育士・教諭等）による早期対応を図る。 その後の地域でのケアや見守りが円滑に図れるよう、関係機関との連携を強化するなど、個別事例の対処に努める。</p>	<p>育児不安対応 H29:7人 H30:8人 要保護児童対策地域協議会等関係機関と随時連絡調整 保育園では、毎月の身体測定の際に目視による点検を兼ねて実施 各小中学校で虐待等の早期発見体制を整備し、初期対応を行い、毎月開催する園長校長会と教頭会で情報共有し、支援が必要な児童生徒へ必要により家庭訪問等を実施</p>

3 甘楽町子ども・子育て審議会

(1) 会議の開催状況（検討の経緯）

開催日		主な内容
第1回	令和元年（2019年） 6月17日	○委嘱状交付 ○子ども・子育て審議会について ○子ども・子育て支援ニーズ調査について
第2回	令和元年（2019年） 9月30日	○ニーズ調査の集計結果（概要）について ○今後のスケジュールについて
第3回	令和元年（2019年） 12月26日	○第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の 素案について ○今後のスケジュールについて
第4回	令和2年（2020年） 3月16日	○パブリックコメントの実施結果について ○第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画最終決定

(2) 甘楽町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

	委員区分	機関名	職名	氏名
1	1号委員 (学識経験者)	甘楽町議会	議長	◎富岡 朝男
2		甘楽町議会 社会産業常任委員会	委員長	金田 倍視
3		甘楽町区長会	会長	黛 利信
4	2号委員 (関係団体の推薦)	甘楽町小中学校 PTA連絡協議会	会長	山口 悦史
5		甘楽町幼稚園 PTA連絡協議会	会長	森谷 亜佑美
6		保育園保護者会	会長	恩田 伶奈
7		学童保育クラブ保護者会	会長	小菅 竹美
8	3号委員 (子どもの保護者)	推薦		茂原 今日子
9	4号委員 (町長が認める者)	甘楽町教育委員会	教育長 職務代理者	○松井 勉
10		甘楽町校長会	会長	飯塚 真琴
11		民生委員児童委員協議会	会長	黒澤 正(R元.11まで) 青木 正美
12		民生委員児童委員協議会 主任児童委員	代表	茂木恵子(R元.11まで) 関谷 かおり
13		甘楽町社会福祉協議会	会長	江原 宏(R元.6まで) 牛木 義
14		幼稚園園長	代表	中島 好美
15		かんら保育園	園長	森田 稔

◎：会長 ○：副会長

第 2 期 甘 楽 町 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

発行年月 令和 2 年（2020 年）3 月
発 行 群 馬 県 甘 楽 町
編 集 健 康 課 福 祉 係
〒370-2213
群 馬 県 甘 楽 郡 甘 楽 町 大 字 白 倉 1395-1
☎ 0274-67-7655（代表）
URL <http://www.town.kanra.lg.jp/>